

# 仕様書

1. 件名 令和7年度 論文評価指標「Altmetric」の検索およびエコチル調査ホームページ上へのスコア掲載ライセンス 一式

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「令和7年度 論文評価指標「Altmetric」の検索およびエコチル調査ホームページ上へのスコア掲載ライセンス 一式」について規定する。

2. 数量 一式

(構成内訳)

Altmetric Explorer 年間購読費用 チームライセンス (5名まで)	1式
Altmetric Badges のエコチル調査発表論文の公開サイトへの年間掲載費用	1式

3. 研究内容・購入目的

環境省とNIESと全国のユニットセンターが進めている、子どもの健康と環境に関する全国調査（以下「エコチル調査」という。）の研究成果の注目度や学術・政策的貢献等を客観的かつ定量的な指標で評価するため、エコチル調査関係者が学会誌等に発表した論文（Article もしくは Review）について、「Altmetric」というオンライン公開された研究成果の関心や関与を示す指標を用いた解析を行う。本調達は、Altmetric 検索やエコチル調査のホームページへのスコアバッジ掲載のライセンスが必要であるため、「令和7年度 論文評価指標「Altmetric」の検索およびエコチル調査ホームページ上へのスコア掲載ライセンス 一式」を購入するものである。

4. 仕様

「令和7年度 論文評価指標「Altmetric」の検索およびエコチル調査ホームページ上へのスコア掲載ライセンス 一式」については、以下の条件を満たす必要がある。

- 1) Altmetric Explorer を5名までの利用者が納入期限より12か月間使用できるライセンスであること。
- 2) Altmetric Badges をエコチル調査発表論文の公開サイトで納入期限より12か月間掲載できるライセンスであること。
- 3) Altmetric 指標の検索やスコアバッジ使用にあたって、電子メールによるテクニカルサポートが受けられること。

5. 納品場所 茨城県つくば市小野川16-2 国立研究開発法人国立環境研究所

6. 納入期限 令和7年4月1日

## 7. 協議事項

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。

## 8. その他

本調達が、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

なお、納入者は、本調達により納入する物品の使用又は設置等について、NIES において法令等（例：労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、電波法（昭和 25 年法律 131 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律 138 号）、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）など）に基づく許認可申請・届出等を必要としないかを調査するものとし、調査の限りにおいて当該許認可申請・届出等が必要であると判断される場合には、納入時まで NIES 担当者にその旨を文書にて通知すること。

また、納入引渡しが完了した時点より 1 年間を保証期間と定め、保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。

# 仕 様 書

- 1 件 名 令和7年度 BIOVIA COSMOlogic 製品年間保守業務
- 2 業務契約期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
- 3 業務実施場所 国立研究開発法人国立環境研究所において行うものとする。

## 4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所(以下「NIES」という。)では、化学物質等の包括的なリスク評価・管理の推進に係る研究に取り組んでいる。PFAS や界面活性剤などを含む様々な物質のリスク評価を行うためには、環境動態モデルを開発するとともに、化学物質の物性値に関し一層、研究を進める必要がある。量子化学計算で得られる分子の表面電荷情報と分子統計力学に基づき、溶液中の分子の化学ポテンシャルを算出することにより物性を推算する COSMO-RS 法は環境リスク評価において有用なツールであるとされている。下記ソフトウェアは COSMO-RS 法による物性推定のために必要なものである。

## 5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下に記載する通り、保守業務を実施することとする。

### 1) 保守対象製品

保守の対象とする製品は、NIES が永久ライセンスを有する以下の COSMOlogic 製品とする。

BIOVIA COSMOtherm (永久ライセンス、10 指名ユーザー)

BIOVIA COSMOconf (永久ライセンス、10 指名ユーザー)

BIOVIA TURBOMOLE (永久ライセンス、10 指名ユーザー)

### 2) 保守内容

保守の内容は、以下に記載する通りとする。

- ① 当該製品の最新版のダウンロードを可能とすること
- ② 製品に不具合(バグ)が生じた場合、不具合の修正等の対応をすること
- ③ 使用方法・不具合に関する照会に対して回答を提供すること
- ④ 10名以内のユーザーが製品を同時使用可能であり、NIES 内でのユーザーの入れ替わりには制限がないこと
- ⑤ インストール台数に制限なく利用できること
- ⑥ NIES 内のスーパーコンピュータにおける製品の使用についても保守の対象とすること
- ⑦ 保守期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日とすること
- ⑧ 次年度以降においても、別途契約により年間保守の提供が可能であること

## 6 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (3) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 業務に用いる電算機(パソコン等)は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていな

いことが確認できたもののみを使用すること。

(6)再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

7 検 査

本業務終了後、NIES 担当者による本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

8 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

9 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

# 仕 様 書

- 1 件 名 令和 7 年度検疫用核酸精製システム EZ1 および EZ2 保守業務
- 2 業務契約期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日
- 3 業務実施場所 国立研究開発法人国立環境研究所(以下「NIES」という。)において行うものとする。

## 4 目 的

検疫用核酸精製システムは、野生動物から採取した臓器サンプルより核酸を抽出する装置で、野生動物感染症の検査には必須の機械である。障害が発生した場合は、感染症検査業務に大きな支障が出るため、早急に障害を取り除く対応が必要となる。そのため、当該システムの年間保守を行うものである。

## 5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

- ① 本保守業務は EZ1 AdvancedXL (Serial No.106A0438, No.199A2583) 2 台、および Z2 Connect Fx (Serial No.P1222030F) 1 台について行うものとする。
- ② ①の装置に対し、必要な保守サービス（清掃、調整、消耗品の交換等）を行うこと。
- ③ ①の装置に障害が発生した場合には、トラブルの原因の特定を行い、原因に応じた対策をとり修理、修復すること。
- ④ ①の装置に調整または修理が必要な場合、故障受付時から 48 時間以内（非営業日を除く）に対応すること。
- ⑤ 修理後は修理内容を報告すること。
- ⑥ 契約期間中に定期点検 1 回を行うこと。
- ⑦ 定期点検後は、点検結果を報告すること。

## 6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

- (1) 業務結果報告書 1 部

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます  
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

## 7 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- ① 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ② 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③ 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。

- ④請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤業務に用いる電算機(パソコン等)は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講じること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## 8 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## 9 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

## 10 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

# 仕 様 書

- 1 件 名 令和7年度トリプル四重極質量分析装置保守業務
- 2 業務契約期間 令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日
- 3 業務実施場所 国立研究開発法人国立環境研究所において行うものとする。

## 4 目 的

NIESでは、環境中化学物質の汚染実態把握に関する研究を実施している。本装置は、化学物質を分離定量するための高性能の質量分析装置であり、常時高性能を維持するためには、不断の整備、調整が必要である。また、複雑な内部構造であるため、専門技術者による修理及び部品交換を行わなければならない。故障した際の速やかな修理が、研究遂行上必要不可欠であるため、保守業務を行うものである。

## 5 業 務 内 容

### (1) 対象機器

Agilent6475 トリプル四重極質量検出器 1台

### (2) 緊急保守

突発的に発生した故障等に対し、NIES担当者からの連絡により、速やかに技術者を派遣し、修理、整備等適切な措置を行うこと。緊急保守に要する取り替え部品は、本契約に含むものとする。  
緊急保守作業終了後、作業完了報告書を作成し、NIES担当者の確認を得ること。

#### 1) 修理対応

- ・カスタマコンタクトセンター優先受付：  
専用優先フリーダイヤルが利用可能であること。
- ・緊急保守対応：  
オンサイトでの緊急保守(技術者派遣費/工数費/交通費/補修用性能部品)  
を含む。

### (3) 技術作業員

本装置は高性能な装置のため、技術作業員はメーカー主催の技術トレーニングを受講し、認定を受けた専門技術者であること。

## 6 業務実施体制及び資格

保守作業終了後、速やかに作業完了報告書を作成し、NIES担当者に提出するものとする。

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律(平成12年法律第100号)第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます  
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合はNIES担当者との協議の上、次の基本方針を参考に適切な表示を行うこと。

(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>)

7 業務開始時からの履行能力の担保

保守作業終了後、NIES 担当者の立ち会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

8 協議事項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議のうえ、その指示に従うものとする。

9 その他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

# 仕 様 書

## 1. 件 名

令和7年度大気シミュレーション研究に係る研究支援協力員派遣業務

## 2. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）における領域規模の大気化学輸送モデルを用いた数値実験研究に関する研究を円滑に推進するため、数値シミュレーションのプログラム・実行スクリプト作成やデータ解析に係る業務及び必要な関連の業務を行う。

## 3. 事業所の名称

国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川16-2）

## 4. 勤務場所

茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所 地域環境保全領域 大気モデリング研究室

電話番号 029-850-2544

## 5. 組織単位

地域環境保全領域 大気モデリング研究室（大気モデリング研究室長）

## 6. 派遣期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 7. 勤務形態及び員数

(1) 勤務時間 月曜日から金曜日の週4日（祝祭日を除く。）

9:00～17:00（うち、休憩時間12時～13時）

実働7.0時間

指揮命令者の指示により時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。この場合、時間外労働は、4時間/日、45時間/月、360時間/年以内とする。また、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則とするが、振り替えられない場合の休日労働は2日/月の範囲内とする。

(2) 員 数 1名

## 8. 責任の程度

(1) 役職名

なし

(2) 具体的責任の内容

担当業務の遂行責任のみ

## 9. 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別

限定しない。

## 10. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

限定しない。

## 11. 業務内容等

特記仕様書によるものとする。

## 12. 出張の取扱い

(1) 出張依頼等

指揮命令者の指示により、派遣労働者を当該業務の関連で出張させた場合の費用は、翌月に精算するものとする。

なお、NIES からの支給範囲は交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額

とする。

(2) 就業時間の取扱い

派遣労働者の出張期間中の就業時間は、7. (1) に定める就業時間数を就業したものととして取り扱うものとする。

13. 福利厚生

職員食堂、入館証、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。

また、作業に必要な備品及び消耗品について便宜供与する。

14. 報告書の提出

(1) 勤務報告書の提出

派遣労働者は別紙1の勤務報告書に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出するものとする。

(2) 出張経費報告書

派遣労働者は別紙2の出張経費報告書に出張期間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。

15. 勤務状況の報告

派遣先責任者は、派遣労働者から14. の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告するものとする。

16. 業務完了報告書等の提出

派遣元責任者は、15. の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写を派遣先責任者へ報告するものとする。

17. 検査

指揮命令者の確認を受けた14. に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった16. に定める報告書等により行うものとする。

18. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者

(1) 派遣元責任者

役 職

氏 名

電話番号

(2) 派遣元苦情処理担当者

役 職

氏 名

電話番号

(3) 派遣先責任者

役 職

氏 名

電話番号

国立研究開発法人国立環境研究所総務部人事課長

辻 恵一

029-850-2586

(4) 指揮命令者

役 職

氏 名

電話番号

国立研究開発法人国立環境研究所地域環境保全領域大気モデリング研究室長

森野 悠

029-850-2544

(5) 派遣先苦情処理担当者

役 職

氏 名

電話番号

国立研究開発法人国立環境研究所地域環境保全領域大気モデリング研究室

主幹研究員

茶谷 聡

029-850-2740

19. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等については、必要に応じて派遣元会社と指揮命令者

が協議の上、定めるものとする。

# 特 記 仕 様 書

## 1. 件 名

令和7年度大気シミュレーション研究に係る研究支援協力員派遣業務

## 2. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所における領域規模の大気化学輸送モデルを用いた数値実験研究に関する研究を円滑に推進するため、数値シミュレーションのプログラム・実行スクリプト作成やデータ解析に係る業務及び必要な関連の業務を行う。

## 3. 業務内容

- (1) 大気シミュレーション用の数値計算プログラムの編集・実行
- (2) 大気シミュレーション結果の数値解析
- (3) 各種観測データ等の整備
- (4) 上記(1)から(3)の他、指揮命令者の指示に従い、必要な業務を行う。

## 4. 必要条件・資格等

上記3.の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

- (1) 学歴等  
学士号以上の学位を有すること。
- (2) 技術的能力  
Python, matlab などを用いたプログラミング業務に関して1年以上の実施経験を有する者であること。
- (3) 語学及び学術的能力
  - ①英文の文書(数値シミュレーションモデルの手引書など)を読解できること。
  - ②業務遂行に必要な日本語での意思疎通・読み書きに支障がない者であること。

## 5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、むやみに第三者に伝えてはならない。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。

(別紙1)

# 勤務報告書

(業務名) 令和7年度大気シミュレーション研究に係る研究支援協力員派遣業務

令和 年 月分

氏名

日(曜日)	勤務時間	H	休憩時間(分)	超過勤務時間	H	業務内容等
1日( )	: ~ :			: ~ :		
2日( )	: ~ :			: ~ :		
3日( )	: ~ :			: ~ :		
4日( )	: ~ :			: ~ :		
5日( )	: ~ :			: ~ :		
6日( )	: ~ :			: ~ :		
7日( )	: ~ :			: ~ :		
8日( )	: ~ :			: ~ :		
9日( )	: ~ :			: ~ :		
10日( )	: ~ :			: ~ :		
11日( )	: ~ :			: ~ :		
12日( )	: ~ :			: ~ :		
13日( )	: ~ :			: ~ :		
14日( )	: ~ :			: ~ :		
15日( )	: ~ :			: ~ :		
16日( )	: ~ :			: ~ :		
17日( )	: ~ :			: ~ :		
18日( )	: ~ :			: ~ :		
19日( )	: ~ :			: ~ :		
20日( )	: ~ :			: ~ :		
21日( )	: ~ :			: ~ :		
22日( )	: ~ :			: ~ :		
23日( )	: ~ :			: ~ :		
24日( )	: ~ :			: ~ :		
25日( )	: ~ :			: ~ :		
26日( )	: ~ :			: ~ :		
27日( )	: ~ :			: ~ :		
28日( )	: ~ :			: ~ :		
29日( )	: ~ :			: ~ :		
30日( )	: ~ :			: ~ :		
31日( )	: ~ :			: ~ :		
計	—		—	—		—

(特記事項)

※既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者

国立研究開発法人国立環境研究所  
地域環境保全領域  
大気モデリング研究室

森野 悠

(別紙2)

# 出張経費報告書

指揮命令者 殿			請求者	所属						氏名	□				
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄 道 賃				船 賃		航空賃	車 賃		宿泊料	備 考
					路 程	運 賃	急 行 料	計	路 程	運 賃		路 程	実費額	実費額	
					km	円	円	円	km	円	円	km	円	円	
合 計															
出張用務									旅 費 計		円		※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書を添付すること。 なお、交通費についても、原則として添付すること。		
									その他経費計		円				
									合 計		円				

注) NIESからの支給範囲は、交通費及び宿泊費(10,000円(税込)を限度)の実支出額とする。

注) 既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者  
 国立研究開発法人国立環境研究所  
 地域環境保全領域  
 大気モデリング研究室  
 森野 悠

# 仕様書

- 1 件 名 令和7年度統合型雨水流出・洪水氾濫解析ソフトウェア保守業務
- 2 業務契約期間 契約締結日から令和8年(2026年)3月31日まで
- 3 業務実施場所 国立研究開発法人国立環境研究所(以下「NIES」という。)において行うものとする。

## 4 目 的

本業務は、気候変動影響評価及び適応策検討に関わる研究業務の一環として、福島県を主とした東北地方の自治体を主な対象地域として、気候変動が内水氾濫に及ぼす影響とその適応策検討を目的とした内水氾濫シミュレーションに取り組むことを目的としている。

具体的には、都市域の中小河川及び下水道システムにおける水理プロセスの統合計算を可能とする NIES が保有するソフトウェアを基にした数値モデルの構築と適用を行っている。最新の知見に基づくモデルの高精度化と利用に係る最適化のために、標記ソフトウェアの保守及びアップグレードを行うものである。

## 5 業務内容

- (1) 対象ソフトのサブスクリプション更新(1年間)  
InfoWorksICM (サブスクリプション期間中の新バージョン、パッチの提供を含む)
- (2) ソフトウェア保守
  - ・電話、メール、FAX、ウェブ会議システムにてソフトウェアの操作全般に関するサポート・アドバイス等の提供
  - ・InfoWorks ユーザー向け WEB サイトにおける Q&A 事例検索等へのアクセス権の発行
  - ・ソフトウェアの使い方・各種パラメータに関する講習を要望に応じて提供
- (3) 緊急保守  
突発的に発生した不具合等に対し、NIES 担当者の連絡により、平日 9:00-17:30 の電話での問い合わせ対応が可能なこと。
- (4) 業務支援  
各種メッセージや開発元資料の日本語化に関する業務支援を行うこと。また、河川モデリングや機能概要をまとめた技術資料を提供すること。

## 6 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (3) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 業務に用いる電算機(パソコン等)は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- (6) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## 7 検 査

保守作業終了後、NIES 担当者の立ち会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## 8 協議事項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議のうえ、その指示に従うものとする。

## 仕 様 書

- 1 件 名 令和7年度生体試料自動分注装置保守業務
- 2 業務契約期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
- 3 業務実施場所 国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）において行うものとする。

### 4 目 的

環境省事業「子どもの健康と環境に関する全国調査」の研究の中心機関（以下「コアセンター」という。）を担う NIES では、その根幹となるばく露評価のために、参加者から採取した生体試料や環境試料の分析を進めている。コアセンターでは、高度分析法の開発や精度管理を行っており、生体試料、環境試料、精度管理試料を分注する必要がある。本業務は、多数の試料を高速で自動分注する装置を年間通じて正常に稼働させるため、本装置が故障した際の速やかな修理及び専門家による定期メンテナンスを行うものである。

### 5 業務内容

請負者は、以下の業務を実施することとする。なお、実施された業務の内容を NIES に報告するものとする。

#### 5.1 対象機器

生体試料自動分注装置 Microlab STAR 1台

#### 5.2 即時保守

NIES の環境保健研究棟に設置された対象機器について、業務契約期間中、NIES 担当者から不具合、トラブル等の連絡を受けた際には、速やかに現場に出向いて事象を把握し、必要であれば修理・調整を行うこと。修理等に必要な補修用部品については本業務中に含むものとする（ただし、分注装置の通常消耗品は対象外とする）。また、本装置の通常の使用に関して発生した不具合については、修理・調整等を無償にて行うこと。

#### 5.3 定期メンテナンスの実施

対象機器について、以下のとおり定期メンテナンスを実施すること。メンテナンス時には点検時に交換部品（別紙参照）の交換を行い、交換後は動作確認を行うこと。交換する部品が欠陥品であった等の事由で性能を満たさない場合は、当該部品について無償で新品と交換し動作確認を行うこと。定期メンテナンス日程は、NIES 担当者との協議の上、決定すること。

#### 5.4 技術作業員

対象機器は高性能かつ精密な分注装置であるため、作業はメーカー直接若しくはメーカーから業務を委任されている者が行うこと。

#### 6 成果物の提出

請負者は業務契約期間終了時まで以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

(1)業務結果報告書 1部

報告書の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます  
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者との協議の上、次の基本方針を参考に適切な表示を行うこと。

(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>)

#### 7 著作権等の扱い

- 1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- 2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- 3) 上記 1) 及び 2) にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。  
([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- 1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- 2) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付に応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- 3) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- 4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- 5) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講じること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- 6) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## 9 検査

本業務終了後、NIES 担当者の立ち会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## 10 協議事項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者との協議の上、その指示に従うものとする。

## 11 その他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

【別紙】

生体試料自動分注装置 交換部品リスト

NO.	ユニット	部品名称	P/N	数量
1	Microlab STAR	インジェクションチューブ	173330	8
2	Microlab STAR	O-リング長寿命タイプ 8個入り	183060	1
3	Microlab STAR	ストップディスク長寿命タイプ 8個入り	183061	1

\* 2024年12月現在（点検時に製品が変更になっている場合は、新しい製品を使用すること）

# 仕 様 書

## 1. 件 名

令和7年度水生・底生生物の飼育・分譲業務及び生態毒性試験実施に係る支援協力員派遣業務

## 2. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）における環境政策対応の一環で実施している生態毒性試験を目的とした、淡水・汽水・海産の水生・底生生物の飼育及び生態毒性試験実施に関わる補助業務を行う。

## 3. 事業所の名称

国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川16-2）

## 4. 勤務場所

茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所 環境リスク・健康領域 環境リスク科学研究推進室

電話番号 029-850-2851

なお、感染症の蔓延等による自宅就業の協力依頼があった場合等で、遠隔でも実施可能な業務についてはNIESと調整の上実施場所を変更することも可能とする。

## 5. 組織単位

環境リスク科学研究推進室

## 6. 派遣期間

令和7年4月1日から令和7年10月31日まで

## 7. 勤務形態及び員数

(1) 勤務時間 月曜日から金曜日（祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）  
8：30～17：15（うち、休憩時間12時～13時）

実働7.75時間

指揮命令者の指示により時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。この場合、時間外労働は、4時間/日、45時間/月、360時間/年以内とする。また、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則とするが、振り替えられない場合の休日労働は2日/月の範囲内とする。

(2) 員 数 1名

## 8. 責任の程度

(1) 役職名

なし

(2) 具体的責任の内容

担当業務の遂行責任のみ

## 9. 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別

限定しない。

## 10. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

限定しない。

## 11. 業務内容等

特記仕様書によるものとする。

## 12. 出張の取扱い

### (1) 出張依頼等

指揮命令者の指示により、派遣労働者を当該業務の関連で出張させた場合の費用は、翌月に精算するものとする。

なお、NIES からの支給範囲は交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。

### (2) 就業時間の取扱い

派遣労働者の出張期間中の就業時間は、7.（1）に定める就業時間数を就業したものと取り扱うものとする。

## 13. 福利厚生

ロッカー、職員食堂、入館証、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。

また、作業に必要な備品及び消耗品について便宜供与する。

## 14. 報告書の提出

### (1) 勤務報告書の提出

派遣労働者は別紙1の勤務報告書に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出するものとする。

### (2) 出張経費報告書

派遣労働者は別紙2の出張経費報告書に出張期間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。

## 15. 勤務状況の報告

派遣先責任者は、派遣労働者から14.の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告するものとする。

## 16. 業務完了報告書等の提出

派遣元責任者は、15.の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写を派遣先責任者へ報告するものとする。

## 17. 検査

指揮命令者の確認を受けた14.に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった16.に定める報告書等により行うものとする。

## 18. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者

### (1) 派遣元責任者

役 職

氏 名

電話番号

### (2) 派遣元苦情処理担当者

役 職

氏 名

電話番号

### (3) 派遣先責任者

役 職

氏 名

電話番号

国立研究開発法人国立環境研究所総務部人事課長

辻 恵一

029-850-2586

### (4) 指揮命令者

役 職

氏 名

電話番号

国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域

環境リスク科学研究推進室 主任研究員

山岸 隆博

029-850-2851

(5) 派遣先苦情処理担当者

役職	国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域 環境リスク科学研究推進室 室長
氏名	大野 浩一
電話番号	029-850-2588

19. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等については、必要に応じて派遣元会社と指揮命令者が協議のうえ定めるものとする。

# 特記仕様書

## 1. 件名

令和7年度水生・底生生物の飼育・分譲業務及び生態毒性試験実施に係る支援協力員派遣業務

## 2. 目的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）における環境政策対応の一環で実施している生態毒性試験を目的とした、淡水・汽水・海産の水生・底生生物の飼育・分譲及び生態毒性試験実施に関わる補助業務を行う。

## 3. 業務内容

- (1) 淡水・汽水・海産の水生・底生生物の飼育（培地等の調整、給餌、水質測定、顕微鏡観察、水槽ならびに器具の洗浄等）
- (2) 餌用微細藻の継代培養業務（クリーンベンチを用いた無菌操作）
- (3) 試験生物の分譲業務（分譲生物の準備、宅配の手配等）
- (4) 生態毒性試験実施に係る業務（魚類や甲殻類を用いた生態毒性試験の実施、薬液調整、化学分析の前処理等）
- (5) 上記（1）から（4）の他、指揮命令者の指示に従い、必要な業務を行う。

## 4. 必要条件・資格等

上記3.の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

- (1) 学歴等  
理系の大卒以上の学歴を持つか、5年以上公的研究機関もしくは民間企業において実験・試験の実務または補助業務に携わっていること。
- (2) 技術的能力  
公的研究機関もしくは民間企業において淡水・汽水・海産の水生・底生生物またはその他生物の飼育を実施した経験があること。
- (3) 動物実験の経験が3年以上あること。
- (4) 遺伝子に関する研究の経験があること（DNA抽出、PCR操作等）。
- (5) 語学及び学術的能力  
業務遂行に必要な日本語での意思疎通・読み書きに支障がない者であること。

## 5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、むやみに第三者に伝えてはならない。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。

(別紙1)

# 勤務報告書

業務名(件名) 令和7年度水生・底生生物の飼育・分譲業務及び生態毒性試験実施に係る支援協力員派遣業務

令和 年 月分

氏名 \_\_\_\_\_

日(曜日)	勤務時間	H	休憩時間(分)	超過勤務時間	H	業務内容等
1日( )	: ~ :			: ~ :		
2日( )	: ~ :			: ~ :		
3日( )	: ~ :			: ~ :		
4日( )	: ~ :			: ~ :		
5日( )	: ~ :			: ~ :		
6日( )	: ~ :			: ~ :		
7日( )	: ~ :			: ~ :		
8日( )	: ~ :			: ~ :		
9日( )	: ~ :			: ~ :		
10日( )	: ~ :			: ~ :		
11日( )	: ~ :			: ~ :		
12日( )	: ~ :			: ~ :		
13日( )	: ~ :			: ~ :		
14日( )	: ~ :			: ~ :		
15日( )	: ~ :			: ~ :		
16日( )	: ~ :			: ~ :		
17日( )	: ~ :			: ~ :		
18日( )	: ~ :			: ~ :		
19日( )	: ~ :			: ~ :		
20日( )	: ~ :			: ~ :		
21日( )	: ~ :			: ~ :		
22日( )	: ~ :			: ~ :		
23日( )	: ~ :			: ~ :		
24日( )	: ~ :			: ~ :		
25日( )	: ~ :			: ~ :		
26日( )	: ~ :			: ~ :		
27日( )	: ~ :			: ~ :		
28日( )	: ~ :			: ~ :		
29日( )	: ~ :			: ~ :		
30日( )	: ~ :			: ~ :		
31日( )	: ~ :			: ~ :		
計	—		—	—		—

(特記事項)

※既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者

国立研究開発法人国立環境研究所  
環境リスク・健康領域  
環境リスク科学研究推進室

山岸 隆博 □

(別紙2)

# 出張経費報告書

指揮命令者 殿			請求者	所属						氏名	□					
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄 道 賃				船 賃		航空賃	車 賃		宿泊料	備 考	
					路 程	運 賃	急 料	行 金	計	路 程		運 賃	路 程	実費額		実費額
					km	円	円	円		km	円	円	km	円	円	
合 計																
出張用務									旅 費 計		円		※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書を添付すること。 なお、交通費についても、原則として添付すること。			
									その他経費計		円					
									合 計		円					

注) NIESからの支給範囲は、交通費及び宿泊費(10,000円(税込)を限度)の実支出額とする。  
 注) 既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者  
 国立研究開発法人国立環境研究所  
 環境リスク・健康領域  
 環境リスク科学研究推進室  
 山岸 隆博 □

# 仕 様 書

1. 件 名  
令和7年度生態毒性試験における化学物質の定量分析に係る研究支援協力員派遣業務
2. 目 的  
国立研究開発法人国立環境研究所（以下、「NIES」という。）では、多種多様な化学物質群等の環境中生物への有害影響について分子レベルから個体群レベルで評価する研究を実施している。本業務では、藻類や甲殻類、魚類などの水生生物を用いた生態毒性試験実施の際に、水中等に存在する化学物質の定量分析ならびに定量分析に必要なその他の関連業務を行う。
3. 事業所の名称  
国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川16-2）
4. 勤務場所  
茨城県つくば市小野川16-2  
国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域生態毒性研究室  
電話番号 029-850-2864
5. 組織単位  
環境リスク・健康領域 生態毒性研究室（生態毒性研究室長）
6. 派遣期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
7. 勤務形態及び員数  
(1) 勤務時間 週5日（祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）  
8：30～17：15（うち、休憩時間12時～13時）  
実働7.75時間  
指揮命令者の指示により時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。この場合、時間外労働は、4時間/日、45時間/月、360時間/年以内とする。また、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則とするが、振り替えられない場合の休日労働は2日/月の範囲内とする。  
(2) 員 数 1名
8. 責任の程度  
(1) 役職名  
なし  
(2) 具体的責任の内容  
担当業務の遂行責任のみ
9. 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別  
限定しない。
10. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別  
限定しない。
11. 業務内容等  
特記仕様書によるものとする。
12. 出張の取扱い  
(1) 出張依頼等

指揮命令者の指示により、派遣労働者を当該業務の関連で出張させた場合の費用は、翌月に精算するものとする。  
なお、NIES からの支給範囲は交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支

出額とする。

(2) 就業時間の取扱い

派遣労働者の出張期間中の就業時間は、7. (1) に定める就業時間数を就業したものと  
して取り扱うものとする。

13. 福利厚生

ロッカー、職員食堂、入館証、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。  
また、作業に必要な備品及び消耗品について便宜供与する。

14. 報告書の提出

(1) 勤務報告書の提出

派遣労働者は別紙1の勤務報告書に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の  
確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出す  
るものとする。

(2) 出張経費報告書

派遣労働者は別紙2の出張経費報告書に出張期間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者  
の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。

15. 勤務状況の報告

派遣先責任者は、派遣労働者から14. の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告する  
ものとする。

16. 業務完了報告書等の提出

派遣元責任者は、15. の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写  
を派遣先責任者へ報告するものとする。

17. 検査

指揮命令者の確認を受けた14. に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった16. に定める  
報告書等により行うものとする。

18. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者

(1) 派遣元責任者

役 職  
氏 名  
電話番号

(2) 派遣元苦情処理担当者

役 職  
氏 名  
電話番号

(3) 派遣先責任者

役 職 国立研究開発法人国立環境研究所総務部人事課長  
氏 名 辻 恵一  
電話番号 029-850-2586

(4) 指揮命令者

役 職 国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域領域長  
氏 名 山本 裕史  
電話番号 029-850-2754

(5) 派遣先苦情処理担当者

役 職 国立研究開発法人国立環境研究所・健康領域生態毒性研究室主任研究員  
氏 名 渡部 春奈  
電話番号 029-850-2864

19. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等については、必要に応じて派遣元会社と指揮命  
令者が協議の上、定めるものとする。

## 特記仕様書

### 1. 件名

令和7年度生態毒性試験における化学物質の定量分析に係る研究支援協力員派遣業務

### 2. 目的

国立研究開発法人国立環境研究所では、多種多様な化学物質群等の環境中生物への有害影響について分子レベルから個体群レベルで評価する研究を実施している。本業務では、藻類や甲殻類、魚類などの水生生物を用いた生態毒性試験実施の際に、試験溶液中等に存在する化学物質の定量分析ならびに定量分析に必要なその他の関連業務を行う。

### 3. 業務内容

- (1) 生態毒性試験中の試験溶液の前処理
- (2) 液体クロマトグラフ質量分析計やガスクロマトグラフ質量分析計等を用いた、試験溶液中の化学物質濃度の測定（標準液調製、分析装置の設定、結果の解析等も含む）
- (3) 分析手法開発の補助
- (4) 実験器具の洗浄
- (5) 上記（1）から（4）の他、指揮命令者の指示に従い、必要な業務を行う。

### 4. 必要条件・資格等

上記3. の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

- (1) 学歴等  
3年以上公的研究機関または民間企業において分析補助業務に携わっていること。
- (2) 技術的能力
  - ・標準液調製や試験溶液の前処理（ろ過、希釈等）を行うための実験器具を円滑に取り扱えること。
  - ・HPLC、IC、TOCを用いた水質分析経験を5年以上有し、自立的に操作可能なこと。
  - ・表計算ソフト等を用いて、データの整理を行えること。
- (3) 語学及び学術的能力  
上記業務を実施するのに支障のない英語力を有し、取扱説明書を読解できること。

### 5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、むやみに第三者に伝えてはならない。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。

(別紙1)

# 勤務報告書

(業務名) 令和7年度生態毒性試験における化学物質の定量分析に係る研究支援協力員派遣業務

令和 年 月分

氏名 \_\_\_\_\_

日(曜日)	勤務時間	H	休憩時間(分)	超過勤務時間	H	業務内容等
1日( )	: ~ :			: ~ :		
2日( )	: ~ :			: ~ :		
3日( )	: ~ :			: ~ :		
4日( )	: ~ :			: ~ :		
5日( )	: ~ :			: ~ :		
6日( )	: ~ :			: ~ :		
7日( )	: ~ :			: ~ :		
8日( )	: ~ :			: ~ :		
9日( )	: ~ :			: ~ :		
10日( )	: ~ :			: ~ :		
11日( )	: ~ :			: ~ :		
12日( )	: ~ :			: ~ :		
13日( )	: ~ :			: ~ :		
14日( )	: ~ :			: ~ :		
15日( )	: ~ :			: ~ :		
16日( )	: ~ :			: ~ :		
17日( )	: ~ :			: ~ :		
18日( )	: ~ :			: ~ :		
19日( )	: ~ :			: ~ :		
20日( )	: ~ :			: ~ :		
21日( )	: ~ :			: ~ :		
22日( )	: ~ :			: ~ :		
23日( )	: ~ :			: ~ :		
24日( )	: ~ :			: ~ :		
25日( )	: ~ :			: ~ :		
26日( )	: ~ :			: ~ :		
27日( )	: ~ :			: ~ :		
28日( )	: ~ :			: ~ :		
29日( )	: ~ :			: ~ :		
30日( )	: ~ :			: ~ :		
31日( )	: ~ :			: ~ :		
計	—		—	—		—

(特記事項)  
※既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者  
国立研究開発法人国立環境研究所  
環境リスク・健康領域  
生態毒性研究室  
  
\_\_\_\_\_ 山本 裕史 \_\_\_\_\_

(別紙2)

# 出張経費報告書

指揮命令者 殿			請求者	所属					氏名						
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄 道 賃				船 賃		航空賃	車 賃		宿泊料	備 考
					路 程	運 賃	急 行 料	計	路 程	運 賃		路 程	実費額		
					km	円	円	円	km	円	円	km	円	円	
合 計															
出 張 用 途					旅 費 計						円				※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書等を添付すること。なお、交通費についても、原則として添付すること。
					その他経費計						円				
					合 計						円				

注) NIESからの支給範囲は、交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。

注) 既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者  
 国立研究開発法人国立環境研究所  
 環境リスク・健康領域  
 生態毒性研究室  
 山本 裕史 □

# 仕 様 書

## 1. 件 名

令和7年度資源循環領域におけるマイクロプラスチック含有添加剤等測定に係る研究支援協力員派遣業務

## 2. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）における持続可能な資源循環を支える先導的基盤技術の開発及び物質フロー革新研究プログラム、環境研究総合推進費、およびその他の受託業務に関連した、プラスチック製品のライフサイクルにおいて発生するマイクロプラスチックの排出実態・挙動の把握やリスク管理に資する研究を円滑に推進するため、マイクロプラスチック含有添加剤等測定に係る業務を行う。

## 3. 事業所の名称

国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川16-2）

## 4. 勤務場所

茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環領域

資源循環基盤技術研究室

電話番号 029-850-2205

なお、感染症の蔓延等による自宅就業の協力依頼があった場合等で、遠隔でも実施可能な業務についてはNIESと調整の上実施場所を変更することも可能とする。

## 5. 組織単位

資源循環基盤技術研究室（資源循環基盤技術研究室長）

## 6. 派遣期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 7. 勤務形態及び員数

(1) 勤務時間 1ヶ月当たり18日。(祝祭日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く。  
9:15～16:45 (うち、休憩時間12時～13時)

実働6.5時間

指揮命令者の指示により時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。この場合、時間外労働は、4時間/日、45時間/月、360時間/年以内とする。また、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則とするが、振り替えられない場合の休日労働は2日/月の範囲内とする。

(2) 員 数 1名

## 8. 責任の程度

(1) 役職名

なし

(2) 具体的責任の内容

担当業務の遂行責任のみ

## 9. 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別

限定しない。

## 10. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

限定しない。

11. 業務内容等  
特記仕様書によるものとする。
12. 出張の取扱い
  - (1) 出張依頼等  
指揮命令者の指示により、派遣労働者を当該業務の関連で出張させた場合の費用は、翌月に精算するものとする。  
なお、NIESからの支給範囲は交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。
  - (2) 就業時間の取扱い  
派遣労働者の出張期間中の就業時間は、7.（1）に定める就業時間数を就業したのものとして取り扱うものとする。
13. 福利厚生  
ロッカー、職員食堂、入館証、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。  
また、作業に必要な備品及び消耗品について便宜供与する。
14. 報告書の提出
  - (1) 勤務報告書の提出  
派遣労働者は別紙1の勤務報告書に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出するものとする。
  - (2) 出張経費報告書  
派遣労働者は別紙2の出張経費報告書に出張期間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。
15. 勤務状況の報告  
派遣先責任者は、派遣労働者から14.の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告するものとする。
16. 業務完了報告書等の提出  
派遣元責任者は、15.の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写を派遣先責任者へ報告するものとする。
17. 検査  
指揮命令者の確認を受けた14.に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった16.に定める報告書等により行うものとする。
18. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者
  - (1) 派遣元責任者  
役 職  
氏 名  
電話番号
  - (2) 派遣元苦情処理担当者  
役 職  
氏 名  
電話番号
  - (3) 派遣先責任者  
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所総務部人事課長  
氏 名 辻 恵一  
電話番号 029-850-2586
  - (4) 指揮命令者  
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環領域  
資源循環基盤技術研究室 主幹研究員  
氏 名 鈴木 剛

電話番号 029-850-2205  
(5) 派遣先苦情処理担当者  
役職 国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環領域  
副領域長  
氏名 倉持 秀敏  
電話番号 029-850-2841

19. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等については、必要に応じて派遣元会社と指揮命令者が協議のうえ定めるものとする。

# 特記仕様書

## 1. 件名

令和7年度資源循環領域におけるマイクロプラスチック含有添加剤等測定に係る研究支援協力員派遣業務

## 2. 目的

国立研究開発法人国立環境研究所における持続可能な資源循環を支える先導的基盤技術の開発及び物質フロー革新研究プログラム、環境研究総合推進費、およびその他の受託業務に関連したにおいて、プラスチック製品のライフサイクルにおいて発生するマイクロプラスチックの排出実態・挙動の把握やリスク管理に資する研究を円滑に推進するため、マイクロプラスチック含有添加剤等測定に係る業務を行う。

## 3. 業務内容

### (1) 前処理

材質を把握しているプラスチックやゴムを対象として、凍結粉碎やふるい処理等の前処理を実施して、熱分解 GC-MS による材質等成分分析に供する均質化試料として調製する。必要に応じて、適切な有機溶剤等を用いて、ポリマーの溶解と除去等を実施して、含有添加剤等を抽出し、適切な方法で濃縮して、GC-MS による添加剤等分析に供する試料溶液として調製する。

### (2) 材質等成分分析

前処理を通じて調製した試料溶液について、熱分解 GC-MS 等を用いて材質等指標成分の定性・定量分析を実施する。

### (3) 添加剤等分析

前処理を通じて調製した試料溶液について、GC-MS 等を用いて添加剤等化学物質の定性・定量分析を実施する。

### (4) GPC 測定

材質を把握しているプラスチックについて、GPC を用いて分子量分布を測定する。

### (5) データ解析・整理

実験データの保存・管理、エクセル等によるデータ解析・整理及び作図を行う。

### (6) 作業日誌の作成

### (7) 分析室内の清掃

### (8) 管理業務の遂行に支障がないように常に消耗品の適正在庫量の維持管理を行う。

### (9) 上記(1)から(8)の他、指揮命令者の指示に従い、必要な業務を行う。

## 4. 必要条件・資格等

上記3.の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

### (1) 学歴等

- ①理系の大学を卒業しており、研究開発業務として定量分析の経験が5年以上の者。
- ②GC-MS、LC-MS を使用した分析の経験を有する者。

### (2) 技術的能力

- ①環境有害物質分析に関わる業務の経験を有する者。
- ②GC-MS 等の使用機器のメンテナンスが実施できる者。
- ③GPC 測定に関わる業務の経験を有する者。

### (3) 特記事項

特になし。

## 5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、むやみに第三者に伝えてはならない。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。

(別紙1)

# 勤務報告書

業務名 (件名) 令和7年度資源循環領域におけるマイクロプラスチック含有添加剤等測定に係る研究支援協力員派遣業務

令和 年 月分

氏名 \_\_\_\_\_

日(曜日)	勤務時間	H	休憩時間(分)	超過勤務時間	H	業務内容等
1日( )	: ~ :			: ~ :		
2日( )	: ~ :			: ~ :		
3日( )	: ~ :			: ~ :		
4日( )	: ~ :			: ~ :		
5日( )	: ~ :			: ~ :		
6日( )	: ~ :			: ~ :		
7日( )	: ~ :			: ~ :		
8日( )	: ~ :			: ~ :		
9日( )	: ~ :			: ~ :		
10日( )	: ~ :			: ~ :		
11日( )	: ~ :			: ~ :		
12日( )	: ~ :			: ~ :		
13日( )	: ~ :			: ~ :		
14日( )	: ~ :			: ~ :		
15日( )	: ~ :			: ~ :		
16日( )	: ~ :			: ~ :		
17日( )	: ~ :			: ~ :		
18日( )	: ~ :			: ~ :		
19日( )	: ~ :			: ~ :		
20日( )	: ~ :			: ~ :		
21日( )	: ~ :			: ~ :		
22日( )	: ~ :			: ~ :		
23日( )	: ~ :			: ~ :		
24日( )	: ~ :			: ~ :		
25日( )	: ~ :			: ~ :		
26日( )	: ~ :			: ~ :		
27日( )	: ~ :			: ~ :		
28日( )	: ~ :			: ~ :		
29日( )	: ~ :			: ~ :		
30日( )	: ~ :			: ~ :		
31日( )	: ~ :			: ~ :		
計	—		—	—		—

(特記事項)

※既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者

国立研究開発法人国立環境研究所  
資源循環領域  
資源循環基盤技術研究室

鈴木 剛

(別紙2)

# 出張経費報告書

指揮命令者 殿			請求者	所属						氏名	□					
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄道賃				船賃		航空賃	車賃		宿泊料	備考	
					路程	運賃	急行料	行金	計	路程		運賃	路程	実費額		実費額
					km	円	円	円		km	円	円	km	円	円	
合計																
出張用務									旅費計						※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書を添付すること。 なお、交通費についても、原則として添付すること。	
									その他経費計		円					
									合計		円					

注) NIESからの支給範囲は、交通費及び宿泊費(10,000円(税込)を限度)の実支出額とする。

注) 既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者  
 国立研究開発法人国立環境研究所  
 資源循環領域  
 資源循環基盤技術研究室  
 鈴木 剛

# 仕 様 書

## 1. 件 名

令和7年度資源循環領域におけるナノプラスチック球状粒子を用いた試験研究に係る研究支援協力員派遣業務

## 2. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）における持続可能な資源循環を支える先導的基盤技術の開発、物質フロー革新研究プログラム、環境研究総合推進費、およびその他の受託業務に関連した、プラスチックごみの再資源化に伴って発生するプラスチック微小粒子の排出実態・挙動の把握やリスク管理に資する研究を円滑に推進するため、ナノプラスチック球状粒子の試験研究に係る業務を行う。

## 3. 事業所の名称

国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川16-2）

## 4. 勤務場所

茨城県つくば市小野川16-2  
国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環領域  
資源循環基盤技術研究室  
電話番号 029-850-2205

なお、感染症の蔓延等による自宅就業の協力依頼があった場合等で、遠隔でも実施可能な業務についてはNIESと調整の上、実施場所を変更することも可能とする。

## 5. 組織単位

資源循環基盤技術研究室（資源循環基盤技術研究室長）

## 6. 派遣期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 7. 勤務形態及び員数

(1) 勤務時間 火曜日、水曜日、木曜日、金曜日（祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。また、就業曜日は双方合意の上変動可とする。）  
9：00～16：00（うち、休憩時間12時～13時）  
実働6.0時間

指揮命令者の指示により時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。この場合、時間外労働は、4時間/日、45時間/月、360時間/年以内とする。また、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則とするが、振り替えられない場合の休日労働は2日/月の範囲内とする。

(2) 員 数 1名

## 8. 責任の程度

(1) 役職名

なし

(2) 具体的責任の内容

担当業務の遂行責任のみ

## 9. 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別

限定する。

## 10. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

限定しない。

11. 業務内容等  
特記仕様書によるものとする。
12. 出張の取扱い
  - (1) 出張依頼等  
指揮命令者の指示により、派遣労働者を当該業務の関連で出張させた場合の費用は、翌月に精算するものとする。  
なお、NIES からの支給範囲は交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。
  - (2) 就業時間の取扱い  
派遣労働者の出張期間中の就業時間は、7.(1)に定める就業時間数を就業したのものとして取り扱うものとする。
13. 福利厚生  
ロッカー、職員食堂、入館証、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。  
また、作業に必要な備品及び消耗品について便宜供与する。
14. 報告書の提出
  - (1) 勤務報告書の提出  
派遣労働者は別紙1の勤務報告書に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出するものとする。
  - (2) 出張経費報告書  
派遣労働者は別紙2の出張経費報告書に出張期間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。
15. 勤務状況の報告  
派遣先責任者は、派遣労働者から14.の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告するものとする。
16. 業務完了報告書等の提出  
派遣元責任者は、15.の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写を派遣先責任者へ報告するものとする。
17. 検査  
指揮命令者の確認を受けた14.に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった16.に定める報告書等により行うものとする。
18. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者
  - (1) 派遣元責任者  
役 職  
氏 名  
電話番号
  - (2) 派遣元苦情処理担当者  
役 職  
氏 名  
電話番号
  - (3) 派遣先責任者  
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所総務部人事課長  
氏 名 辻 恵一  
電話番号 029-850-2586
  - (4) 指揮命令者  
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環領域

資源循環基盤技術研究室 室長  
氏名 鈴木 剛  
電話番号 029-850-2205  
(5) 派遣先苦情処理担当者  
役職 国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環領域  
副領域長  
氏名 倉持 秀敏  
電話番号 029-850-2841

19. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等については、必要に応じて派遣元会社と指揮命令者が協議のうえ定めるものとする。

# 特記仕様書

## 1. 件名

令和7年度資源循環領域におけるナノプラスチック球状粒子を用いた試験研究に係る研究支援協力員派遣業務

## 2. 目的

国立研究開発法人国立環境研究所における持続可能な資源循環を支える先導的基盤技術の開発、物質フロー革新研究プログラム、環境研究総合推進費、およびその他の受託業務に関連したにおいて、プラスチックごみの再資源化に伴って発生するプラスチック微小粒子の排出実態・挙動の把握やリスク管理に資する研究を円滑に推進するため、ナノプラスチック球状粒子を用いた試験研究に係る業務を行う。

## 3. 業務内容

- (1) ナノプラスチック球状粒子の作製  
ナノプラスチック球状粒子の作製、作製粒子の回収、乾燥を行う。
- (2) 作製物の品質管理  
作製したナノプラスチック球状粒子について、示差走査熱量計、電子顕微鏡を用いた分析により、熱的特性、形状の評価を行う。
- (3) ナノプラスチック定量分析  
作成したナノプラスチック球状粒子を用いて定量分析法の開発を行い、循環廃棄物試料や水試料等の環境試料中ナノプラスチックの定量分析を行う。
- (4) 安定同位体ラベルナノプラスチック球状粒子の作製  
ナノプラスチック定量分析における内標準物質として必要な安定同位体ラベルナノプラスチック粒子の作製を行う。
- (5) データ整理  
実験データの保存・管理、エクセル等によるデータ整理及び作図を行う。
- (6) 作業日誌の作成
- (7) 分析室内の清掃
- (8) 管理業務の遂行に支障がないように常に消耗品の適正在庫量の維持管理を行う。
- (9) 上記(1)から(7)の他、指揮命令者の指示に従い、必要な業務を行う。

## 4. 必要条件・資格等

上記3.の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

- (1) 学歴等
  - ①学歴は不問であるが、化学分析業務として分析経験10年以上の者。
  - ②走査型電子顕微鏡、示差走査熱量計を使用した分析の経験を有する者。
- (2) 技術的能力
  - ①プラスチックの溶解性や物性評価に関わる業務の経験を有する者。
  - ②走査型電子顕微鏡と示差走査熱量計を使用した業務に3年以上従事した経験が有る者。
  - ③有機溶剤作業主任者の資格を有する者。
  - ④吸引ろ過による粒子精製作業に従事した経験を有する者。
  - ⑤化学系定量分析に係る業務に3年以上従事した経験がある者。
  - ⑥画像解析による、粒径分布、円形度等の評価の経験を有する者。
  - ⑦動的光散乱法等の光学的手法による粒径分布等評価の経験を有する者。

- (3) 特記事項  
特になし。

## 5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、むやみに第三者に伝えてはならない。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。

(別紙1)

# 勤務報告書

業務名(件名) 令和7年度資源循環領域におけるナノプラスチック球状粒子を用いた試験研究に係る研究支援協力員派遣業務

令和 年 月分

氏名

日(曜日)	勤務時間	H	休憩時間(分)	超過勤務時間	H	業務内容等
1日( )	: ~ :			: ~ :		
2日( )	: ~ :			: ~ :		
3日( )	: ~ :			: ~ :		
4日( )	: ~ :			: ~ :		
5日( )	: ~ :			: ~ :		
6日( )	: ~ :			: ~ :		
7日( )	: ~ :			: ~ :		
8日( )	: ~ :			: ~ :		
9日( )	: ~ :			: ~ :		
10日( )	: ~ :			: ~ :		
11日( )	: ~ :			: ~ :		
12日( )	: ~ :			: ~ :		
13日( )	: ~ :			: ~ :		
14日( )	: ~ :			: ~ :		
15日( )	: ~ :			: ~ :		
16日( )	: ~ :			: ~ :		
17日( )	: ~ :			: ~ :		
18日( )	: ~ :			: ~ :		
19日( )	: ~ :			: ~ :		
20日( )	: ~ :			: ~ :		
21日( )	: ~ :			: ~ :		
22日( )	: ~ :			: ~ :		
23日( )	: ~ :			: ~ :		
24日( )	: ~ :			: ~ :		
25日( )	: ~ :			: ~ :		
26日( )	: ~ :			: ~ :		
27日( )	: ~ :			: ~ :		
28日( )	: ~ :			: ~ :		
29日( )	: ~ :			: ~ :		
30日( )	: ~ :			: ~ :		
31日( )	: ~ :			: ~ :		
計	—		—	—		—

(特記事項)

※既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者

国立研究開発法人国立環境研究所  
資源循環領域  
資源循環基盤技術研究室

鈴木 剛

(別紙2)

# 出張経費報告書

指揮命令者 殿			請求者	所属						氏名	□					
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄道賃				船賃		航空賃	車賃		宿泊料	備考	
					路程	運賃	急行料	行金	計	路程		運賃	路程	実費額		実費額
					km	円	円	円		km	円	円	km	円	円	
合計																
出張用務									旅費計						※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書を添付すること。 なお、交通費についても、原則として添付すること。	
									その他経費計		円					
									合計		円					

注) NIESからの支給範囲は、交通費及び宿泊費(10,000円(税込)を限度)の実支出額とする。

注) 既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者  
 国立研究開発法人国立環境研究所  
 資源循環領域  
 資源循環基盤技術研究室  
 鈴木 剛

# 仕 様 書

## 1. 件 名

令和7年度資源循環領域における環境試料中マイクロプラスチック測定に係る研究支援協力員派遣業務

## 2. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）における持続可能な資源循環を支える先導的基盤技術の開発及び物質フロー革新研究プログラム、環境研究総合推進費、およびその他の受託業務に関連したにおいて、プラスチック製品のライフサイクルにおいて発生するマイクロプラスチックの排出実態・挙動の把握やリスク管理に資する研究を円滑に推進するため、各種環境試料中マイクロプラスチック測定に係る業務を行う。

## 3. 事業所の名称

国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川16-2）

## 4. 勤務場所

茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環領域

資源循環基盤技術研究室

電話番号 029-850-2205

なお、感染症の蔓延等による自宅就業の協力依頼があった場合等で、遠隔でも実施可能な業務についてはNIESと調整の上、実施場所を変更することも可能とする。

## 5. 組織単位

資源循環基盤技術研究室（資源循環基盤技術研究室長）

## 6. 派遣期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 7. 勤務形態及び員数

(1) 勤務時間 月曜日、水曜日、金曜日（祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。また、就業曜日は双方合意の上変動可とする。）

9：00～16：00（うち、休憩時間12時～13時）

実働6.0時間

指揮命令者の指示により時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。この場合、時間外労働は、4時間/日、45時間/月、360時間/年以内とする。

また、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則とするが、振り替えられない場合の休日労働は2日/月の範囲内とする。

(2) 員 数 1名

## 8. 責任の程度

(1) 役職名

なし

(2) 具体的責任の内容

担当業務の遂行責任のみ

## 9. 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別

限定しない。

## 10. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

限定しない。

11. 業務内容等  
特記仕様書によるものとする。
12. 出張の取扱い
  - (1) 出張依頼等  
指揮命令者の指示により、派遣労働者を当該業務の関連で出張させた場合の費用は、翌月に精算するものとする。  
なお、NIES からの支給範囲は交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。
  - (2) 就業時間の取扱い  
派遣労働者の出張期間中の就業時間は、7.(1)に定める就業時間数を就業したのものとして取り扱うものとする。
13. 福利厚生  
ロッカー、職員食堂、入館証、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。  
また、作業に必要な備品及び消耗品について便宜供与する。
14. 報告書の提出
  - (1) 勤務報告書の提出  
派遣労働者は別紙1の勤務報告書に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出するものとする。
  - (2) 出張経費報告書  
派遣労働者は別紙2の出張経費報告書に出張期間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。
15. 勤務状況の報告  
派遣先責任者は、派遣労働者から14.の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告するものとする。
16. 業務完了報告書等の提出  
派遣元責任者は、15.の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写を派遣先責任者へ報告するものとする。
17. 検査  
指揮命令者の確認を受けた14.に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった16.に定める報告書等により行うものとする。
18. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者
  - (1) 派遣元責任者  
役 職  
氏 名  
電話番号
  - (2) 派遣元苦情処理担当者  
役 職  
氏 名  
電話番号
  - (3) 派遣先責任者  
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所総務部人事課長  
氏 名 辻 恵一  
電話番号 029-850-2586
  - (4) 指揮命令者  
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環領域  
資源循環基盤技術研究室 室長

氏名 鈴木 剛  
電話番号 029-850-2205  
(5) 派遣先苦情処理担当者  
役職 国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環領域  
副領域長  
氏名 倉持 秀敏  
電話番号 029-850-2841

19. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等については、必要に応じて派遣元会社と指揮命令者が協議のうえ定めるものとする。

# 特記仕様書

## 1. 件名

令和7年度資源循環領域における環境試料中マイクロプラスチック測定に係る研究支援協力員派遣業務

## 2. 目的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）における持続可能な資源循環を支える先導的基盤技術の開発及び物質フロー革新研究プログラム、環境研究総合推進費、およびその他の受託業務に関連したにおいて、プラスチック製品のライフサイクルにおいて発生するマイクロプラスチックの排出実態・挙動の把握やリスク管理に資する研究を円滑に推進するため、各種環境試料中マイクロプラスチック測定に係る業務を行う。

## 3. 業務内容

### (1) ろ過処理

試料容器等に捕集したマイクロプラスチックと想定される粒子（マイクロプラスチック候補粒子）について、目合いの異なるネット上をろ過する。

### (2) 酸化処理

マイクロプラスチック候補粒子について、30%過酸化水素溶液による酸化処理を実施する。

### (3) 比重分離

マイクロプラスチック候補粒子について、ヨウ化ナトリウム水溶液等による比重分離を実施して、浮遊成分と沈降成分に分離する。

### (4) 形態評価

マイクロプラスチック候補粒子について、実体顕微鏡、レーザー顕微鏡や粒度分布測定装置を用いて粒子サイズ、色や形状評価を実施する。

### (5) 材質分析

マイクロプラスチック候補粒子について、フーリエ変換赤外分光光度計（FT-IR）や顕微FT-IRの全反射測定法（ATR法）や透過法を用いて材質分析を実施する。

### (6) データ整理

実験データの保存・管理、エクセル等によるデータ整理及び作図を行う。

### (7) 作業日誌の作成

### (8) 分析室内の清掃

### (9) 管理業務の遂行に支障がないように常に消耗品の適正在庫量の維持管理を行う。

### (10) 上記（1）から（9）の他、指揮命令者の指示に従い、必要な業務を行う。

## 4. 必要条件・資格等

上記3.の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

### (1) 学歴等

- ①理系の大学を卒業しており、研究開発業務として試験評価の経験が5年以上の者。
- ②FT-IR、顕微FT-IR、走査型電子顕微鏡、粒度分布測定装置を使用した分析の経験を有する者。

### (2) 技術的能力

- ①材料分析に関わる業務の経験を有する者。
- ②走査型電子顕微鏡と粒度分布測定装置を使用した業務に2年以上従事した経験が有る者。
- ③FT-IRを使用した業務に1年以上従事した経験が有する物。
- ④危険物取扱者乙種4類の資格を有する者。

### (3) 特記事項

特になし。

## 5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、むやみに第三者に伝えてはならない。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。

(別紙1)

# 勤務報告書

業務名 (件名) 令和7年度資源循環領域における環境試料中マイクロプラスチック測定に係る研究支援協力員派遣業務

令和 年 月分

氏名 \_\_\_\_\_

日(曜日)	勤務時間	H	休憩時間(分)	超過勤務時間	H	業務内容等
1日( )	: ~ :			: ~ :		
2日( )	: ~ :			: ~ :		
3日( )	: ~ :			: ~ :		
4日( )	: ~ :			: ~ :		
5日( )	: ~ :			: ~ :		
6日( )	: ~ :			: ~ :		
7日( )	: ~ :			: ~ :		
8日( )	: ~ :			: ~ :		
9日( )	: ~ :			: ~ :		
10日( )	: ~ :			: ~ :		
11日( )	: ~ :			: ~ :		
12日( )	: ~ :			: ~ :		
13日( )	: ~ :			: ~ :		
14日( )	: ~ :			: ~ :		
15日( )	: ~ :			: ~ :		
16日( )	: ~ :			: ~ :		
17日( )	: ~ :			: ~ :		
18日( )	: ~ :			: ~ :		
19日( )	: ~ :			: ~ :		
20日( )	: ~ :			: ~ :		
21日( )	: ~ :			: ~ :		
22日( )	: ~ :			: ~ :		
23日( )	: ~ :			: ~ :		
24日( )	: ~ :			: ~ :		
25日( )	: ~ :			: ~ :		
26日( )	: ~ :			: ~ :		
27日( )	: ~ :			: ~ :		
28日( )	: ~ :			: ~ :		
29日( )	: ~ :			: ~ :		
30日( )	: ~ :			: ~ :		
31日( )	: ~ :			: ~ :		
計	—		—	—		—

(特記事項)

※既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者

国立研究開発法人国立環境研究所  
資源循環領域  
資源循環基盤技術研究室

鈴木 剛

(別紙2)

# 出張経費報告書

指揮命令者 殿			請求者	所属						氏名	□					
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄道賃				船賃		航空賃	車賃		宿泊料	備考	
					路程	運賃	急行料	行金	計	路程		運賃	路程	実費額		実費額
					km	円	円	円		km	円	円	km	円	円	
合計																
出張用務									旅費計						※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書を添付すること。 なお、交通費についても、原則として添付すること。	
									その他経費計		円					
									合計		円					

注) NIESからの支給範囲は、交通費及び宿泊費(10,000円(税込)を限度)の実支出額とする。

注) 既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者  
 国立研究開発法人国立環境研究所  
 資源循環領域  
 資源循環基盤技術研究室  
 鈴木 剛

# 仕 様 書

## 1. 件 名

令和7年度アジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム（AP-PLAT）の適応策データベースデータ拡充のための協力員派遣業務

## 2. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）は2019年6月にアジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム（以下「AP-PLAT」という。）を立ち上げ、アジア太平洋地域を対象に気候変動適応を支援している。この中で昨年度気候変動適応データベースを開発し、現在その運用・改良を行なっている。本業務では、この AP-PLAT で運用されているデータベースを対象に、データの拡充及び関連した AP-PLAT に係る業務を行う。

## 3. 事業所の名称

国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川16-2）

## 4. 勤務場所

茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所気候変動適応センター

電話番号 029-850-2438

なお、感染症の蔓延等による自宅就業の協力依頼があった場合等で、遠隔でも実施可能な業務についてはNIESと調整の上実施場所を変更することも可能とする。

## 5. 組織単位

気候変動適応センター（アジア太平洋気候変動適応研究室長）

## 6. 派遣期間

令和7年4月1日から令和7年9月30日まで

## 7. 勤務形態及び員数

(1) 勤務時間 週4日（月・火・木・金）（祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）。

9：00～16：00（うち、休憩時間12時～13時）実働6時間

指揮命令者の指示により時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。この場合、時間外労働は、4時間／日、45時間／月、360時間／年以内とする。また、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則とするが、振り替えられない場合の休日労働は4日／月の範囲内とする。

(2) 員 数 1名

## 8. 責任の程度

(1) 役職名

なし

(2) 具体的責任の内容

担当業務の遂行責任のみ

## 9. 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別

限定しない。

## 10. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

限定しない。

## 11. 業務内容等

特記仕様書によるものとする。

12. 出張の取扱い

(1) 出張依頼等

指揮命令者の指示により、派遣労働者を当該業務の関連で出張させた場合の費用は、翌月に精算するものとする。

なお、NIES からの支給範囲は交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。

(2) 就業時間の取扱い

派遣労働者の出張期間中の就業時間は、7. (1) に定める就業時間数を就業したものと取り扱うものとする。

13. 福利厚生

職員食堂、入館証、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。

また、作業に必要な備品及び消耗品について便宜供与する。

14. 報告書の提出

(1) 勤務報告書の提出

派遣労働者は別紙1の勤務報告書に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出するものとする。

(2) 出張経費報告書

派遣労働者は別紙2の出張経費報告書に出張期間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。

15. 勤務状況の報告

派遣先責任者は、派遣労働者から14. の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告するものとする。

16. 業務完了報告書等の提出

派遣元責任者は、15. の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写を派遣先責任者へ報告するものとする。

17. 検査

指揮命令者の確認を受けた14. に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった16. に定める報告書等により行うものとする。

18. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者

(1) 派遣元責任者

役 職

氏 名

電話番号

(2) 派遣元苦情処理担当者

役 職

氏 名

電話番号

(3) 派遣先責任者

役 職

氏 名

電話番号

国立研究開発法人国立環境研究所総務部人事課長

辻 恵一

029-850-2586

(4) 指揮命令者

役 職

氏 名

電話番号

国立研究開発法人国立環境研究所気候変動適応センター

アジア太平洋気候変動適応研究室研究員

阿部 博哉

029-850-2821

(5) 派遣先苦情処理担当者

役職	国立研究開発法人国立環境研究所気候変動適応センター アジア太平洋気候変動適応研究室室長
氏名	増富 祐司
電話番号	029-850-2438

19. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等については、必要に応じて派遣元会社と指揮命令者が協議の上、定めるものとする。

# 特 記 仕 様 書

## 1. 件 名

令和7年度アジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム（AP-PLAT）の適応策データベースデータ拡充のための協力員派遣業務

## 2. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）は2019年6月にアジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム（以下「AP-PLAT」という。）を立ち上げ、アジア太平洋地域を対象に気候変動適応を支援している。この中で昨年度気候変動適応データベースを開発し、現在その運用・改良を行なっている。本業務では、この AP-PLAT で運用されているデータベースを対象に、データの拡充及び関連した AP-PLAT に係る業務を行う。

## 3. 業務内容

### (1) コンテンツ開発業務

指揮命令者の指示の下で、適応データベースに係るデータ拡充業務（主として事例掲載に関する外部機関・委託業者・所内関係部署との連絡調整、掲載許可の取得等）を担当する。

### (2) その他、指揮命令者の指示に従い、AP-PLAT に関連した必要な業務を行う。

## 4. 必要条件・資格等

上記3. の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

- (1) 大学卒以上の学歴を有すること。
- (2) TOEIC 850点程度以上のスコア相当の英語能力を有すること。
- (3) 英語資料の検索収集・文章作成の経験を有すること。
- (4) 国際機関を含む外部機関との連絡調整業務の経験を有し、メールや口頭（オンライン会議等）による英語での円滑なコミュニケーション能力を有すること。
- (5) 所内関係部署と緊密に連絡・調整を取りながら業務を遂行するために必要な日本語のコミュニケーション能力を有すること。
- (6) 電子メール及び Microsoft Word, Excel, PowerPoint で文書作成・データ集計・プレゼンテーション資料作成等ができること。
- (7) ウェブコンテンツ開発及びウェブサイト運用に関する基礎知識を有し、ウェブコンテンツ制作について所内外の関係者と連絡・調整をとりながら円滑に業務を進める能力があること。
- (8) 気候変動への関心や学ぶ意欲を有すること。気候変動に関連した分野での業務経験があれば、なおさら良い。
- (9) 情報セキュリティに関する基礎知識を習得し、個人情報・機密事項（データ・紙媒体）等の取扱方法を身につけていること。

## 5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、むやみに第三者に伝えてはならない。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。

# 勤務報告書

業務名：令和7年度アジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム（AP-PLAT）の適応策データベースデータ拡充のための協力員派遣業務

令和 年 月分

氏名

日(曜日)	勤務時間	H	休憩時	超過勤務時間	H	業務内容等
1日( )	: ~ :			: ~ :		
2日( )	: ~ :			: ~ :		
3日( )	: ~ :			: ~ :		
4日( )	: ~ :			: ~ :		
5日( )	: ~ :			: ~ :		
6日( )	: ~ :			: ~ :		
7日( )	: ~ :			: ~ :		
8日( )	: ~ :			: ~ :		
9日( )	: ~ :			: ~ :		
10日( )	: ~ :			: ~ :		
11日( )	: ~ :			: ~ :		
12日( )	: ~ :			: ~ :		
13日( )	: ~ :			: ~ :		
14日( )	: ~ :			: ~ :		
15日( )	: ~ :			: ~ :		
16日( )	: ~ :			: ~ :		
17日( )	: ~ :			: ~ :		
18日( )	: ~ :			: ~ :		
19日( )	: ~ :			: ~ :		
20日( )	: ~ :			: ~ :		
21日( )	: ~ :			: ~ :		
22日( )	: ~ :			: ~ :		
23日( )	: ~ :			: ~ :		
24日( )	: ~ :			: ~ :		
25日( )	: ~ :			: ~ :		
26日( )	: ~ :			: ~ :		
27日( )	: ~ :			: ~ :		
28日( )	: ~ :			: ~ :		
29日( )	: ~ :			: ~ :		
30日( )	: ~ :			: ~ :		
31日( )	: ~ :			: ~ :		
計	—		—	—		—

(特記事項)  
※既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者  
国立研究開発法人国立環境研究所  
気候変動適応センター  
アジア太平洋気候変動適応研究室

増富 祐司

(別紙2)

# 出張経費報告書

指揮命令者 殿			請求者	所属					氏名	Ⓜ					
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄道賃				船賃		航空賃	車賃		宿泊料	備考
					路程	運賃	急行料	行金	計	路程		運賃	路程		
					km	円	円	円	km	円	円	km	円	円	
合計															
出張用務									旅費計		円		※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書を添付すること。なお、交通費についても、原則として添付すること。		
									その他経費計		円				
									合計		円				

注) NIESからの支給範囲は、交通費及び宿泊費(10,000円(税込)を限度)の実支出額とする。

注) 既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者  
 国立研究開発法人国立環境研究所  
 気候変動適応センター  
 アジア太平洋気候変動適応研究室

増富 祐司

# 仕 様 書

- 1 件 名 令和7年度次世代シーケンサーMiSeq 保守業務
- 2 業務契約期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
- 3 業務実施場所 国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）において行うものとする。

## 4 目 的

NIESの生物多様性領域では、多様な生物を対象とした全ゲノム解析、メタゲノム解析等の環境ゲノム研究を行っている。環境ゲノム研究を行うためには、次世代シーケンサーを用いて、多量の塩基情報を安定的に取得する必要がある。NIESは多量の塩基情報を低コストかつ簡便に解読することができる現在の次世代シーケンサーMiSeqシステムを有している。本業務は、当該シーケンサーの安定的な稼働を目的として、保守業務を実施するものである。

## 5 業 務 内 容

対象機器名称：MiSeq システム 「M03265」  
型番：イルミナ製  
構成：1式  
取得日：平成26年10月24日

本保守業務において必要な項目は以下のとおり。

1. 対応時間：連絡後、原則3日間以内の対応が可能であること。
2. 交換部品：消耗品を除く全ての部品は本業務に含むものとする。
3. 作業費用：機器調整、部品交換に要する作業人件費、交通費、宿泊費の全てを本業務に含むものとする。
4. ソフトウェア：保守契約期間内に発生したソフトウェアのバージョンアップは本業務に含むものとする。

なお、定期点検、及び天災・人災による機器の破損・トラブルは本契約に含まない。  
また、サンプル、HDD破損等により破損したデータは除外項目として本契約に含まない。

## 6 業務実施体制

請負者は、本業務が履行可能な体制を整えること。

### (1) 業務対応時間

作業時間は9時から17時30分。土日・祝祭日は対応外とする。

## 7 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物をNIES担当者へ提出するものとする。

### (1) 業務結果報告書 1部

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。
--

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合はNIES担当者と協議の上、基本方針（<https://www.env.>

go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html) を参考に適切な表示を行うこと。

## 8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URLにおいて公開している。

([http://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](http://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- ① 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ② 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③ 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④ 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤ 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥ 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## 9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## 10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

## 11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

# 仕様書

1. 件名 令和7年度走査型電子顕微鏡保守業務
2. 対象機器 走査型電子顕微鏡（(株)日立ハイテクノロジーズ社製 S-4800） 1台
3. 業務期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日
4. 業務実施場所 国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）

## 5. 目的

本装置は NIES の環境生物保存棟において、保存株の形態変異の検査や分類・同定に必要とされる細胞表面構造の観察機器として日常的に利用されている。高分解能 SEM としての機能を発揮するためには、高度の専門技術を有する技術者により、低加速状態での分解能の確保や FE-チップの整備等が必要である。このため、定期的かつ計画的な保守点検を行うものである。

## 6. 業務内容

請負者は、本業務の遂行にあたり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、下記の業務を実施するものとする。

### (1) 定期保守

請負者は業務開始時までに定期保守が必要とされる項目を示した「保守点検記録表」を作成し、NIES 担当者の確認を得ること。請負者は期間中 1 回、定期交換部品（「別紙」参照）を交換し、保守点検記録表に基づいて、保守点検及び性能検査を行うものとする。また定期保守作業実施後、請負者は「定期点検報告書」を 1 部作成し、NIES 担当者の確認を得ること。報告書の媒体については、電子ファイル（PDF）1 部とする。

### (2) 緊急保守

装置に不時の故障が生じた場合、NIES 担当者からの連絡により、速やかに技術者を派遣し、適切な修復作業を行うこと。受付対応及び修復作業は、平日 9:00~17:00 にて対応すること。なお、緊急保守作業実施後、請負者は「緊急保守報告書」を 1 部作成し、NIES 担当者の確認を得ること。報告書の媒体については、電子ファイル（PDF）1 部とする。本対応は保守期間中 3 回までとする。

### (3) 部品の供給

保守に必要なとされる定期交換部品（別表 1 参照）は、本契約に含むものとする。部品の交換及び供給の要否の判定は、請負者の判定による。なお、別表 1 以外の消耗品及び有寿命部品一覧表記載部品（別紙）は、本契約には含まない。

また、緊急故障修理時に使用する部品で、単価が 100 万円以下の部品については、本契約に含むものとする。なお、単価が 100 万円を超える部品が必要となった場合は、その差額部分について NIES が負担するものとする。

## 7. 完了報告

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

### (1) 完了報告書 1部

媒体については、電子ファイル (PDF) 1部とする。

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律 (平成 12 年法律第 100 号) 第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針 (以下「基本方針」という。) の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます  
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、次の基本方針を参考に適切な表示を行うこと。

(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>)

## 8. 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## 9. 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

## 10. そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法) を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

## 別表 1

定期交換部品

項目	品名・仕様	P/N	数量
1	OBJ LENS APERTURE PLATE ASSY	539-0347	1個
2	RPオイル ねっパックMR-100 1L	HIS2081	1個
3	廃油処理箱<オイルハンター>	HIS2459	1個
4	エレメント(OMT-200A, OMF8用)	HIS2524	1個
5	RUBBER PACKING (100)	539-1148	1個
6	LEAF SPRING	539-1673	1個



## 仕様書

### 1. 件名 エコチル調査パイロット調査青年期調査使用機材 1式 賃貸借

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「エコチル調査パイロット調査青年期調査使用機材 1式 賃貸借」について規定する。

### 2. 数量 1式

<内訳>

- A) 卓上遠心機 2台
- B) スパイロメーター 3台
- C) 一酸化窒素ガス分析装置 3台

### 3. 賃貸借期間 令和7年5月1日～令和8年3月31日

※ただし、契約期間後の中長期計画の主務大臣による認可を前提として、令和8年11月30日まで契約を更新する予定である。

### 4. 研究内容及び賃貸借目的

「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）パイロット調査（以下「パイロット調査」という。）」の研究計画書に基づき、NIES、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、熊本大学、九州大学、自治医科大学、産業医科大学はパイロット調査を実施している。

本調達は、パイロット調査参加者（15-17歳）を対象に実施する青年期調査において使用する必要機材 1式を賃貸借するものである。

### 5. 仕様

「エコチル調査パイロット調査青年期調査使用機材 1式」については、各機材につき以下の条件を全て満たす必要がある。なお、賃貸借する物品は全て新品であること。

#### A) 卓上遠心機

- ① 卓上型で持ち運び可能であり、冷却機能なしの遠心機であること。
- ② テルモ分離剤入り真空採血管 9ml VP-AS109K50 が遠心可能であること。
- ③ 回転数（rpm）及び遠心力（xg）の表示、設定が可能であること。
- ④ 長い採血管と短い採血管が同時に遠心可能であり最大 20 本遠心可能であること。
- ⑤ 外形寸法が W340mm×D420mm×H330mm 以内、重量が 20kg 以内であること。
- ⑥ アンバランスを 2秒で検知して、事故防止及びダウンタイムを短くする機能を有すること。
- ⑦ 国際安全規格 IEC61010-2-020 に準拠していること。
- ⑧ ②の採血管に適したスイングロータ及び採血管バケット(4個セット)を付属すること。
- ⑨ NIES が指示する遠心条件（3000rpm（1500g）、10～15 分間、常温遠心（15～25℃程度））を設定し、そのプログラムを組み入れること。
- ⑩ 不具合等に迅速な対応を求めるため、使用予定地である福岡県、熊本県、栃木県、茨城県、東京都を営業担当地域とできるメーカーの機種であること。

- ⑪ 上記仕様を全て満たし、久保田商事製 S300T 卓上遠心機と同等もしくはそれ以上の機能を有すること。

B) スパイロメーター

- ① 肺気量分画、強制呼出曲線、フローボリュームカーブ、最大換気量、分時換気量、薬剤吸入テスト、チャレンジテストを測定できること。
- ② フロー検出は超音波センサであること。
- ③ ボリューム検出はフロー積分方式であること。
- ④ ボリューム測定精度は±3%または±0.05Lであること。
- ⑤ フロー検出範囲は±0.05～±18.0L/sであること。
- ⑥ キャリブレーションが不要であること。
- ⑦ 測定表示画面にアニメーション機能があること。
- ⑧ 高速プリンタ（紙幅 112mm 以上）が内蔵されていること。
- ⑨ タッチパネル対応でカラー液晶モニターを搭載した卓上タイプであること。
- ⑩ 測定データは内蔵された記憶装置に保管され、取り出すことができること。
- ⑪ 寸法は 230 (W) × 85 (H) × 240 (D) mm 程度、質量は 2.0kg 程度であること。
- ⑫ 1 台につき機種に対応する整流アダプタセット 5 セット、スパイロフィルタ（マウスタイプ） 50 個、感熱紙 1 本、ノーズクリップ 1 個が付属されていること。
- ⑬ 不具合等に迅速な対応を求めるため、使用予定地である福岡県、熊本県、栃木県、茨城県、東京都を営業担当地域とできるメーカーの機種であること。
- ⑭ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の承認を得た医療機器であること。
- ⑮ 上記仕様を全て満たし、チェスト社製チェストグラフ HI-301U と同等もしくはそれ以上の性能を有するものであること。

C) 一酸化窒素ガス分析装置

- ① ATS/ERS の推奨する「50ml/sec±10%の呼気流量で 10 秒間呼出」の条件を満たした場合のみ、呼気を分析し結果を表示する機能を備えること。
- ② 定期的なメンテナンスが不要であること。
- ③ 測定時にアニメーションで呼気を調整する補助機能を有すること。
- ④ 寸法は 185 (W) × 145 (H) × 45 (D) mm、質量は 1.0kg 程度であること。
- ⑤ 1 台につき機種に対応する 100 回測定キット、湿度調整剤 1 個入り専用ハードケースが付属していること。
- ⑥ 不具合等に迅速な対応を求めるため、使用予定地である福岡県、熊本県、栃木県、茨城県、東京都を営業担当地域とできるメーカーの機種であること。
- ⑦ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の承認を得た医療機器であること。
- ⑧ 上記仕様を全て満たし、チェスト社製 NIOX VERO と同等もしくはそれ以上の性能を有するものであること。

6. 納入場所

搬入・設置場所、並びに納入時期については、NIES 担当者と打合せの上、決定すること。  
なお、複数の調査拠点で使用するため、機器の移設が伴う。移設作業は NIES 担当者が行う。

## 7. その他

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。

納入引き渡し完了した時点より 1 年間を保証期間と定め、保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。また、故障時に迅速な人的対応及び修理対応の体制が整えられていること。

物品には、動産総合保険を付すること。この保険料は賃貸人の負担とする。

# 仕 様 書

## 1. 件 名

令和7年度新規 POPs 含有廃棄物の適正管理に向けた化学分析に係る支援要員派遣業務

## 2. 目 的

国立研究法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、ペルフルオロオクタンスルホン酸、ペルフルオロオクタナ酸、ペルフルオロヘキサンスルホン酸などの新規残留性有機汚染物質（以下「POPs」という。）について、含有廃棄物及び使用済み製品の適正管理に係る調査研究等を実施している。本業務は、市中の廃棄物及び使用済み製品に含まれる新規 POPs の実態把握を円滑に推進するため、化学分析に係る支援要員派遣業務を行う。

## 3. 事業所の名称

国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川16-2）

## 4. 勤務場所

茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環領域 試験評価・適正管理研究室

電話番号 029-850-2847

なお、感染症の蔓延等による自宅就業の協力依頼があった場合等で、遠隔でも実施可能な業務についてはNIESと調整の上、実施場所を変更することも可能とする。

## 5. 組織単位

試験評価・適正管理研究室

## 6. 派遣期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 7. 勤務形態及び員数

(1) 勤務時間 月曜日から金曜日（祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）9:00～16:00（うち、休憩時間12時～13時）  
実働6時間  
指揮命令者の指示により時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。この場合、時間外労働は、4時間/日、45時間/月、360時間/年以内とする。また、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則とするが、振り替えられない場合の休日労働は2日/月の範囲内とする。

(2) 員 数 1名

## 8. 責任の程度

(1) 役職名

なし

(2) 具体的責任の内容

担当業務の遂行責任のみ

## 9. 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別

限定しない。

## 10. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

限定しない。

11. 業務内容等  
特記仕様書によるものとする。
12. 出張の取扱い
  - (1) 出張依頼等  
指揮命令者の指示により、派遣労働者を当該業務の関連で出張させた場合の費用は、翌月に精算するものとする。  
なお、NIES からの支給範囲は交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。
  - (2) 就業時間の取扱い  
派遣労働者の出張期間中の就業時間は、7.（1）に定める就業時間数を就業したものと取り扱うものとする。
13. 福利厚生  
職員食堂、入館証、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。  
また、作業に必要な備品及び消耗品について便宜供与する。
14. 勤務報告書の提出
  - (1) 勤務報告書の提出  
派遣労働者は別紙1の勤務報告書に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出するものとする。
  - (2) 出張経費報告書  
派遣労働者は別紙2の出張経費報告書に出張期間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。
15. 勤務状況の報告  
派遣先責任者は、派遣労働者から14. の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告するものとする。
16. 業務完了報告書等の提出  
派遣元責任者は、15. の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写を派遣先責任者へ報告するものとする。
17. 検査  
指揮命令者の確認を受けた14. に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった16. に定める報告書等により行うものとする。
18. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者
  - (1) 派遣元責任者  
役 職  
氏 名  
電話番号
  - (2) 派遣元苦情処理担当者  
役 職  
氏 名  
電話番号
  - (3) 派遣先責任者  
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所 総務部人事課長  
氏 名 辻 恵一  
電話番号 029-850-2586
  - (4) 指揮命令者  
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環領域  
試験評価・適正管理研究室 主幹研究員  
氏 名 松神 秀徳

電話番号 029-850-2847  
(5) 派遣先苦情処理担当者  
役職 国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環領域  
試験評価・適正管理研究室 室長  
氏名 肴倉 宏史  
電話番号 029-850-2185

19. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等については、必要に応じて派遣元会社と指揮命令者が協議の上、定めるものとする。

# 特記仕様書

## 1. 件名

令和7年度新規 POPs 含有廃棄物の適正管理に向けた化学分析に係る支援要員派遣業務

## 2. 目的

国立研究法人国立環境研究所では、ペルフルオロオクタンスルホン酸、ペルフルオロオクタタン酸、ペルフルオロヘキサンスルホン酸などの新規 POPs を対象に、含有廃棄物及び使用済み製品の適正管理に係る調査研究等を実施している。本業務は、市中の廃棄物及び使用済み製品に含まれる新規 POPs の実態把握を円滑に推進するため、化学分析に係る支援要員派遣業務を行う。

## 3. 業務内容

- (1) 廃棄物及び環境試料の調製（裁断、凍結粉砕、風乾、ふるい等の均質化处理）
- (2) 廃棄物及び環境試料の有機化学分析に係る前処理及び機器測定の実施補助
- (3) 機器測定により得られたデータの解析及び整理の実施補助
- (4) 試料調製室及び分析前処理室内の清掃
- (5) 消耗品の適正在庫量の維持管理（業務の遂行に支障がないよう、常時実施）
- (6) 上記（1）から（5）の他、指揮命令者の指示に従い、必要な業務を行う。

## 4. 必要条件・資格等

上記3. の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

### (1) 学歴等

- ① 理学系の大学院修士課程修了相当以上の学歴又は同等の能力を有すること。
- ② 理学系の研究補助業務の経験を5年以上有していること。

### (2) 技術的能力

- ① 残留性有機汚染物質の抽出及び精製処理の経験と技術を有する者。
- ② ガスクロマトグラフ及び液体クロマトグラフの基本的な操作を実施できる者。
- ③ 文書作成ソフト、表計算ソフト、プレゼン資料作成ソフト（Microsoft Word、Excel、PowerPoint）の基本的な操作を実施できる者。

## 5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、むやみに第三者に伝えてはならない。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。

(別紙1)

# 勤務報告書

業務名 (件名) 令和7年度新規POPs含有廃棄物の適正管理に向けた化学分析に係る支援要員派遣業務

令和 年 月分

氏名 \_\_\_\_\_

日(曜日)	勤務時間	H	休憩時間(分)	超過勤務時間	H	業務内容等
1日( )	: ~ :			: ~ :		
2日( )	: ~ :			: ~ :		
3日( )	: ~ :			: ~ :		
4日( )	: ~ :			: ~ :		
5日( )	: ~ :			: ~ :		
6日( )	: ~ :			: ~ :		
7日( )	: ~ :			: ~ :		
8日( )	: ~ :			: ~ :		
9日( )	: ~ :			: ~ :		
10日( )	: ~ :			: ~ :		
11日( )	: ~ :			: ~ :		
12日( )	: ~ :			: ~ :		
13日( )	: ~ :			: ~ :		
14日( )	: ~ :			: ~ :		
15日( )	: ~ :			: ~ :		
16日( )	: ~ :			: ~ :		
17日( )	: ~ :			: ~ :		
18日( )	: ~ :			: ~ :		
19日( )	: ~ :			: ~ :		
20日( )	: ~ :			: ~ :		
21日( )	: ~ :			: ~ :		
22日( )	: ~ :			: ~ :		
23日( )	: ~ :			: ~ :		
24日( )	: ~ :			: ~ :		
25日( )	: ~ :			: ~ :		
26日( )	: ~ :			: ~ :		
27日( )	: ~ :			: ~ :		
28日( )	: ~ :			: ~ :		
29日( )	: ~ :			: ~ :		
30日( )	: ~ :			: ~ :		
31日( )	: ~ :			: ~ :		
計	—		—	—		—

(特記事項)

※既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者  
国立研究開発法人国立環境研究所  
資源循環領域  
試験評価・適正管理研究室

松神 秀徳 □

(別紙2)

# 出張経費報告書

指揮命令者 殿			請求者	所属						氏名	□					
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄 道 賃				船 賃		航空賃	車 賃		宿泊料	備 考	
					路 程	運 賃	急 料	行 金	計	路 程		運 賃	路 程			実費額
					km	円	円	円		km	円	円	km	円	円	
合 計																
出張用務									旅 費 計		円		※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書を添付すること。 なお、交通費についても、原則として添付すること。			
									その他経費計		円					
									合 計		円					

注) NIESからの支給範囲は、交通費及び宿泊費(10,000円(税込)を限度)の実支出額とする。  
 注) 既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者  
 国立研究開発法人国立環境研究所  
 資源循環領域  
 試験評価・適正管理研究室  
 松神 秀徳 □

# 仕 様 書

## 1. 件 名

令和7年度森林生態系炭素収支モニタリングに係る研究支援協力員派遣業務

## 2. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）地球システム領域地球環境研究センター陸域モニタリング推進室では、地球環境モニタリング事業の一環として「森林生態系炭素収支モニタリング」を推進しており、国内の観測サイトにおいて、タワーを用いた森林生態系の炭素・水・熱収支の長期観測を行っている。また、これらの観測サイトではNIES及び他の研究機関によって森林生態系の炭素・水・熱収支の変動メカニズムを解明するための各種の研究・観測が行われている。本業務は、これらの観測と研究活動を円滑に遂行するために、観測サイトの設備と機器全般の管理、保守等に係る業務及び必要な関連の業務を行う。

## 3. 事業所の名称

国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川 16-2）

## 4. 勤務場所

茨城県つくば市小野川 16-2

国立研究開発法人国立環境研究所 地球システム領域地球環境研究センター

陸域モニタリング推進室

電話番号 029-850-2468

なお、感染症の蔓延等による自宅就業の協力依頼があった場合等で、遠隔でも実施可能な業務についてはNIESと調整の上、実施場所を変更することも可能とする。

## 5. 組織単位

陸域モニタリング推進室（陸域モニタリング推進室長）

## 6. 派遣期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 7. 勤務形態及び員数

(1) 勤務時間 月曜日から金曜日（祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）  
のうち4日

9:00～17:45（うち、休憩時間12時～13時）

実働7.75時間

指揮命令者の指示により時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。この場合、時間外労働は、4時間/日、45時間/月、360時間/年以内とする。また、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則とするが、振り替えられない場合の休日労働は2日/月の範囲内とする。

(2) 員 数 1名

## 8. 責任の程度

(1) 役職名

なし

(2) 具体的責任の内容

担当業務の遂行責任のみ

## 9. 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別

限定しない。

## 10. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

限定しない。

11. 業務内容等  
特記仕様書によるものとする。
12. 出張の取扱い
  - (1) 出張依頼等  
指揮命令者の指示により、派遣労働者を当該業務の関連で出張させた場合の費用は、翌月に精算するものとする。  
なお、NIES からの支給範囲は交通費及び宿泊費（10,000 円（税込）を限度）の実支出額とする。
  - (2) 就業時間の取扱い  
派遣労働者の出張期間中の就業時間は、7. (1) に定める就業時間数を就業したものと取り扱うものとする。
13. 福利厚生  
ロッカー、職員食堂、入館証、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。  
また、作業に必要な備品及び消耗品について便宜供与する。
14. 報告書の提出
  - (1) 勤務報告書の提出  
派遣労働者は別紙 1 の勤務報告書に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出するものとする。
  - (2) 出張経費報告書  
派遣労働者は別紙 2 の出張経費報告書に出張期間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。
15. 勤務状況の報告  
派遣先責任者は、派遣労働者から 14. の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告するものとする。
16. 業務完了報告書等の提出  
派遣元責任者は、15. の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写を派遣先責任者へ報告するものとする。
17. 検査  
指揮命令者の確認を受けた 14. に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった 16. に定める報告書等により行うものとする。
18. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者
  - (1) 派遣元責任者  
役 職  
氏 名  
電話番号
  - (2) 派遣元苦情処理担当者  
役 職  
氏 名  
電話番号
  - (3) 派遣先責任者  
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所総務部人事課長  
氏 名 辻 恵一  
電話番号 029-850-2586
  - (4) 指揮命令者  
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所地球システム領域地球環境研究センター  
陸域モニタリング推進室長

氏名 高橋 善幸  
電話番号 029-850-2468

(5) 派遣先苦情処理担当者

役職 国立研究開発法人国立環境研究所地球システム領域長  
氏名 三枝 信子  
電話番号 029-850-2517

17. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等については、必要に応じて派遣元会社と指揮命令者が協議の上、定めるものとする。

# 特記仕様書

## 1. 件名

令和7年度森林生態系炭素収支モニタリングに係る研究支援協力員派遣業務

## 2. 目的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）地球システム領域地球環境研究センター陸域モニタリング推進室では、地球環境モニタリング事業の一環として「森林生態系炭素収支モニタリング」を推進しており、国内の観測サイトにおいて、タワーを用いた森林生態系の炭素・水・熱収支の長期観測を行っている。また、これらの観測サイトではNIES及び他の研究機関によって森林生態系の炭素・水・熱収支の変動メカニズムを解明するための各種の研究・観測が行われている。本業務は、これらの観測と研究活動を円滑に遂行するために、観測サイトの設備と機器全般の管理、保守等に係る業務及び必要な関連の業務を行う。

## 3. 業務内容

- (1) 森林生態系炭素収支モニタリングで使用する観測機器の保守・校正作業  
観測サイトで使用する観測機器、ならびに炭素・水・熱収支（CO<sub>2</sub>、水蒸気、顕熱等のフラックス）観測に使用する観測機器に関して、以下の作業を行う。
  - ①太陽及び大気放射の観測機器（日射計・赤外放射計・光量子計等・分光放射計）の校正、精度管理
  - ②太陽及び大気放射の観測機器（日射計・赤外放射計・光量子計等・分光放射計）の手法（直散合成システム）に関する調査・新校正法の研究
  - ③分広放射のデータチェック・監視・不備対応
  - ④観測サイトで使用する観測機器全般に関する修理・校正の手配と機器運用履歴の管理
  - ⑤観測サイトで使用する観測機器全般に関するマニュアル・校正パラメータ等の文書管理
- (2) 光量子の基準作成のための調査・研究
- (3) 森林生態系炭素収支モニタリングにおける観測機器の設置・交換・撤収等の作業
  - ①以下の観測サイトにおいて、観測及び研究活動に必要な観測機器を所定の場所に設置・交換・撤収する作業を行う。  
作業場所：富士北麓フラックス観測サイト（山梨県富士吉田市）  
天塩 CC-LaG サイト（北海道天塩郡幌延町）  
その他、陸域モニタリング推進室が業務として観測を実施するサイト（国内）
  - ②設置・交換・撤収する観測機器の事前及び事後の調整・整備を行う。  
作業場所：国立環境研究所地球システム領域地球環境研究センター（茨城県つくば市）
- (4) 観測サイト利用者間の調整
  - ①観測サイトの設備を利用した観測及び研究活動を円滑に遂行するため、サイト利用者に対して各種の情報伝達を行う。
  - ②観測サイトにおいて複数の研究機関が参加する作業（定期的な保守点検作業、集中的な観測作業、現地見学等）に関して、作業の日程や内容に関する連絡調整を行う。
- (5) 上記（1）から（4）の他、指揮命令者の指示に従い、必要な業務を行う。

## 4. 必要条件・資格等

上記3. の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

- (1) 学歴等
  - ①理工農学分野の基礎知識（四年制大学卒業程度以上）を有すること。
  - ②日本語による文書作成とコミュニケーションを行うことのできる十分な能力を有すること。
- (2) 学術的能力  
気象観測に関わる専門的知識を有すること。
- (3) 研究開発等に関わる経歴等
  - ①気象観測に関する研究開発の実務経験が10年以上あり、かつ野外での気象観測と気象データ処理の経験を10年以上有すること。
  - ②日本及び国際気象機関における気象観測機器、特に各種日射計・放射計の検査・校正方法

を熟知し、放射観測機器（全天日射計（KIPP & Zonen CMP-22）、赤外放射計（KIPP & Zonen CGR4）、放射収支計（EKO MR-50）、光量子計（LI-COR LI-190; Apogee SQ-110）、分光放射計（EKO MS-700））の校正と精度管理及びそれらの標準化等の手法改良のための調査・新校正法の研究を行うことのできる経験を有すること。

- ③分光放射計のデータチェック・監視・不備対応及び光量子の基準作成のための調査・研究を行うことのできる経験を有すること。
- ④アナログ及びデジタル信号の計測、記録、処理に関する基礎的知識を有すること。
- ⑤プログラミング（Basic, Borland Delphi, Pascal 等）開発及びそのオペレーションを行うための高度な技術と経験を有すること。
- ⑥宿泊を伴う出張に対応できること。
- ⑦各種観測機器の英文マニュアルを読解し和訳することのできる十分な英語能力を有すること。特に、理工農学系分野での実務英文和訳等の資格を有すること。

## 5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、むやみに第三者に伝えてはならない。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。

# 勤務報告書

件名：令和7年度森林生態系炭素収支モニタリングに係る研究支援協力員派遣業務

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月分

就業場所：温暖化棟309室

※出張等により就業場所が異なる場合は、特記事項に記載

氏名 \_\_\_\_ ○○ ○○

日	(曜日)	勤務時間	H	休憩時間 (分)	超過勤務時間	H	業務内容等
1日	(火)	: ~ :			: ~ :		
2日	(水)	: ~ :			: ~ :		
3日	(木)	: ~ :			: ~ :		
4日	(金)	: ~ :			: ~ :		
5日	(土)	: ~ :			: ~ :		
6日	(日)	: ~ :			: ~ :		
7日	(月)	: ~ :			: ~ :		
8日	(火)	: ~ :			: ~ :		
9日	(水)	: ~ :			: ~ :		
10日	(木)	: ~ :			: ~ :		
11日	(金)	: ~ :			: ~ :		
12日	(土)	: ~ :			: ~ :		
13日	(日)	: ~ :			: ~ :		
14日	(月)	: ~ :			: ~ :		
15日	(火)	: ~ :			: ~ :		
16日	(水)	: ~ :			: ~ :		
17日	(木)	: ~ :			: ~ :		
18日	(金)	: ~ :			: ~ :		
19日	(土)	: ~ :			: ~ :		
20日	(日)	: ~ :			: ~ :		
21日	(月)	: ~ :			: ~ :		
22日	(火)	: ~ :			: ~ :		
23日	(水)	: ~ :			: ~ :		
24日	(木)	: ~ :			: ~ :		
25日	(金)	: ~ :			: ~ :		
26日	(土)	: ~ :			: ~ :		
27日	(日)	: ~ :			: ~ :		
28日	(月)	: ~ :			: ~ :		
29日	(火)	: ~ :			: ~ :		
30日	(水)	: ~ :			: ~ :		
計			0				

(特記事項)

指揮命令者  
国立研究開発法人国立環境研究所  
地球システム領域  
陸域モニタリング推進室

\_\_\_\_ 高橋 善幸 \_\_\_\_

(別紙2)

# 出張経費報告書

指揮命令者 殿			請求者	所属					氏名						
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄道賃				船賃		航空賃	車賃		宿泊料	備考
					路程	運賃	急行料	行金	計	路程		運賃	路程	実費額	
					km	円	円	円	km	円	円	km	円	円	
合計															
出張用務									旅費計				円		※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書を添付すること。 なお、交通費についても、原則として添付すること。
									その他経費計				円		
									合計				円		

注) NIESからの支給範囲は、交通費及び宿泊費(10,000円(税込)を限度)の実支出額とする。  
注) 既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者  
国立研究開発法人国立環境研究所  
地球システム領域 地球環境研究センター  
陸域モニタリング推進室  
高橋 善幸 □

# 仕 様 書

## 1. 件 名

令和7年度生活環境動植物に対する生態リスク評価に係る支援協力員派遣業務

## 2. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）の環境省と契約する請負業務において、農薬を中心とした化学物質の生態毒性試験結果についての信頼性評価及び生態リスク評価に関する業務を行う。

## 3. 事業所の名称

国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川16-2）

## 4. 勤務場所

茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域 環境リスク科学研究推進室

電話番号 029-850-2588

ただし、必要に応じて派遣労働者の自宅

## 5. 組織単位

環境リスク科学研究推進室（環境リスク科学研究推進室長）

## 6. 派遣期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 7. 勤務形態及び員数

(1) 勤務時間 月曜日から金曜日（祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）のうち3日

10:00～15:00（うち、休憩時間12時～13時）

実働4.0時間

指揮命令者の指示により時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。この場合、時間外労働は、4時間/日、45時間/月、360時間/年以内とする。また、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則とするが、振り替えられない場合の休日労働は2日/月の範囲内とする。

(2) 員 数 1名

## 8. 責任の程度

(1) 役職名

なし

(2) 具体的責任の内容

担当業務の遂行責任のみ

## 9. 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別

限定しない。

## 10. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

限定しない。

## 11. 業務内容等

特記仕様書によるものとする。

## 12. 出張の取扱い

- (1) 出張依頼等  
指揮命令者の指示により、派遣労働者を当該業務の関連で出張させた場合の費用は、翌月に精算するものとする。  
なお、NIES からの支給範囲は交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。
- (2) 就業時間の取扱い  
派遣労働者の出張期間中の就業時間は、7.（1）に定める就業時間数を就業したものと取り扱うものとする。

### 13. 福利厚生

ロッカー、職員食堂、入館証、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。  
また、作業に必要な備品及び消耗品について便宜供与する。

### 14. 報告書の提出

- (1) 勤務報告書の提出  
派遣労働者は別紙1の勤務報告書に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出するものとする。
- (2) 出張経費報告書  
派遣労働者は別紙2の出張経費報告書に出張期間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。

### 15. 勤務状況の報告

派遣先責任者は、派遣労働者から14.の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告するものとする。

### 16. 業務完了報告書等の提出

派遣元責任者は、15.の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写を派遣先責任者へ報告するものとする。

### 17. 検査

指揮命令者の確認を受けた14.に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった16.に定める報告書等により行うものとする。

### 18. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者

- (1) 派遣元責任者  
役 職  
氏 名  
電話番号
- (2) 派遣元苦情処理担当者  
役 職  
氏 名  
電話番号
- (3) 派遣先責任者  
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所総務部人事課長  
氏 名 辻 恵一  
電話番号 029-850-2586
- (4) 指揮命令者  
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域  
環境リスク科学研究推進室長  
氏 名 大野 浩一  
電話番号 029-850-2588
- (5) 派遣先苦情処理担当者  
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域長  
氏 名 山本 裕史

電話番号 029-850-2532

19. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等については、必要に応じて派遣元会社と指揮命令者が協議の上、定めるものとする。

# 特記仕様書

## 1. 件名

令和7年度生活環境動植物に対する生態リスク評価に係る支援協力員派遣業務

## 2. 目的

国立研究開発法人国立環境研究所の環境省と契約する請負業務において、農薬を中心とした化学物質の生態毒性試験結果についての信頼性評価及び生態リスク評価に関する業務を行う。

## 3. 業務内容

- (1) 生活環境動植物（水生生物、鳥類）を用いた生態毒性試験結果の信頼性評価。
- (2) 生活環境動植物に対する生態リスク評価に関する文献・資料の収集及びリスク評価関連文書の作成。
- (3) (1) (2) の業務内容に係る環境省請負等の業務に係る検討会資料案の作成。
- (4) 他業務において作成される上記検討会等議事録（案）の修正確認。
- (5) 上記(1)から(4)の他、指揮命令者の指示に従い、必要な業務を行う。

## 4. 必要条件・資格等

上記3. の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

- (1) 学歴等  
理工系（化学、生物学、薬学、農学など）学部卒業以上の学歴を有すること。
- (2) 技術的能力  
①化学物質の水生生物及び鳥類に対する生態有害性評価及び生態リスク評価に関する5年以上の実務経験があること。  
②国内外の化学物質管理のためのリスク評価書及び関連する行政文書を適切に理解できる能力を有すること。  
③JDreamⅢ、PubMed等の文献データベースを用いた文献検索を実施した経験があり、これらのデータベースを用いて業務に関連する適切な文献を収集する能力を十分に有すること。
- (3) 語学及び学術的能力  
①TOEIC 650点以上のスキルを持つ、若しくは同等の英語力をもつこと。  
②英文及び和文で書かれた化学物質の水生生物及び鳥類に対する有害性情報に関する文献を適切に理解し、要約を作成できる能力を有すること。
- (4) OAスキル  
①Microsoft Excel（数式、表の作成含む。）  
②Microsoft Word（文章作成・編集）  
③Microsoft Access（クエリ、フォームの操作を含む。）
- (5) 出張  
検討会開催支援 年2～3回程度（東京都23区内）

## 5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、むやみに第三者に伝えてはならない。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。

(別紙1)

# 勤務報告書

業務名 (件名) 令和7年度生活環境動植物に対する生態リスク評価に係る支援協力員派遣業務

令和 年 月分

氏名 \_\_\_\_\_

日(曜日)	勤務時間	H	休憩(分)	超過勤務時間	H	業務内容等
1日( )	: ~ :			: ~ :		
2日( )	: ~ :			: ~ :		
3日( )	: ~ :			: ~ :		
4日( )	: ~ :			: ~ :		
5日( )	: ~ :			: ~ :		
6日( )	: ~ :			: ~ :		
7日( )	: ~ :			: ~ :		
8日( )	: ~ :			: ~ :		
9日( )	: ~ :			: ~ :		
10日( )	: ~ :			: ~ :		
11日( )	: ~ :			: ~ :		
12日( )	: ~ :			: ~ :		
13日( )	: ~ :			: ~ :		
14日( )	: ~ :			: ~ :		
15日( )	: ~ :			: ~ :		
16日( )	: ~ :			: ~ :		
17日( )	: ~ :			: ~ :		
18日( )	: ~ :			: ~ :		
19日( )	: ~ :			: ~ :		
20日( )	: ~ :			: ~ :		
21日( )	: ~ :			: ~ :		
22日( )	: ~ :			: ~ :		
23日( )	: ~ :			: ~ :		
24日( )	: ~ :			: ~ :		
25日( )	: ~ :			: ~ :		
26日( )	: ~ :			: ~ :		
27日( )	: ~ :			: ~ :		
28日( )	: ~ :			: ~ :		
29日( )	: ~ :			: ~ :		
30日( )	: ~ :			: ~ :		
31日( )	: ~ :			: ~ :		
計	—		—	—		—

(特記事項)

※既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者

国立研究開発法人国立環境研究所  
環境リスク・健康領域  
環境リスク科学研究推進室

大野 浩一 □

(別紙2)

# 出張経費報告書

指揮命令者 殿			請求者	所属						氏名	□					
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄 道 賃				船 賃		航空賃	車 賃		宿泊料	備 考	
					路 程	運 賃	急 料	行 金	計	路 程		運 賃	路 程	実費額		実費額
					km	円	円	円		km	円	円	km	円	円	
合 計																
出張用務									旅 費 計		円		※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書を添付すること。 なお、交通費についても、原則として添付すること。			
									その他経費計		円					
									合 計		円					

注) NIESからの支給範囲は、交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。

注) 既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者  
 国立研究開発法人国立環境研究所  
 環境リスク・健康領域  
 環境リスク科学研究推進室  
 大野 浩一 □

# 仕 様 書

1. 件 名  
令和7年度廃棄物関連試料の環境分析に係る支援協力員派遣業務
2. 目 的  
国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）における「物質フロー革新研究プログラム」において、廃棄物関連試料を用いた研究を円滑に推進するため、環境分析に必要な前処理及び機器類の操作に係る業務及び必要な関連の業務を行う。
3. 事業所の名称  
国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川16-2）
4. 勤務場所  
茨城県つくば市小野川16-2  
国立研究開発法人国立環境研究所資源循環領域廃棄物処理処分技術研究室  
電話番号 029-850-2389  
なお、感染症の蔓延等による自宅就業の協力依頼があった場合等で、遠隔でも実施可能な業務についてはNIESと調整の上、実施場所を変更することも可能とする。
5. 組織単位  
資源循環領域 廃棄物処理処分技術研究室（廃棄物処理処分技術研究室長）
6. 派遣期間  
令和7年4月1日～令和8年3月31日まで
7. 勤務形態及び員数  
(1) 勤務時間 月曜日から金曜日（祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）のうち週4日、9：00～17：00（うち、休憩時間12時～13時）  
実働7時間  
指揮命令者の指示により時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。この場合、時間外労働は、4時間/日、45時間/月、360時間/年以内とする。又、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則とするが、振り替えられない場合の休日労働は2日/月の範囲内とする。  
  
(2) 員 数 1名
8. 責任の程度  
(1) 役職名  
なし  
(2) 具体的責任の内容  
担当業務の遂行責任のみ
9. 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別  
限定しない。
10. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別  
限定しない。

11. 業務内容等  
特記仕様書によるものとする。
12. 出張の取扱い
  - (1) 出張依頼等  
指揮命令者の指示により、派遣労働者を当該業務の関連で出張させた場合の費用は、翌月に精算するものとする。  
なお、NIES からの支給範囲は交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。
  - (2) 就業時間の取扱い  
派遣労働者の出張期間中の就業時間は、7.（1）に定める就業時間数を就業したものと取り扱うものとする。
13. 福利厚生  
ロッカー、職員食堂、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。  
又、作業に必要な備品及び消耗品について便宜供与する。
14. 報告書の提出
  - (1) 勤務報告書の提出  
派遣労働者は別紙1の勤務報告書に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出するものとする。
  - (2) 出張経費報告書  
派遣労働者は別紙2の出張経費報告書に出張期間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。
15. 勤務状況の報告  
派遣先責任者は、派遣労働者から14.の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告するものとする。
16. 業務完了報告書等の提出  
派遣元責任者は、15.の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写を派遣先責任者へ報告するものとする。
17. 検査  
指揮命令者の確認を受けた14.に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった16.に定める報告書等により行うものとする。
18. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者
  - (1) 派遣元責任者  
役 職  
氏 名  
電話番号
  - (2) 派遣元苦情処理担当者  
役 職  
氏 名  
電話番号
  - (3) 派遣先責任者  
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所総務部人事課長  
氏 名 辻 恵一  
電話番号 029-850-2586
  - (4) 指揮命令者  
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所資源循環領域廃棄物処理処分技術研究室  
氏 名 石垣智基  
上級主幹研究員

電話番号 029-850-2389  
(5) 派遣先苦情処理担当者  
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所資源循環領域廃棄物処理処分技術研究室  
室長  
氏 名 山田正人  
電話番号 029-850-2837

19. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等については、必要に応じて派遣元会社と指揮命令者が協議の上、定めるものとする。

# 特記仕様書

## 1. 件名

令和7年度廃棄物関連試料の環境分析に係る支援協力員派遣業務

## 2. 目的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）における「物質フロー革新研究プログラム」において、廃棄物関連試料を用いた研究を円滑に推進するため、環境分析に必要な前処理及び機器類の操作に係る業務及び必要な関連の業務を行う。

## 3. 業務内容

廃棄物管理施設で採取された、ガス、固形物ならびに液体試料を対象として、吸着、溶出、抽出、濃縮等の前処理操作を行う。また、得られた試料の処理物を、各種分析機器を用いてデータを得るための補助作業を行う。

## 4. 必要条件・資格等

上記3.の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

### (1) 学歴等

短期大学の理系学部卒もしくはそれと同等の学力を有すること。

### (2) 技術的能力

微生物培養の実務経験が2年以上あり、操作を自立的に行えること、及び結果の判定が自立的にできること。

理化学機器の取り扱いに関する実務経験が5年以上あり、操作を自立的に行えること、及び結果の適切さの判定が自立的にできること。

### (3) 語学及び学術的能力

日本語での意思疎通・読み書きが十分に行えること。

### (4) 使用を必須とするパソコンソフト

実験データの処理・整理を目的としたパソコンソフト（エクセル、ワード、パワーポイント）の操作を自立的に行えること。

## 5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、むやみに第三者に伝えてはならない。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。

(別紙1)

# 勤務報告書

(業務名) 令和7年度廃棄物関連試料の環境分析に係る支援協力員派遣業務

令和 年 月分

氏名 \_\_\_\_\_

日(曜日)	勤務時間	H	休憩時間(分)	超過勤務時間	H	業務内容等
1日( )	: ~ :			: ~ :		
2日( )	: ~ :			: ~ :		
3日( )	: ~ :			: ~ :		
4日( )	: ~ :			: ~ :		
5日( )	: ~ :			: ~ :		
6日( )	: ~ :			: ~ :		
7日( )	: ~ :			: ~ :		
8日( )	: ~ :			: ~ :		
9日( )	: ~ :			: ~ :		
10日( )	: ~ :			: ~ :		
11日( )	: ~ :			: ~ :		
12日( )	: ~ :			: ~ :		
13日( )	: ~ :			: ~ :		
14日( )	: ~ :			: ~ :		
15日( )	: ~ :			: ~ :		
16日( )	: ~ :			: ~ :		
17日( )	: ~ :			: ~ :		
18日( )	: ~ :			: ~ :		
19日( )	: ~ :			: ~ :		
20日( )	: ~ :			: ~ :		
21日( )	: ~ :			: ~ :		
22日( )	: ~ :			: ~ :		
23日( )	: ~ :			: ~ :		
24日( )	: ~ :			: ~ :		
25日( )	: ~ :			: ~ :		
26日( )	: ~ :			: ~ :		
27日( )	: ~ :			: ~ :		
28日( )	: ~ :			: ~ :		
29日( )	: ~ :			: ~ :		
30日( )	: ~ :			: ~ :		
31日( )	: ~ :			: ~ :		
計	—		—	—		—

(特記事項)

※既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者

国立研究開発法人国立環境研究所  
資源循環領域  
廃棄物処理処分技術研究室

石垣 智基

(別紙2)

# 出張経費報告書

指揮命令者 殿			請求者	所属						氏名						
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄 道 賃				船 賃		航空賃	車 賃		宿泊料	備 考	
					路 程	運 賃	急 料	行 金	計	路 程		運 賃	路 程	実費額		実費額
					km	円	円	円		km	円	円	km	円	円	
合 計																
出張用務									旅 費 計				円		※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書を添付すること。 なお、交通費についても、原則として添付すること。	
									その他経費計				円			
									合 計				円			

注) NIESからの支給範囲は、交通費及び宿泊費(10,000円(税込)を限度)の実支出額とする。  
 注) 既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者  
 国立研究開発法人国立環境研究所  
 資源領域  
 廃棄物処理処分技術研究室  
 石垣 智基

# 仕 様 書

## 1. 件 名

令和7年度衛星観測に関する事業におけるサーバ・PC 端末等の管理運用に係る研究支援協力員派遣業務

## 2. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）における「衛星観測に関する研究事業」において、温室効果ガス観測技術衛星（GOSAT）及び同2号（GOSAT-2）、温室効果ガス・水循環観測技術衛星（GOSAT-GW）（以下、3衛星を合わせて「GOSAT シリーズ」という。）に関するプロジェクト業務を円滑に推進するため、関連するサーバやPC 端末等の管理運用に係る業務及び必要な関連の業務を行う。

## 3. 事業所の名称

国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川16-2）

## 4. 勤務場所

茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所地球システム領域衛星観測センター

電話番号 029-850-2220

なお、感染症の蔓延等による自宅就業の協力依頼があった場合等で、遠隔でも実施可能な業務についてはNIESと調整の上、実施場所を変更することも可能とする。

## 5. 組織単位

衛星観測センター（衛星観測センター長）

## 6. 派遣期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 7. 勤務形態及び員数

- (1) 勤務時間 月曜日から金曜日のうち3日（祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）  
9：00～16：30（うち、休憩時間12時～13時）  
実働6.5時間  
指揮命令者の指示により時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。この場合、時間外労働は、4時間/日、45時間/月、360時間/年以内とする。また、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則とするが、振り替えられない場合の休日労働は2日/月の範囲内とする。

- (2) 員 数 1名

## 8. 責任の程度

- (1) 役職名  
なし

- (2) 具体的責任の内容  
担当業務の遂行責任のみ

## 9. 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別

限定しない。

## 10. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

限定しない。

11. 業務内容等  
特記仕様書によるものとする。
12. 出張の取扱い
  - (1) 出張依頼等  
指揮命令者の指示により、派遣労働者を当該業務の関連で出張させた場合の費用は、翌月に精算するものとする。  
なお、NIES からの支給範囲は交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。
  - (2) 就業時間の取扱い  
派遣労働者の出張期間中の就業時間は、7.（1）に定める就業時間数を就業したものと取り扱うものとする。
13. 福利厚生  
ロッカー、職員食堂、入館証、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。  
また、作業に必要な備品及び消耗品について便宜供与する。
14. 報告書の提出
  - (1) 勤務報告書の提出  
派遣労働者は別紙1の勤務報告書に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出するものとする。
  - (2) 出張経費報告書  
派遣労働者は別紙2の出張経費報告書に出張期間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。
15. 勤務状況の報告  
派遣先責任者は、派遣労働者から14.の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告するものとする。
16. 業務完了報告書等の提出  
派遣元責任者は、15.の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写を派遣先責任者へ報告するものとする。
17. 検査  
指揮命令者の確認を受けた14.に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった16.に定める報告書等により行うものとする。
18. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者
  - (1) 派遣元責任者  
役 職  
氏 名  
電話番号
  - (2) 派遣元苦情処理担当者  
役 職  
氏 名  
電話番号
  - (3) 派遣先責任者  
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所総務部人事課長  
氏 名 辻 恵一  
電話番号 029-850-2586
  - (4) 指揮命令者  
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所地球システム領域衛星観測センター主任研  
究員  
氏 名 佐伯 田鶴

電話番号 029-850-2220  
(5) 派遣先苦情処理担当者  
役職 国立研究開発法人国立環境研究所地球システム領域衛星観測センター長  
氏名 松永 恒雄  
電話番号 029-850-2838

19. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等については、必要に応じて派遣元会社と指揮命令者が協議の上、定めるものとする。

# 特記仕様書

## 1. 件名

令和7年度衛星観測に関する事業におけるサーバ・PC 端末等の管理運用に係る研究支援協力員派遣業務

## 2. 目的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）における「衛星観測に関する研究事業」において、温室効果ガス観測技術衛星（GOSAT）及び同2号（GOSAT-2）、温室効果ガス・水循環観測技術衛星（GOSAT-GW）（以下、3衛星を合わせて「GOSATシリーズ」という。）に関するプロジェクト業務を円滑に推進するため、関連するサーバやPC 端末等の管理運用に係る業務及び必要な関連の業務を行う。

## 3. 業務内容

### (1) Linux サーバ・PC 端末等の維持管理支援

衛星観測センターが保有している情報機器のうち、単体 Linux サーバや PC 端末、周辺機器（USB メモリ、ハードディスク等）合計 20 点程度の維持管理を行う。初期設定、OS アップデート、不具合時の対応、ユーザ変更時の初期化、必要な所内事務手続き支援等を含む。不具合対応については、衛星観測センター職員等が使用する PC 端末についても対応を依頼する可能性がある。

### (2) 衛星データ処理運用システムの物品管理業務支援

衛星観測センターが運用している GOSAT と GOSAT-2 の衛星データ処理運用システムの物品管理業務を行う。物品管理・台帳管理を主とし、必要に応じて物品廃棄支援を行う。

### (3) Linux サーバ上でのジョブ実行支援

プロダクト作成に必要な参照データを作成するため、Linux サーバ上にてジョブスクリプトを実行する作業を行う。

### (4) 上記(1)から(3)の他、指揮命令者の指示に従い、必要な業務を行う。

## 4. 必要条件・資格等

上記3. の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

### (1) 学歴等

学部卒業以上の学歴を有すること。

### (2) 技術的能力

- ・UNIX/Linux の計算機システムに関して 10 年以上の利用経験があること。
- ・UNIX/Linux や Windows のサーバ構築業務の経験を 5 年以上有すること。
- ・ソフトウェア開発業務の経験を有すること。
- ・ネットワーク設計業務の経験を有すること。
- ・情報システムに関するユーザサポート業務の経験を有すること。
- ・シェルスクリプト（csh, tcsh, sh, bash 等）、SQL、C/C++/C#、JavaScript、HTML、PHP の言語について利用実績を有すること。
- ・独立行政法人情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験に基づく資格のうち、応用情報技術者または上位の資格を有すること。旧試験制度に基づく同等の資格を含む。
- ・Microsoft Office (Word、Excel、PowerPoint)を用いた資料作成、Outlook 等による電子メールでの事務連絡が支障なくできること。

### (3) 語学及び学術的能力

業務遂行に必要な日本語での意思疎通・読み書きに支障がない者であること。

## 5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、むやみに第三者に伝えてはならない。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。

(別紙1)

# 勤務報告書

(業務名) 令和7年度衛星観測に関する事業におけるサーバ・PC端末等の管理運用に係る研究支援  
協力員派遣業務

令和 年 月分

氏名 \_\_\_\_\_

日(曜日)	勤務時間	H	休憩時間(分)	超過勤務時間	H	業務内容等
1日( )	: ~ :			: ~ :		
2日( )	: ~ :			: ~ :		
3日( )	: ~ :			: ~ :		
4日( )	: ~ :			: ~ :		
5日( )	: ~ :			: ~ :		
6日( )	: ~ :			: ~ :		
7日( )	: ~ :			: ~ :		
8日( )	: ~ :			: ~ :		
9日( )	: ~ :			: ~ :		
10日( )	: ~ :			: ~ :		
11日( )	: ~ :			: ~ :		
12日( )	: ~ :			: ~ :		
13日( )	: ~ :			: ~ :		
14日( )	: ~ :			: ~ :		
15日( )	: ~ :			: ~ :		
16日( )	: ~ :			: ~ :		
17日( )	: ~ :			: ~ :		
18日( )	: ~ :			: ~ :		
19日( )	: ~ :			: ~ :		
20日( )	: ~ :			: ~ :		
21日( )	: ~ :			: ~ :		
22日( )	: ~ :			: ~ :		
23日( )	: ~ :			: ~ :		
24日( )	: ~ :			: ~ :		
25日( )	: ~ :			: ~ :		
26日( )	: ~ :			: ~ :		
27日( )	: ~ :			: ~ :		
28日( )	: ~ :			: ~ :		
29日( )	: ~ :			: ~ :		
30日( )	: ~ :			: ~ :		
31日( )	: ~ :			: ~ :		
計	—		—	—		—

(特記事項)  
※既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者  
国立研究開発法人国立環境研究所  
地球システム領域  
衛星観測センター

佐伯 田鶴 □

(別紙2)

# 出張経費報告書

指揮命令者 殿			請求者	所属					氏名							
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄 道 賃				船 賃		航空賃	車 賃		宿泊料	備 考	
					路程	運賃	急行料	行金	計	路程		運賃	路程	実費額		実費額
					km	円	円	円		km	円	円	km	円	円	
合 計																
出張用務									旅 費 計		円				※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書を添付すること。なお、交通費についても、原則として添付すること。	
									その他経費計		円					
									合 計		円					

注) NIESからの支給範囲は、交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。  
 注) 既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者  
 国立研究開発法人国立環境研究所  
 地球システム領域  
 衛星観測センター  
 佐伯 田鶴

# 仕 様 書

## 1. 件 名

令和7年度全球大気環境解析・予測システム開発に係る研究支援協力員派遣業務

## 2. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）における「衛星観測に関する事業」において、温室効果ガス・水循環観測技術衛星（GOSAT-GW）を用いた温室効果ガス等観測の観測精度向上に資する、全球大気環境シミュレーションモデルとデータ同化システムを用いたエアロゾル・温室効果ガス濃度解析・予測システムの高度化を推進するため、当該システム開発に係る業務及び必要な関連の業務を行う。

## 3. 事業所の名称

国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川16-2）

## 4. 勤務場所

茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所 地球システム領域 衛星観測センター

電話番号 029-850-2108

なお、感染症の蔓延等による自宅就業の協力依頼があった場合等で、遠隔でも実施可能な業務についてはNIESと調整の上、実施場所を変更することも可能とする。

## 5. 組織単位

衛星観測センター（衛星観測センター長）

## 6. 派遣期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 7. 勤務形態及び員数

(1) 勤務時間 月曜日から金曜日のうち3日間  
(祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。)

9：00～17：00（うち、休憩時間12時～13時）

実働7.0時間

指揮命令者の指示により時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。この場合、時間外労働は、4時間/日、45時間/月、360時間/年以内とする。また、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則とするが、振り替えられない場合の休日労働は2日/月の範囲内とする。

(2) 員 数 1名

## 8. 責任の程度

(1) 役職名  
なし

(2) 具体的責任の内容  
担当業務の遂行責任のみ

9. 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別  
限定しない。

10. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別  
限定しない。

11. 業務内容等  
特記仕様書によるものとする。
12. 出張の取扱い
  - (1) 出張依頼等  
指揮命令者の指示により、派遣労働者を当該業務の関連で出張させた場合の費用は、翌月に精算するものとする。  
なお、NIES からの支給範囲は交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。
  - (2) 就業時間の取扱い  
派遣労働者の出張期間中の就業時間は、6.（1）に定める就業時間数を就業したものと取り扱うものとする。
13. 福利厚生  
職員食堂、入館証、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。  
また、作業に必要な備品及び消耗品について便宜供与する。
14. 報告書の提出
  - (1) 勤務報告書の提出  
派遣労働者は別紙1の勤務報告書に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出するものとする。
  - (2) 出張経費報告書  
派遣労働者は別紙2の出張経費報告書に出張期間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。
15. 勤務状況の報告  
派遣先責任者は、派遣労働者から14. の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告するものとする。
16. 業務完了報告書等の提出  
派遣元責任者は、15. の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写を派遣先責任者へ報告するものとする。
17. 検査  
指揮命令者の確認を受けた14. に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった16. に定める報告書等により行うものとする。
18. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者
  - (1) 派遣元責任者  
役 職  
氏 名  
電話番号
  - (2) 派遣元苦情処理担当者  
役 職  
氏 名  
電話番号
  - (3) 派遣先責任者  
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所総務部人事課長  
氏 名 辻 恵一  
電話番号 029-850-2586
  - (4) 指揮命令者  
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所地球システム領域主任研究員  
氏 名 八代 尚  
電話番号 029-850-2108

(5) 派遣先苦情処理担当者

役職	国立研究開発法人国立環境研究所地球システム領域衛星観測センター長
氏名	松永 恒雄
電話番号	029-850-2838

19. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等については、必要に応じて派遣元会社と指揮命令者が協議の上、定めるものとする。

# 特記仕様書

## 1. 件名

令和7年度全球大気環境解析・予測システム開発に係る研究支援協力員派遣業務

## 2. 目的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）における「衛星観測に関する事業」において、温室効果ガス・水循環観測技術衛星（GOSAT-GW）を用いた温室効果ガス等観測の観測精度向上に資する、全球大気環境シミュレーションモデルとデータ同化システムを用いたエアロゾル・温室効果ガス濃度解析・予測システムの高度化を推進するため、当該システム開発に係る業務及び必要な関連の業務を行う。

## 3. 業務内容

### (1) 大型計算機を用いた全球大気環境解析・予測システムの運用

NIES が開発を行なっている全球大気環境解析・予測システムについて、大型計算機上で定期的にバッチジョブを投入し、大気環境シミュレーション計算とデータ同化による解析、さらに解析結果から大気環境予測シミュレーションを実施するための自動化作業を行う。自動化には計算に必要な入力データの収集、データ前処理、出力データの後処理が含まれる。また、定常的な計算が実施されるために必要な最適化を行う。

### (2) 機械学習を用いた全球大気環境解析・予測システムの高度化

(1) で用いる観測データの品質管理や解析・予測結果の解析、また解析・予測システムのプログラム高速化等について、機械学習の手法を適用した高度化作業を支援する。機械学習のためのライブラリはPyTorch等を想定する。

### (3) 上記(1)(2)の作業に必要なツール・文書等の整備

上記(1)(2)の作業を遂行するために作成したスクリプト・ツール等について、使用方法等をまとめた文書の作成と維持管理を行うこと。スクリプト・ツール作成に用いる言語としてはbash、Python等を想定する。

### (4) 上記(1)から(3)の他、指揮命令者の指示に従い、必要な業務を行う。

## 4. 必要条件・資格等

上記3.の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

### (1) 学歴等

理工系の学部卒業以上の学歴を有すること。

### (2) 技術的能力

- ▶ Unix/Linux系OSの計算機の使用経験を有し、業務に必要なパッケージ・ライブラリのインストール・整備を自ら行うことが可能であること。
- ▶ 大型計算機上のジョブ管理システムを用いたバッチ計算処理の経験を有すること。
- ▶ Pythonを用いたプログラミング経験を有し、PyTorch等の機械学習ライブラリを利用した機械学習計算の実施経験を有すること。

### (3) 語学及び学術的能力

- ① 英語の技術文書等の読解に支障がない者であること。
- ② 業務遂行に必要な日本語での意思疎通・読み書きに支障がない者であること。

## 5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、むやみに第三者に伝えてはならない。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。

以上

(別紙1)

# 勤務報告書

業務名 (件名)

令和 年 月分

氏名 \_\_\_\_\_

日(曜日)	勤務時間	H	休憩時間(分)	超過勤務時間	H	業務内容等
1日( )	: ~ :			: ~ :		
2日( )	: ~ :			: ~ :		
3日( )	: ~ :			: ~ :		
4日( )	: ~ :			: ~ :		
5日( )	: ~ :			: ~ :		
6日( )	: ~ :			: ~ :		
7日( )	: ~ :			: ~ :		
8日( )	: ~ :			: ~ :		
9日( )	: ~ :			: ~ :		
10日( )	: ~ :			: ~ :		
11日( )	: ~ :			: ~ :		
12日( )	: ~ :			: ~ :		
13日( )	: ~ :			: ~ :		
14日( )	: ~ :			: ~ :		
15日( )	: ~ :			: ~ :		
16日( )	: ~ :			: ~ :		
17日( )	: ~ :			: ~ :		
18日( )	: ~ :			: ~ :		
19日( )	: ~ :			: ~ :		
20日( )	: ~ :			: ~ :		
21日( )	: ~ :			: ~ :		
22日( )	: ~ :			: ~ :		
23日( )	: ~ :			: ~ :		
24日( )	: ~ :			: ~ :		
25日( )	: ~ :			: ~ :		
26日( )	: ~ :			: ~ :		
27日( )	: ~ :			: ~ :		
28日( )	: ~ :			: ~ :		
29日( )	: ~ :			: ~ :		
30日( )	: ~ :			: ~ :		
31日( )	: ~ :			: ~ :		
計	—		—	—		—

(特記事項)

※既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者

国立研究開発法人国立環境研究所  
地球システム領域  
衛星観測センター

八代 尚 □

(別紙2)

# 出張経費報告書

指揮命令者 殿			請求者	所属						氏名	□					
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄 道 賃				船 賃		航空賃	車 賃		宿泊料	備 考	
					路 程	運 賃	急 料	行 金	計	路 程		運 賃	路 程	実費額		実費額
					km	円	円	円		km	円	円	km	円	円	
合 計																
出張用務									旅 費 計		円		※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書を添付すること。 なお、交通費についても、原則として添付すること。			
									その他経費計		円					
									合 計		円					

注) NIESからの支給範囲は、交通費及び宿泊費(10,000円(税込)を限度)の実支出額とする。  
 注) 既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者  
 国立研究開発法人国立環境研究所  
 地球システム領域  
 衛星観測センター  
 八代 尚 □

# 仕 様 書

1 件 名 令和7年度 AIM/Enduse に係るデータ整備業務

2 業務契約期間 令和7年4月1日～令和8年3月13日

3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

## 4 目 的

2050年の脱炭素社会実現に向けた分析では、社会経済状況を踏まえて設定されたエネルギーサービス需要を満たし、かつカーボンニュートラルを実現する技術の組合せを AIM/Enduse モデルを用いて分析してきた。脱炭素社会実現に向けたロードマップを検討するに当たり、より精緻に分析セグメントを設定した上でエネルギーサービス需要を設定することが必要である。本業務では、エネルギーサービス需要の推計の精緻化及び AIM/Enduse モデルを用いた分析を実施することを目的とする。

## 5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

### (1) 運輸部門に関する情報整備

- (ア) 乗用車と貨物車の両方について、電気自動車及び燃料電池自動車の現状及び将来のエネルギー消費効率、価格、レアメタル必要量に関する最新の情報を公表資料から収集・整理し、AIM/Enduse の入力形式のデータに反映する。
- (イ) 合成燃料の生産に関する情報を液体と気体に公表資料から収集・整理する。
- (ウ) 船舶燃料や航空燃料の導入に関するロードマップを公表資料から収集・整理する。

### (2) 家庭・業務・運輸部門の将来エネルギー消費量の算定

- (ア) 分析に必要な分解能に応じてサービス量・普及台数に関する定量情報を最新のデータに基づいて整備し、AIM/Enduse の入力データを作成する。
- (イ) 2050年までの炭素価格・電力価格・新燃料価格についてシナリオを複数設定し、それぞれについて AIM/Enduse によるシミュレーションを実施し、2050年までの技術構成の経路及びエネルギー消費量について分析を実施する。
- (ウ) なお、請負者は AIM/Enduse の理解及びその使用言語である GAMS を利用したプログラミングができることを要件とする。
- (エ) GAMS の利用環境（ベースモジュール及び線形計画法のソルバー CPLEX のライセンスを含む。）は、請負者自身が準備することとする。

## 6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。いずれも電子版とするが、セキュリティ上、Box 等オンラインストレージを介して送受信するものとする。各成果物の内容・仕様は上記「5 業務内容」に記載されている各事例についての調査結果を記載する。

- (1) 業務結果報告書 一部
- (2) 整備した情報 一式
- (3) 分析結果を収録した電子媒体一式

## 7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第27条及び第28条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作人格権（著作権法第18条から第20条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下URLにおいて公開している。

([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- ①請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ②請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤業務に用いる電算機(パソコン等)は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## 9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## 10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

## 11 そ の 他

- (1) 請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達に関する法律(グリーン購入法)を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。
- (2) 本業務の公開見積競争参加希望者は、公開見積競争参加に当たって AIM/Enduse プログラム及び AIM/Enduse マニュアルの事前確認が必要な場合には、秘密保持誓約書(別添)を提出し、NIES 担当者はその内容を確認後、問題ないと判断した場合に開示するものとする。

# 秘密保持に関する誓約書

\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「乙」という。）から提供される秘密情報の取扱いに関し、以下の条項を遵守することを誓約する。

## 第1条 開示目的・開示対象

甲は、乙から開示を受ける秘密情報の開示対象が次の目的のために限定して開示されるものであることを了解し、秘密情報をこれ以外の目的のためには一切使用しないことを誓約する。

目的：「令和7年度 AIM/Enduse に係るデータ整備業務」の公開見積競争への参加

対象：本業務に必要な AIM/Enduse プログラム及び AIM/Enduse マニュアル

## 第2条 定義

本誓約における秘密情報とは文書、口頭及びその他の方法によることを問わず、乙が秘密として指定した上で開示される第1条に定める対象で、公には入手できない情報という。ただし、開示された情報が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 乙より開示された時点で、既に公知となっていた場合
- (2) 乙より開示された後、甲の責によらず公知となった場合
- (3) 乙より開示された時点で、既に甲が秘密保持義務を負うことなく保有していた場合
- (4) 乙より開示された後、第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した場合
- (5) 正当な権限を有する第三者から開示を要請された場合

## 第3条 秘密情報の使用

甲は、前条の目的のために秘密情報を知る必要のある自己（甲については、自己の実質的な親会社も含む。）の最小限の役員及び従業員に対して秘密情報を開示することができる。また、乙からの書面による事前の同意を得ることを条件に、第1条の目的のために秘密情報を知る必要のある業務委託先等の最小限の役員及び従業員に対して秘密情報を開示することができる。この場合においても、甲は、秘密情報の使用に関して乙に直接の責任を負うとともに、かかる役員及び従業員に秘密情報の機密性を知らせ、明示の秘密保持契約書又は就業規則により本誓約と同様以上の秘密保持義務を負わせるものとする。

## 第4条 秘密情報の破棄

甲は、「令和7年度 AIM/Enduse に係るデータ整備業務」の公開見積競争終了後、直ちに秘密情報の使用を止めることとする。その上でコンピュータ等の全ての記憶媒体から秘

密情報を除去した上使用不能にし、また、開示当事者の指示に従い、秘密情報を開示当事者に返却又は破棄するものとする。

## 第5条 一般条項

### (1) 持出の制限

甲は、いかなる手段を持ってしても秘密情報を日本国外に持ち出してはならない。

### (2) 救済処置

甲は、自ら又はその業務委託先等が秘密情報を本誓約に違反した方法で使用、複製、配布若しくは開示した場合又はそのおそれのある場合に乙が講ずる当該使用、複製、配布若しくは開示を予防し又は中止させるための適当な救済処置に従うことに同意する。

### (3) 損害賠償

甲は、自ら又はその業務委託先等が本誓約に違反したことにより乙に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

### (4) 準拠法・裁判管轄

本誓約は日本法に準拠するものとし、本誓約の有効性及び解釈に関する全ての紛争についての専属的合意管轄裁判所を東京地方裁判所とする。

## 第6条 有効期間

本誓約の有効期間は、乙から秘密情報の開示を受けた日から発生し、「令和7年度 AIM/Enduse に係るデータ整備業務」の公開見積競争終了後もなお有効に存続するものとする。

令和 年 月 日

甲：住 所  
社 名  
代表者名

### 担当者等連絡先

部署名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

E-mail :

# 仕 様 書

1 件 名 令和7年度「地域間炭素排出・吸収モデル ICER 開発補助」業務

2 業務契約期間 令和7年4月1日～令和8年3月13日

3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

## 4 目 的

2050年に脱炭素社会を実現するという新しい長期目標を受け、国の脱炭素社会実現に向けた定量的な分析と整合した都道府県の脱炭素・持続可能性を議論することが必要である。国立研究開発法人国立環境研究所(以下、「NIES」という。)では、このような分析を可能にするためのモデルとして、地域統合評価モデルを多地域間に拡張した地域間炭素排出・吸収モデル(以下、ICER)を開発している。このモデルではトップダウン的手法により日本のネットゼロに必要な省エネ・脱炭素技術水準、電力需給構造等の情報に加え、地域特性から想定される活動量、エネルギー需要特性、再生可能エネルギー供給量、土地利用構造等を用いたボトムアップ的分析を組み合わせ、日本のネットゼロに向けた地域の役割・脱炭素計画に資する定量的情報の提供を可能にする。本業務ではこのモデルの開発・運用を目的とする。

## 5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIESの担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

NIES担当者の指示に従ってICERを運用し、5程度の将来シナリオを定量化する。具体的には、都道府県別の各部門におけるエネルギー効率改善、交通手段選択や省エネルギー等の行動変容、再生可能エネルギー施設の導入、吸収源の整備等を各シナリオにおいて各々定性的に記述したのち、対応するICERの外生変数の想定値を設定し、計算プログラムを実行し、その計算結果を図・表の形式に整理する。推計年は2020年から2050年までの5年毎とする。契約期間中に3回以上、NIES担当者に設定および計算結果を示し、シナリオ設定の意図が正しく反映され、計算結果に異常がないことを確認すること。

なお、請負者は業務開始時点でICERの基礎となっている地域統合評価モデルの理解を有し、その使用プログラミング言語であるGAMSを利用したプログラミング技能を有すること。地域統合評価モデルについては以下の各論文を参照すること。GAMSの利用環境(ベースモジュール及び線形計画法のソルバーCPLEX、非線形計画法のソルバーCONOPTのライセンスを含む。)は、請負者自身が準備すること。

- ・ Kei Gomi, Kouji Shimada, Yuzuru Matsuoka (2010): A low-carbon scenario creation method for a local-scale economy and its application in Kyoto city, Energy Policy, Vol.38, Issue 9, pp4783-4796.
- ・ 五味馨, 芦名秀一, 藤田壮, 増井利彦 (2015): 人口・産業の相互関係を考慮した地域将来シナリオ策定手法の開発と福島県相馬地域における適用, 土木学会論文集 G(環境), 71 (6), II\_151-II\_162.
- ・ 五味馨, 藤田壮, 永富聡, 酒井広平 (2022): 地域統合評価モデルを活用した循環共生社会の将来シナリオ構築, 地球環境, Vol.27(1).

## 6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下に以下の成果物をNIES担当者へ提出するものとする。いずれも電子版とするが、セキュリティ上、NIES担当者が提供するBoxを介して送受信するものとする。各成果物の内容・仕様は上記「5 業務内容」のに記載されている各事例についての調査結果を記載する。

- (1) 将来シナリオの設定・結果を含む業務報告書(電子版) 1部
- (2) 入出力ファイルを含む計算プログラムの電子ファイル一式

## 7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第27条及び第28条を含む著作権の全てをNIESに無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権(著作権法第18条から第20条までに規定された権利をいう)を行使しないものとする。ただし、NIESが承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの(以下「既存著作物」という)が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に

必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下URLにおいて公開している。

([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- ① 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ② 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③ 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされる時又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じてNIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④ 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤ 業務に用いる電算機(パソコン等)は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥ 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## 9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## 10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

## 11 そ の 他

- (1) 請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。
- (2) 本業務の公開見積競争参加希望者は、公開見積競争参加に当たって地域統合評価モデルのプログラム及びマニュアルの事前確認が必要な場合には、秘密保持誓約書(別添)を提出し、NIES 担当者はその内容を確認後、問題ないと判断した場合に開示するものとする。

# 秘密保持に関する誓約書

\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「乙」という。）から提供される秘密情報の取扱いに関し、以下の条項を遵守することを誓約する。

## 第1条 開示目的・開示対象

甲は、乙から開示を受ける秘密情報の開示対象が次の目的のために限定して開示されるものであることを了解し、秘密情報をこれ以外の目的のためには一切使用しないことを誓約する。

目的：「令和7年度「地域間炭素排出・吸収モデル ICER 開発補助」業務」の公開見積競争への参加

対象：本業務に必要な地域総合評価モデルのプログラム及びマニュアル

## 第2条 定義

本誓約における秘密情報とは文書、口頭及びその他の方法によることを問わず、乙が秘密として指定した上で開示される第1条に定める対象で、公には入手できない情報をいう。ただし、開示された情報が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 乙より開示された時点で、既に公知となっていた場合
- (2) 乙より開示された後、甲の責によらず公知となった場合
- (3) 乙より開示された時点で、既に甲が秘密保持義務を負うことなく保有していた場合
- (4) 乙より開示された後、第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した場合
- (5) 正当な権限を有する第三者から開示を要請された場合

## 第3条 秘密情報の使用

甲は、前条の目的のために秘密情報を知る必要のある自己（甲については、自己の実質的な親会社も含む。）の最小限の役員及び従業員に対して秘密情報を開示することができる。また、乙からの書面による事前の同意を得ることを条件に、第1条の目的のために秘密情報を知る必要のある業務委託先等の最小限の役員及び従業員に対して秘密情報を開示することができる。この場合においても、甲は、秘密情報の使用に関して乙に直接の責任を負うとともに、かかる役員及び従業員に秘密情報の機密性を知らせ、明示の秘密保持契約書又は就業規則により本誓約と同様以上の秘密保持義務を負わせるものとする。

## 第4条 秘密情報の破棄

甲は、「令和7年度「地域間炭素排出・吸収モデル ICER 開発補助」業務」の入札終了後、

直ちに秘密情報の使用を止めることとする。その上でコンピュータ等の全ての記憶媒体から秘密情報を除去した上使用不能にし、また、開示当事者の指示に従い、秘密情報を開示当事者に返却又は破棄するものとする。

## 第 5 条 一般条項

### (1) 持出の制限

甲は、いかなる手段を持ってしても秘密情報を日本国外に持ち出してはならない。

### (2) 救済処置

甲は、自ら又はその業務委託先等が秘密情報を本誓約に違反した方法で使用、複製、配布若しくは開示した場合又はそのおそれのある場合に乙が講ずる当該使用、複製、配布若しくは開示を予防し又は中止させるための適当な救済処置に従うことに同意する。

### (3) 損害賠償

甲は、自ら又はその業務委託先等が本誓約に違反したことにより乙に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

### (4) 準拠法・裁判管轄

本誓約は日本法に準拠するものとし、本誓約の有効性及び解釈に関する全ての紛争についての専属的合意管轄裁判所を東京地方裁判所とする。

## 第 6 条 有効期間

本誓約の有効期間は、乙から秘密情報の開示を受けた日から発生し、「令和 7 年度「地域間炭素排出・吸収モデル ICER 開発補助」業務」の入札終了後もなお有効に存続するものとする。

令和 年 月 日

甲：住 所  
社 名  
代表者名

### 担当者等連絡先

部署名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

E-mail :

# 仕 様 書

1 件 名 令和7年度「森林由来 CO2 吸収量算定」業務

2 業務契約期間 令和7年4月1日～令和8年3月13日

3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

## 4 目 的

2050年の脱炭素社会の実現に向けて、様々な技術的対策や脱炭素に向けた取組を実施したとしても、2050年に若干の温室効果ガスの排出が残ってしまうと言われている。そのため、温室効果ガスの吸収源についても把握することが重要である。日本が持つ大きな吸収源である森林については、地域別に面積・年齢分布・樹種構成が異なることから、吸収量が異なる。そこで、都道府県別の森林の構成を踏まえて2050年までの森林による吸収量を把握することを目的とする。

## 5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）の担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。本業務は、日本の森林による温室効果ガスの吸収量について現状の把握及び2050年までの算定ファイルを作成し試算するものである。

### 1) 森林による CO2 吸収量に関連する情報

以下に挙げる項目について、調査・整理する。

- (ア) 新たな地球温暖化対策計画（2024年度策定）における CO2 吸収量の概要・吸収量
- (イ) 従来の日本の CO2 吸収量算定方式と新たな算定方法の概要・比較

### 2) 森林による温室効果ガス吸収量の2050年までの算定ファイルの作成及び算定

- (ア) 2024年度までに推計した2050年までの都道府県別の森林による温室効果ガス吸収量将来推計について、新たな地球温暖化対策計画（2024年度策定）に採用されている算定方法を勘案して、精査を行う。また、都道府県別吸収量の合計と新たな地球温暖化対策計画（2024年度策定）における目標値（2035年・2040年）との比較検討を行い、違いについて考察を行う。
- (イ) 将来の森林伐採面積・植林面積について複数のシナリオを想定し、感度分析を実施する。感度分析については、担当者が追加的な分析を行うことができるようなファイルの構成にすること。
- (ウ) 2050年までの吸収量を推計するに当たり使用する樹種別成長曲線等仮定値等の情報を全て算定ファイルに含むものとする。
- (エ) 「農地土壌炭素吸収源対策」「都市緑化等の推進」の吸収源対策について、都道府県別の吸収量見通しを算定する。
- (オ) 作成した算定ファイルを用いて、全ての都道府県について、2050年までの吸収量を試算する。算定方式・算定年については、NIES 担当者と相談の上決定する。

なお、契約後1カ月以内に2)における算定方法の提案を行い、その方法に即して2)の一部の都道府県は2025年10月までに、全ての都道府県については2026年1月までに算定結果の第1次案をNIES 担当者に提示すること。

## 6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下に以下の成果物をNIES 担当者へ提出するものとする。いずれも電子版とするが、セキュリティ上、Box 等オンラインストレージを介して送受信するものとする。各成果物の内容・仕様は上記「5 業務内容」に記載されている各事例についての調査結果を記載する。

- (1) 調査報告書(電子版) 1部
- (2) 算定結果の電子ファイル 1セット
- (3) 算定ファイル 1セット

## 7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第27条及び第28条を含む著作権の全てをNIESに無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作人格権(著作権法第18条から第20条までに規定された権利をいう)を行使しないものとする。ただし、NIESが承認した場合は、この限りではない。

- (3)上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの(以下「既存著作物」という)が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下URLにおいて公開している。

([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- ①請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ②請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤業務に用いる電算機(パソコン等)は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## 9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## 10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

## 11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律(グリーン購入法)を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

# 仕 様 書

## 1. 件 名

令和7年度野生動物感染症に関する検査に関する派遣業務

## 2. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）は研究課題、「絶滅のおそれのある野生動物種を対象とする遺伝資源保存」及び「自然共生研究プログラム PJ2 生物多様性および人間社会を脅かす生態学的リスク要因の管理に関する研究」に関連し、全国における野生動物感染症の発生状況を調査している。そのために全国より野生動物試料を受け入れている。この受け入れた試料を対象に、野生動物感染症の検査を分子生物学的手法により行い、全国における野生動物感染症の発生状況を把握するためのデータを収集する。

## 3. 事業所の名称

国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川16-2）

## 4. 勤務場所

茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所

生物多様性領域 生物多様性資源保全研究推進室

電話番号 029-850-2498

なお、感染症の蔓延等による自宅就業の協力依頼があった場合等で、遠隔でも実施可能な業務についてはNIESと調整の上、実施場所を変更することも可能とする。

## 5. 組織単位

生物多様性資源保全研究推進室(生物多様性資源保全研究推進室長)

## 6. 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 7. 勤務形態及び員数

(1) 勤務時間 月曜日から金曜日のうち3日（祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）

9：00～16：00（うち、休憩時間12時～13時）

実働6時間

指揮命令者の指示により時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。この場合、時間外労働は、4時間/日、45時間/月、360時間/年以内とする。また、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則とするが、振り替えられない場合の休日労働は2日/月の範囲内とする。

(2) 員 数 1名

## 8. 責任の程度

(1) 役職名

なし

(2) 具体的責任の内容

担当業務の遂行責任のみ

## 9. 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別

限定しない。

## 10. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

限定しない。

11. 業務内容等  
特記仕様書によるものとする。
12. 出張の取扱い
  - (1) 出張依頼等  
指揮命令者の指示により、派遣労働者を当該業務の関連で出張させた場合の費用は、翌月に精算するものとする。  
なお、NIES からの支給範囲は交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。
  - (2) 就業時間の取扱い  
派遣労働者の出張期間中の就業時間は、7.（1）に定める就業時間数を就業したのとして取り扱うものとする。
13. 福利厚生  
ロッカー、職員食堂、入館証、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。  
また、作業に必要な備品及び消耗品について便宜供与する。
14. 報告書の提出
  - (1) 勤務報告書の提出  
派遣労働者は別紙1の勤務報告書に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出するものとする。
  - (2) 出張経費報告書  
派遣労働者は別紙2の出張経費報告書に出張期間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。
15. 勤務状況の報告  
派遣先責任者は、派遣労働者から14. の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告するものとする。
16. 業務完了報告書等の提出  
派遣元責任者は、15. の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写を派遣先責任者へ報告するものとする。
17. 検査  
指揮命令者の確認を受けた14. に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった16. に定める報告書等により行うものとする。
18. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者
  - (1) 派遣元責任者  
役 職  
氏 名  
電話番号
  - (2) 派遣元苦情処理担当者  
役 職  
氏 名  
電話番号
  - (3) 派遣先責任者  
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所総務部人事課長  
氏 名 辻 恵一  
電話番号 029-850-2586
  - (4) 指揮命令者  
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所 生物多様性領域  
生物多様性資源保全研究推進室長  
氏 名 大沼 学

電話番号 029-850-2498  
(5) 派遣先苦情処理担当者  
役職 国立研究開発法人国立環境研究所 生物多様性領域  
生物多様性資源保全研究推進室長 主幹研究員  
氏名 田辺 雄彦  
電話番号 029-850-2163

19. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等については、必要に応じて派遣元会社と指揮命令者が協議の上、定めるものとする。

# 特記仕様書

## 1. 件名

令和7年度野生動物感染症に関する検査に関する派遣業務

## 2. 目的

NIES は研究課題、「絶滅のおそれのある野生動物種を対象とする遺伝資源保存」及び「自然共生研究プログラム PJ2 生物多様性および人間社会を脅かす生態学的リスク要因の管理に関する研究」に関連し、全国における野生動物感染症の発生状況を調査している。そのために全国より野生動物試料を受け入れている。この受け入れた試料を対象に、野生動物感染症の検査を分子生物学的手法により行い、全国における野生動物感染症の発生状況を把握するためのデータを収集する。

## 3. 業務内容

RI・遺伝子工学実験棟・環境試料タイムカプセル棟及び野生動物検疫施設において以下の業務を行う。

- (1) 野生動物感染症を引き起こす病原体の検出を分子生物学的手法（PCR、リアルタイム PCR、DNA シーケンス、LAMP 法等）により行う。
- (2) 関係者に検査結果を共有できるよう、データの取り纏めを行う。
- (3) 当該施設における事務支援業務（荷物受け取り、発送、発注等）

## 4. 必要条件・資格等

上記3. の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

### (1) 学歴等

大卒もしくは同等以上の知識を有していること。

### (2) 技術的能力

- ①分子生物学実験の経験年数が10年以上あり、かつDNAシーケンサーを利用した経験が3年以上あること。
- ②鳥インフルエンザウイルスの検査の経験があること。
- ③電子メール、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint等を円滑に活用できるスキルを有すること。

### (3) 語学及び学術的能力

- ①情報セキュリティに関する基礎知識を習得し、個人情報・機密事項（データ・紙媒体）等の取り扱い方を身につけていること。
- ②業務遂行に必要な日本語での意思疎通・読み書きに支障がない者であること。
- ③海外の関係者との情報共有が想定されるため、英語の運用能力を証明する資格を有すること。

## 5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、むやみに第三者に伝えてはならない。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。

(別紙1)

# 勤務報告書

(業務名) 令和7年度野生動物感染症に関する検査に関する派遣業務

令和 年 月分

氏名 \_\_\_\_\_

日(曜日)	勤務時間	H	休憩時間	超過勤務時間	H	業務内容等
1日( )	: ~ :			: ~ :		
2日( )	: ~ :			: ~ :		
3日( )	: ~ :			: ~ :		
4日( )	: ~ :			: ~ :		
5日( )	: ~ :			: ~ :		
6日( )	: ~ :			: ~ :		
7日( )	: ~ :			: ~ :		
8日( )	: ~ :			: ~ :		
9日( )	: ~ :			: ~ :		
10日( )	: ~ :			: ~ :		
11日( )	: ~ :			: ~ :		
12日( )	: ~ :			: ~ :		
13日( )	: ~ :			: ~ :		
14日( )	: ~ :			: ~ :		
15日( )	: ~ :			: ~ :		
16日( )	: ~ :			: ~ :		
17日( )	: ~ :			: ~ :		
18日( )	: ~ :			: ~ :		
19日( )	: ~ :			: ~ :		
20日( )	: ~ :			: ~ :		
21日( )	: ~ :			: ~ :		
22日( )	: ~ :			: ~ :		
23日( )	: ~ :			: ~ :		
24日( )	: ~ :			: ~ :		
25日( )	: ~ :			: ~ :		
26日( )	: ~ :			: ~ :		
27日( )	: ~ :			: ~ :		
28日( )	: ~ :			: ~ :		
29日( )	: ~ :			: ~ :		
30日( )	: ~ :			: ~ :		
31日( )	: ~ :			: ~ :		
計	—	0.00	—	—	0.00	—

(特記事項)  
※既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者  
国立研究開発法人国立環境研究所  
生物多様性領域  
生物多様性資源保全研究推進室  
大沼 学

(別紙2)

# 出張経費報告書

指揮命令者 殿			請求者	所 属					氏 名	□					
年月日	出発地	経 路	到着地	宿泊地	鉄 道 賃				船 賃		航 空	車 賃		宿泊料	備 考
					路 程	運 賃	急 行	計	路 程	運 賃		路 程	実費額		
					km	円	円	円	km	円	円	km	円	円	
合 計															
出 張 用 務									旅 費 計		円				※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書を添付すること。なお、交通費についても、原則として添付すること。
									その他経費計		円				
									合 計		円				

注) NIESからの支給範囲は、交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。  
 注) 既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者  
 国立研究開発法人国立環境研究所  
 生物多様性領域  
 生物多様性資源保全研究推進室  
 大沼 学 □

# 仕 様 書

## 1. 件 名

令和7年度野生動物等の環境影響評価研究等の支援に関する派遣業務

## 2. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）における野生動物等の環境影響評価に関する研究を円滑に推進するため、野生動物等の環境影響評価研究等の支援に係る業務及び必要な関連の業務を職員等の指示のもと行う。

## 3. 事業所の名称

国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川16-2）

## 4. 勤務場所

茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所生物多様性領域生物多様性資源保全研究推進室  
タイムカプセル棟

電話番号 029-850-2490

## 5. 組織単位

生物多様性資源保全研究推進室

## 6. 派遣期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（155日）

## 7. 勤務形態及び員数

（1）勤務時間 月曜日から金曜日の週3日（祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）

9：30～15：30（うち、休憩時間12時～13時）

実働5時間

指揮命令者の指示により時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。この場合、時間外労働は、4時間/日、45時間/月、360時間/年以内とする。また、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則とするが、振り替えられない場合の休日労働は2日/月の範囲内とする。

（2）員 数 1名

## 8. 責任の程度

（1）役職名

なし

（2）具体的責任の内容

担当業務の遂行責任のみ

## 9. 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別

限定しない。

## 10. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

限定しない。

## 11. 業務内容等

特記仕様書によるものとする。

12. 出張の取扱い

(1) 出張依頼等

指揮命令者の指示により、派遣労働者を当該業務の関連で出張させた場合の費用は、翌月に精算するものとする。

なお、NIES からの支給範囲は交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。

(2) 就業時間の取扱い

派遣労働者の出張期間中の就業時間は、7.（1）に定める就業時間数を就業したものと取り扱うものとする。

13. 福利厚生

ロッカー、職員食堂、入館証、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。  
また、作業に必要な備品及び消耗品について便宜供与する。

14. 報告書の提出

(1) 勤務報告書の提出

派遣労働者は別紙1の勤務報告書に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出するものとする。

(2) 出張経費報告書

派遣労働者は別紙2の出張経費報告書に出張期間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。

15. 勤務状況の報告

派遣先責任者は、派遣労働者から14.の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告するものとする。

16. 業務完了報告書等の提出

派遣元責任者は、15.の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写を派遣先責任者へ報告するものとする。

17. 検査

指揮命令者の確認を受けた14.に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった16.に定める報告書等により行うものとする。

18. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者

(1) 派遣元責任者

役 職  
氏 名  
電話番号

(2) 派遣元苦情処理担当者

役 職  
氏 名  
電話番号

(3) 派遣先責任者

役 職 国立研究開発法人国立環境研究所総務部人事課長  
氏 名 辻 恵一  
電話番号 029-850-2586

(4) 指揮命令者

役 職 国立研究開発法人国立環境研究所生物多様性領域生物多様性資源保全推進室  
室長  
氏 名 大沼 学  
電話番号 029-850-2498

(5) 派遣先苦情処理担当者

役 職 国立研究開発法人国立環境研究所生物多様性領域生物多様性資源保全推進室

研究員  
氏名 片山 雅史  
電話番号 029-850-2474

19. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等については、必要に応じて派遣元会社と指揮命令者が協議の上、定めるものとする。

# 特記仕様書

## 1. 件名

令和7年度野生動物等の環境影響評価研究等の支援に関する派遣業務

## 2. 目的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）における野生動物等の環境影響評価に関する研究を円滑に推進するため、野生動物等の環境影響評価研究に係る業務及び必要な関連の業務を行う。

## 3. 業務内容

- (1) DNA や RNA 抽出ならびに PCR などの分子生物学実験や補助
- (2) 動物細胞の培養や補助
- (3) 試薬調整や器具洗浄
- (4) 消耗品の在庫管理やデータ入力
- (5) 簡単なメールのやり取り
- (6) その他、野生動物の環境影響評価に関連する実験やその補助
- (7) 上記(1)から(6)の他、指揮命令者の指示に従い、必要な業務を行う。

## 4. 必要条件・資格等

上記3.の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

- (1) 学歴等  
理系学部（農・獣医・理・工など）を卒業し、学士号を有すること。
- (2) 技術的能力  
分子生物学実験（PCR や RNA 抽出）に従事した経験があること。  
動物細胞培養の経験があること。  
広義における感染症に関連する業務に従事した経験があること。  
組織標本の作製等の病理学的研究関連業務に従事した経験があること。  
ELISA 法による実験に従事したことがあること。
- (3) 語学及び学術的能力  
業務遂行に必要な日本語での意思疎通・読み書きに支障がない者であること。
- (4) パソコンスキル  
Word, Excel が使用できること。

## 5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、むやみに第三者に伝えてはならない。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。

(別紙1)

# 勤務報告書

業務名 (件名) \_\_\_\_\_

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月分

氏名 \_\_\_\_\_

日(曜日)	勤務時間	H	休憩時間	超過勤務時間	H	業務内容等
1日( )	: ~ :			: ~ :		
2日( )	: ~ :			: ~ :		
3日( )	: ~ :			: ~ :		
4日( )	: ~ :			: ~ :		
5日( )	: ~ :			: ~ :		
6日( )	: ~ :			: ~ :		
7日( )	: ~ :			: ~ :		
8日( )	: ~ :			: ~ :		
9日( )	: ~ :			: ~ :		
10日( )	: ~ :			: ~ :		
11日( )	: ~ :			: ~ :		
12日( )	: ~ :			: ~ :		
13日( )	: ~ :			: ~ :		
14日( )	: ~ :			: ~ :		
15日( )	: ~ :			: ~ :		
16日( )	: ~ :			: ~ :		
17日( )	: ~ :			: ~ :		
18日( )	: ~ :			: ~ :		
19日( )	: ~ :			: ~ :		
20日( )	: ~ :			: ~ :		
21日( )	: ~ :			: ~ :		
22日( )	: ~ :			: ~ :		
23日( )	: ~ :			: ~ :		
24日( )	: ~ :			: ~ :		
25日( )	: ~ :			: ~ :		
26日( )	: ~ :			: ~ :		
27日( )	: ~ :			: ~ :		
28日( )	: ~ :			: ~ :		
29日( )	: ~ :			: ~ :		
30日( )	: ~ :			: ~ :		
31日( )	: ~ :			: ~ :		
計	—		—	—		—

(特記事項)

※既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者

国立研究開発法人国立環境研究所  
生物多様性領域  
生物多様性資源保全研究推進室

大沼 学 □

(別紙2)

## 出張経費報告書

指揮命令者 殿		請求者	所 属							氏 名					
年月日	出発地	経 路	到着地	宿泊地	鉄 道 賃			船 賃		航 空 賃	車 賃		宿 泊 料	備 考	
					路 程	運 賃	急 行 料 金	計	路 程		運 賃	路 程			実 費 額
					km	円	円	円	km	円	円	km	円	円	
合 計															
出 張 用 務					旅 費 計					円					※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書を添付すること。なお、交通費についても、原則として添付すること。
					その 他 経 費 計					円					
					合 計					円					

注) NIESからの支給範囲は、交通費及び宿泊費(10,000円(税込)を限度)の実支出額とする。

注) 既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者  
国立研究開発法人国立環境研究所  
生物多様性領域  
生物多様性資源保全研究推進室  
大沼 学

# 仕 様 書

1. 件名  
令和7年度エコチル調査実験等協力員派遣業務
2. 目的  
国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域では、環境省事業「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」のコアセンターを設置し、調査を推進している。エコチル調査コアセンターでは、調査の企画立案、全国15箇所のユニットセンターとの連絡調整、資料の整理、生体試料の管理、分析等を行っている。本業務では、エコチル調査を円滑に遂行するため、生体試料分析に係る実験補助等の業務を行う。
3. 事業所の名称  
国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川16-2）
4. 勤務場所  
茨城県つくば市小野川16-2  
国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域 エコチル調査コアセンター  
（電話番号：029-850-2796）  
「ただし、必要に応じて派遣労働者の自宅」  
なお、感染症の蔓延等による自宅就業の協力依頼があった場合等で、遠隔でも実施可能な業務についてはNIESと調整の上、実施場所を変更することも可能とする。
5. 組織単位  
エコチル調査コアセンター
6. 派遣期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
7. 勤務形態及び員数  
（1）勤務時間：月曜日から金曜日（祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）  
9:00～17:00（うち、休憩時間12:00～13:00）  
実働7時間  
指揮命令者の指示により時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。この場合、時間外労働は、4時間／日、45時間／月、360時間／年以内とする。また、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則とするが、振り替えられない場合の休日労働は2日／月の範囲内とする。  
  
（2）員 数：1名
8. 責任の程度  
（1）役職名  
なし  
（2）具体的責任の内容  
担当業務の遂行責任のみ
9. 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別  
限定しない。

10. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別限定しない。
11. 業務内容等  
特記仕様書によるものとする。
12. 出張の取扱い
  - (1) 出張依頼等  
指揮命令者の指示により、派遣労働者を当該業務の関連で出張させた場合の費用は、翌月に精算するものとする。  
なお、NIESからの支給範囲は交通費及び宿泊費(10,000円(税込)を限度)の実支出額とする。
  - (2) 就業時間の取り扱い  
派遣労働者の出張期間中の就業時間は、7.(1)に定める就業時間数を就業したものとして取り扱うものとする。
13. 福利厚生  
ロッカー、職員食堂、入館証、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。また、作業に必要な備品及び消耗品について便宜供与する。
14. 報告書の提出
  - (1) 勤務報告書の提出  
派遣労働者は別紙1の勤務報告書に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出するものとする。
  - (2) 出張経費報告書  
派遣労働者は別紙2の出張経費報告書に出張期間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。
15. 勤務状況の報告  
派遣先責任者は、派遣労働者から14.の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告するものとする。
16. 業務完了報告書等の提出  
派遣元責任者は、15.の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写を派遣先責任者へ報告するものとする。
17. 検査  
指揮命令者の確認を受けた14.に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった16.に定める報告書等により行うものとする。
18. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者
  - (1) 派遣元責任者  
役職：  
氏名：  
電話番号：
  - (2) 派遣元苦情処理担当者  
役職：  
氏名：

電話番号：

(3) 派遣先責任者

役職：国立研究開発法人国立環境研究所総務部人事課長

氏名：辻 恵一

電話番号：029-850-2586

(4) 指揮命令者

役職：国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域

エコチル調査コアセンター 主任研究員

氏名：岩井 美幸

電話番号：029-850-2796

(5) 派遣先苦情処理担当者

役職：国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域

エコチル調査コアセンター次長

氏名：中山 祥嗣

電話番号：029-850-2786

19. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等については、必要に応じて派遣元会社と指揮命令者が協議の上、定めるものとする。

# 特記仕様書

## 1. 件名 令和7年度エコチル調査実験等協力員派遣業務

## 2. 目的

国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康研究領域では、環境省事業「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」のコアセンターを設置し、調査を推進している。エコチル調査コアセンターでは、調査の企画立案、全国15箇所のユニットセンターとの連絡調整、資料の整理、生体試料の管理、分析等を行っている。本業務では、エコチル調査を円滑に推進するため、生体試料分析に係る実験補助等の業務を行う。

## 3. 業務内容

- (1) 器具洗浄、ID作成・貼付作業等簡易な実験補助を行う。
- (2) 乳歯等の試料検品・保管等業務、および乳歯種判定を行う。
- (3) 購入依頼手続き、出張外勤伺い作成、調査参加者への郵便物等発送、ユニットセンターとのやり取り、資料作成、意見照会後の資料とりまとめ、電話応対等の事務を行う。個人情報を取り扱う場合がある。
- (4) 上記、(1)、(2)に加え、指揮命令者の指示に従い、必要な業務を行う。

## 4. 必要条件・資格等

上記3.の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

### (1) 学歴等

高校卒業または同等程度。

### (2) 技術的能力

- ① パソコン、Microsoft Word、Excel、Outlookなどの使用経験があり、基本的な操作ができること。
- ② 会議資料の作成や資料とりまとめの経験があること。
- ③ 実験器具洗浄、ID貼付作業等の簡易な実験操作ができること。
- ④ 乳歯等の生体試料の取り扱い経験があること。

### (3) 語学及び学術的能力

電話応対等の業務経験があり、日本語でのコミュニケーションが十分にできること。

## 5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、むやみに第三者に伝えてはならない。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。

(別紙1)

勤務報告書

業務名：令和7年度エコチル調査実験等協力員派遣業務

令和 年 月分

氏名

日(曜日)	勤務時間	H	休憩時	超過勤務時間	H	業務内容等
1日( )	: ~ :			: ~ :		
2日( )	: ~ :			: ~ :		
3日( )	: ~ :			: ~ :		
4日( )	: ~ :			: ~ :		
5日( )	: ~ :			: ~ :		
6日( )	: ~ :			: ~ :		
7日( )	: ~ :			: ~ :		
8日( )	: ~ :			: ~ :		
9日( )	: ~ :			: ~ :		
10日( )	: ~ :			: ~ :		
11日( )	: ~ :			: ~ :		
12日( )	: ~ :			: ~ :		
13日( )	: ~ :			: ~ :		
14日( )	: ~ :			: ~ :		
15日( )	: ~ :			: ~ :		
16日( )	: ~ :			: ~ :		
17日( )	: ~ :			: ~ :		
18日( )	: ~ :			: ~ :		
19日( )	: ~ :			: ~ :		
20日( )	: ~ :			: ~ :		
21日( )	: ~ :			: ~ :		
22日( )	: ~ :			: ~ :		
23日( )	: ~ :			: ~ :		
24日( )	: ~ :			: ~ :		
25日( )	: ~ :			: ~ :		
26日( )	: ~ :			: ~ :		
27日( )	: ~ :			: ~ :		
28日( )	: ~ :			: ~ :		
29日( )	: ~ :			: ~ :		
30日( )	: ~ :			: ~ :		
31日( )	: ~ :			: ~ :		
計	—		—	—		—

(特記事項)  
※既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者  
国立研究開発法人国立環境研究所  
環境リスク・健康領域  
エコチル調査コアセンター  
主任研究員

岩井 美幸

(別紙2)

# 出張経費報告書

指揮命令者 殿			請求者	所属					氏名						
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄道賃				船賃		航空賃	車賃		宿泊料	備考
					路程	運賃	急料	行金	計	路程		運賃	路程		
					km	円	円	円	km	円	円	km	円	円	
合 計															
出張用務									旅費計						※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書を添付すること。なお、交通費についても、原則として添付すること。
									その他経費計						
									合計						

注) NIESからの支給範囲は、交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。  
 注) 既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者  
 国立研究開発法人国立環境研究所  
 環境リスク・健康領域  
 エコチル調査コアセンター 主任研究員  
 岩井 美幸

# 仕 様 書

## 1. 件 名

令和7年度「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」における生体試料中化学物質測定に係る実験補助員派遣業務

## 2. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）環境リスク・健康領域では、環境省事業「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」のコアセンターを設置し、調査を推進している。エコチル調査は、子どもの胎児期から幼児期、小児期を通じての環境曝露評価を行い、子どもの健康との関連を調査することが中心的な課題である。

エコチル調査では、参加者から血液、尿、母乳等の生体試料を採取し、その化学分析を実施することで、参加者の様々な物質への曝露の評価を行っている。コアセンターでは生体試料化学分析を主に外部委託により実施しているが、外部委託業務による分析結果についてその品質評価を行うため、コアセンター内にて外部委託によって分析した検体の一部を再分析する業務を実施する。

本業務では、生体試料の再分析に係る検体管理、試料前処理、データ処理及び生体試料中化学物質測定に係る支援業務を行う。

## 3. 事業所の名称

国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川16-2）

## 4. 勤務場所

茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所 環境リスク・健康領域 エコチル調査コアセンター

電話番号 029-850-2910

「ただし、必要に応じて派遣労働者の自宅」

なお、感染症の蔓延等による自宅就業の協力依頼があった場合等で、遠隔でも実施可能な業務についてはNIESと調整の上、実施場所を変更することも可能とする。

## 5. 組織単位

エコチル調査コアセンター

## 6. 派遣期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 7. 勤務形態及び員数

(1) 勤務時間 月曜日から金曜日（祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）  
9：00～16：00（うち、休憩時間12時～13時）

実働6時間

指揮命令者の指示により時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。この場合、時間外労働は、4時間/日、45時間/月、360時間/年以内とする。また、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則とするが、振り替えられない場合の休日労働は2日/月の範囲内とする。

(2) 員 数 1名

## 8. 責任の程度

(1) 役職名

なし

(2) 具体的責任の内容

担当業務の遂行責任のみ

## 9. 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別

限定しない。

10. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別  
限定しない。

11. 業務内容等  
特記仕様書によるものとする。

12. 出張の取扱い

(1) 出張依頼等

指揮命令者の指示により、派遣労働者を当該業務の関連で出張させた場合の費用は、翌月に精算するものとする。

なお、NIESからの支給範囲は交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。

(2) 就業時間の取扱い

派遣労働者の出張期間中の就業時間は、7. (1)に定める就業時間数を就業したものと取り扱うものとする。

13. 福利厚生

ロッカー、職員食堂、入館証、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。

また、作業に必要な備品及び消耗品について便宜供与する。

14. 報告書の提出

(1) 勤務報告書の提出

派遣労働者は別紙1の勤務報告書に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出するものとする。

(2) 出張経費報告書

派遣労働者は別紙2の出張経費報告書に出張期間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。

15. 勤務状況の報告

派遣先責任者は、派遣労働者から14.の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告するものとする。

16. 業務完了報告書等の提出

派遣元責任者は、15.の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写を派遣先責任者へ報告するものとする。

17. 検査

指揮命令者の確認を受けた14.に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった16.に定める報告書等により行うものとする。

18. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者

(1) 派遣元責任者

役 職

氏 名

電話番号

(2) 派遣元苦情処理担当者

役 職

氏 名

電話番号

(3) 派遣先責任者

役 職

氏 名

国立研究開発法人国立環境研究所総務部人事課長

辻 恵一

電話番号 029-850-2586

(4) 指揮命令者

役職 国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域  
エコチル調査コアセンター 主幹研究員

氏名 磯部 友彦

電話番号 029-850-2910

(5) 派遣先苦情処理担当者

役職 国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域  
エコチル調査コアセンター 次長

氏名 中山 祥嗣

電話番号 029-850-2786

19. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等については、必要に応じて派遣元会社と指揮命令者が協議の上、定めるものとする。

# 特記仕様書

## 1. 件名

令和7年度「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」における生体試料中化学物質測定に係る実験補助員派遣業務

## 2. 目的

国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域では、環境省事業「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」のコアセンターを設置し、調査を推進している。エコチル調査は、子どもの胎児期から幼児期、小児期を通じての環境曝露評価を行い、子どもの健康との関連を調査することが中心的な課題である。

エコチル調査では、参加者から血液、尿、母乳等の生体試料を採取し、その化学分析を実施することで、参加者の様々な物質への曝露の評価を行っている。コアセンターでは生体試料化学分析を主に外部委託により実施しているが、外部委託業務による分析結果についてその品質評価を行うため、コアセンター内にて外部委託によって分析した検体の一部を再分析する業務を実施する。

本業務では、生体試料の再分析に係る検体管理、試料前処理、データ処理及び生体試料中化学物質測定に係る支援業務を行う。

## 3. 業務内容

### (1) 生体試料分析前処理補助作業

指定された生体試料（血液、尿、乳歯、毛髪等）について、検体情報のデータベースへの登録、試料の秤量、試料の形態や性状の観察、分注、抽出等の分析前処理の補助を行う。

### (2) 生体試料機器分析

質量分析計を用いた生体試料中化学物質（血中有機フッ素化合物、尿中ニコチン代謝物、乳歯中重金属等）の分析の補助を行う。

### (3) 調査に係る郵便物等の参加者への発送業務の補助を行う。

### (4) 上記（1）から（3）の他、指揮命令者の指示に従い、必要な業務を行う。

## 4. 必要条件・資格等

上記3. の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

### (1) 学歴等

大学卒業または同等程度。

### (2) 技術的能力

①精密な実験操作（マイクロシリンジの取り扱い、分析天秤の使用等）ができること。

②生体試料（血液、尿、乳歯、毛髪等）の保管・管理に関する業務の経験が3年以上あること。

③事業所等での試験または実験の経験が3年以上あること。

④PC及び表計算ソフトの基本的操作ができること。

⑤液体高速クロマトグラフ質量分析計または誘導結合プラズマ質量分析計を使用した微量定量分析に係る試料の検体管理、試料前処理の経験を有すること。

### (3) 語学及び学術的能力

日本語でのコミュニケーションが十分にできること。

## 5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、むやみに第三者に伝えてはならない。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。

(別紙1)

# 勤務報告書

業務名：令和7年度「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」における生体試料中  
化学物質測定に係る実験補助員派遣業務

令和 年 月分

氏名

日(曜日)	勤務時間	H	休憩時間(分)	超過勤務時間	H	業務内容等
1日( )	: ~ :			: ~ :		
2日( )	: ~ :			: ~ :		
3日( )	: ~ :			: ~ :		
4日( )	: ~ :			: ~ :		
5日( )	: ~ :			: ~ :		
6日( )	: ~ :			: ~ :		
7日( )	: ~ :			: ~ :		
8日( )	: ~ :			: ~ :		
9日( )	: ~ :			: ~ :		
10日( )	: ~ :			: ~ :		
11日( )	: ~ :			: ~ :		
12日( )	: ~ :			: ~ :		
13日( )	: ~ :			: ~ :		
14日( )	: ~ :			: ~ :		
15日( )	: ~ :			: ~ :		
16日( )	: ~ :			: ~ :		
17日( )	: ~ :			: ~ :		
18日( )	: ~ :			: ~ :		
19日( )	: ~ :			: ~ :		
20日( )	: ~ :			: ~ :		
21日( )	: ~ :			: ~ :		
22日( )	: ~ :			: ~ :		
23日( )	: ~ :			: ~ :		
24日( )	: ~ :			: ~ :		
25日( )	: ~ :			: ~ :		
26日( )	: ~ :			: ~ :		
27日( )	: ~ :			: ~ :		
28日( )	: ~ :			: ~ :		
29日( )	: ~ :			: ~ :		
30日( )	: ~ :			: ~ :		
31日( )	: ~ :			: ~ :		
計	—		—	—		—

(特記事項)

※既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者

国立研究開発法人国立環境研究所  
環境リスク・健康領域  
エコチル調査コアセンター  
主幹研究員

磯部 友彦

(別紙2)

# 出張経費報告書

指揮命令者 殿			請求者	所属					氏名						
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄道賃				船賃		航空賃	車賃		宿泊料	備考
					路程	運賃	急行料	金	計	路程		運賃	路程		
					km	円	円	円	km	円	円	km	円	円	
合計															
出張用務					旅費計				円				※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書等を添付すること。なお、交通費についても、原則として添付すること。		
					その他経費計				円						
					合計				円						

注) NIESからの支給範囲は、交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。  
 注) 既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者  
 国立研究開発法人国立環境研究所  
 環境リスク・健康領域  
 エコチル調査コアセンター 主幹研究員  
 磯部 友彦

# 仕 様 書

## 1. 件 名

令和7年度魚類試験に係る実験及び化学分析補助協力員派遣業務

## 2. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）における戦略的研究プロジェクトや環境省請負業務で実施される魚類胚及び培養細胞などを用いた魚類試験に係る、細胞培養、試験溶液調整、水質測定、分析サンプルの前処理および分析業務などの実験補助業務ならびに必要な関連業務を行う。

## 3. 事業所の名称

国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川16-2）

## 4. 勤務場所

茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域環境リスク科学研究推進室

電話番号 029-850-2851

なお、感染症の蔓延等による自宅就業の協力依頼があった場合等で、遠隔でも実施可能な業務についてはNIESと調整の上、実施場所を変更することも可能とする。

## 5. 組織単位

環境リスク科学研究推進室

## 6. 派遣期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 7. 勤務形態及び員数

(1) 勤務時間 月曜日から金曜日（祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）

8：30～16：00（うち、休憩時間12時～13時）

実働6.5時間

指揮命令者の指示により時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。この場合、時間外労働は、4時間/日、45時間/月、360時間/年以内とする。また、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則とするが、振り替えられない場合の休日労働は2日/月の範囲内とする。

(2) 員 数 1名

## 8. 責任の程度

(1) 役職名

なし

(2) 具体的責任の内容

担当業務の遂行責任のみ

## 9. 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別

限定しない。

## 10. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

限定しない。

11. 業務内容等  
特記仕様書によるものとする。
12. 出張の取扱い
  - (1) 出張依頼等  
指揮命令者の指示により、派遣労働者を当該業務の関連で出張させた場合の費用は、翌月に精算するものとする。  
なお、NIES からの支給範囲は交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。
  - (2) 就業時間の取扱い  
派遣労働者の出張期間中の就業時間は、7. (1) に定める就業時間数を就業したのとして取り扱うものとする。
13. 福利厚生  
ロッカー、職員食堂、入館証、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。  
また、作業に必要な備品及び消耗品について便宜供与する。
14. 報告書の提出
  - (1) 勤務報告書の提出  
派遣労働者は別紙1の勤務報告書に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出するものとする。
  - (2) 出張経費報告書  
派遣労働者は別紙2の出張経費報告書に出張期間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。
15. 勤務状況の報告  
派遣先責任者は、派遣労働者から14. の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告するものとする。
16. 業務完了報告書等の提出  
派遣元責任者は、15. の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写を派遣先責任者へ報告するものとする。
17. 検査  
指揮命令者の確認を受けた14. に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった16. に定める報告書等により行うものとする。
18. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者
  - (1) 派遣元責任者  
役 職  
氏 名  
電話番号
  - (2) 派遣元苦情処理担当者  
役 職  
氏 名  
電話番号
  - (3) 派遣先責任者  
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所総務部人事課長  
氏 名 辻 恵一  
電話番号 029-850-2586
  - (4) 指揮命令者  
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域  
環境リスク科学研究推進室 主任研究員

氏名 山岸 隆博  
電話番号 029-850-2851

(5) 派遣先苦情処理担当者

役職 国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域  
環境リスク科学研究推進室長  
氏名 大野 浩一  
電話番号 029-850-2851

19. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等については、必要に応じて派遣元会社と指揮命令者が協議の上、定めるものとする。

# 特記仕様書

## 1. 件名

令和7年度魚類試験に係る実験及び化学分析補助協力員派遣業務

## 2. 目的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）における戦略的研究プロジェクトや環境省請負業務で実施される魚類胚及び培養細胞などを用いた魚類試験に係る、細胞培養、試験溶液調整、水質測定、分析サンプルの前処理および分析業務などの実験補助業務ならびに必要な関連業務を行う。

## 3. 業務内容

- (1) 魚類試験の補助業務（細胞培養、試験溶液の調整、給餌、水質測定、顕微鏡観察、水槽ならびに器具の洗浄など）
- (2) 試験対象化学物質の化学分析のための前処理および分析業務
- (3) 試験データの入力作業（Excel）等
- (4) 上記（1）から（3）の他、指揮命令者の指示に従い、必要な業務を行う。

## 4. 必要条件・資格等

上記3.の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

### (1) 学歴等

理系の専門学校以上の学歴を持つか、5年以上公的研究機関もしくは民間企業において実験補助業務及び化学分析業務に携わっていること。

### (2) 技術的能力

- ①動物細胞実験に関する一連のスキルを有し、自立して細胞培養及び培養細胞実験を行えること。
- ②水質分析等の環境分析業務の実務経験を5年以上有していること。
- ③化学分析機器（HPLC、LC/MS、GC/MS等）の実務での使用経験を5年以上有すること
- ④Microsoft Excel, Word, Outlook を使用できること。

### (3) 語学及び学術的能力

業務遂行に必要な日本語での意思疎通・読み書きに支障がない者であること。

## 5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、むやみに第三者に伝えてはならない。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。



(別紙2)

# 出張経費報告書

指揮命令者 殿			請求者	所属						氏名	□					
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄 道 賃				船 賃		航空賃	車 賃		宿泊料	備 考	
					路 程	運 賃	急 料	行 金	計	路 程		運 賃	路 程	実費額		実費額
					km	円	円	円		km	円	円	km	円	円	
合 計																
出張用務									旅 費 計				円	※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書を添付すること。 なお、交通費についても、原則として添付すること。		
									その他経費計				円			
									合 計				円			

注) NIESからの支給範囲は、交通費及び宿泊費(10,000円(税込)を限度)の実支出額とする。

注) 既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者  
 国立研究開発法人国立環境研究所  
 環境リスク・健康領域  
 環境リスク科学研究推進室  
 山岸 隆博 □

## 仕様書

1. 件名 令和7年度エコチル調査における固定データ提供サイト及び掲示板サイトの運用保守業務
2. 業務契約期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
3. 業務実施場所 請負者において行うものとする。

### 4. 目的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、平成22年度より開始された環境省事業「子どもの健康と環境に関する全国調査（以下「エコチル調査」という。）」の中心機関（以下「コアセンター」という。）として、全国15地域の大学等に設置したユニットセンターと共同で、調査を推進している。エコチル調査は、全国で10万人の妊娠中の母親をリクルートし、生まれてくる子どもを対象に追跡する出生コホート調査である。

コアセンターでは、協力機関等の調査関係者との情報共有のために、エコチル調査連絡協議会掲示板サイト（以下「掲示板サイト」という。）の運用を行っており、令和4年度にContents Management System（以下「CMS」という。）を用いたより簡易かつ効率的な仕組みへの移行を行ったところである。加えて、同サイト上に固定データ提供サイトを新たに設けて、環境と健康に関する研究のためにデータ利用を許可された調査関係者に対して、エコチル調査で収集したデータを提供するところである。掲示板サイトと固定データ提供サイトの両サイトのユーザ及び管理者は、それぞれ異なるアクセス権限を有するが、同じ一つのCMS上で運用できる仕様となっている。本業務では、固定データ提供サイト及び掲示板サイトの両サイトの運用保守を行うものである。

### 5. 業務内容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

#### 5.1. 固定データ提供サイト及び掲示板サイトの運用保守

##### (1)WordPress の更新

- ・定期的に CMS 等の脆弱性対策を行い、最適な情報セキュリティを確保すること。
- ・WordPress テーマの更新、WordPress プラグインの更新を行うこと。頻度は約3ヶ月に1回、年4回を想定する。
- ・WordPress の更新に伴い、システムの競合が発生した場合は、調査、修正、開発を行うこと。
- ・セキュリティ設定に伴い構築されたネットワークセキュリティの動作確認及びチューニングを行うこと。

- ・更新内容をまとめ NIES 担当者に報告書を提出すること。また NIES 担当者の要求に応じて報告会を行うこと。

(2) PHP、DB の更新

- ・PHP、DB の更新を行うこと。定期作業として年 1 回を想定する。
- ・PHP、DB は WordPress 本体、テーマ、プラグインがサポート可能か確認すること。

(3) 緊急セキュリティ対応

- ・セキュリティリスクが高い問題が発生した場合は、緊急でセキュリティ対応（バージョンアップ、定義の更新）を行うこと。
- ・更新内容をまとめ NIES 担当者に報告書を提出すること。また NIES 担当者の要求に応じて報告会を行うこと。

(4) バックアップの定期取得及び監視（更新時・随時）、切り戻し対応

- ・定期的または更新作業前にバックアップを取得し、復旧できるようスタンバイすること。
- ・システム環境が損傷した際にバックアップからの切り戻しを行うこと。

(5) 問い合わせ対応

- ・固定データ提供サイト及び掲示板サイトの両サイト運用管理者からの簡易な問合せ（利用方法、仕様確認等）に対応すること。年 12 回程度を想定する。

## 5.2. Web サーバ、回線を含むインフラの運用保守

- (1) 固定データ提供サイト及び掲示板サイトを安定して運用できるよう、Web サーバ（AWS Amazon Lightsail）及び回線を含むインフラを提供すること。
- (2) IPA の「安全なウェブサイトの作り方（第 7 版）」のウェブアプリケーションの実装チェックリストをクリアしていることを確認し、必要に応じて既存の脆弱性対策を行うこと。
- (3) WAF と IPS 等による不正アクセスへの対策について、必要に応じてメンテナンスを行うこと。

## 5.3. 資格要件

- (1) 品質マネジメントシステムの規格である「JIS Q 9001」又は「ISO9001」（登録活動範囲が情報処理に関するものであること。）の認証を有していること。
- (2) 情報セキュリティ実施基準である「JIS Q 27001」、「ISO/IEC27001」又は「ISMS」の認証を有していること。
- (3) 財団法人日本情報処理開発協会のプライバシーマーク制度の認定を受けている又は「JIS Q 15001」の認証を有していること。

## 6. 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

- (1) 業務結果報告書 1 部

報告書の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます  
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者との協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

## 7. 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記（1）及び（2）にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 8. 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下の URL において公開している。（[https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)）

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。

- (3) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等適切な盗難防止の措置を講じること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- (6) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## 9. 検査

本業務終了後、NIES 担当者の立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## 10. 協議事項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者との協議の上、その指示に従うものとする。

## 11. その他

- (1) 請負者は、本業務実施に係る活動において、グリーン購入法の趣旨に則り、グリーン購入を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、グリーン購入法基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。
- (2) 請負者は、本業務の一部を他の業者に再委託する場合は、事前の承認を得た上で、本業務遂行上の注意点等を伝えるとともに、業務全体の管理監督責任を負うこと。
- (3) 請負者は、業務実施場所において、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震（震度 5 強以上に限る。）、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象が発生した場合、ただちに請負業務に係る被害状況の確認を開始し、発生から 2 時間以内にその確認状況を NIES 担当者に報告すること。また、確認状況を報告した後における対応について NIES 担当者の指示に従うこと。ただし、通信障害等により確認状況の報告が困難である場合はこの限りではない。

# 仕 様 書

- 1 件 名 令和7年度福島県奥会津地域における社会的インパクト評価の実施支援業務
- 2 業務契約期間 令和7年4月1日～令和7年10月30日
- 3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

## 4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、持続可能地域共創研究プログラムにおいて、福島県奥会津地域を対象として、持続可能な社会を実現する実施主体としての地方自治体や地域住民等の地域ステークホルダーと協働して、共創的で持続可能な地域社会実現のための方策の構築と、その実施に向けた支援のあり方の研究を進めている。本業務では、上記研究において、福島県奥会津地域におけるこれまでの検討を踏まえ、地域の森林を活用することによる多様な価値が地域にもたらす社会的インパクトの評価・可視化の実施を支援することを目的とする。

## 5 業 務 内 容

4の目的を達成するため、以下の事項（1）～（3）を実施する。請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

- (1) ロジックモデルの作成  
奥会津地域の森林活用を対象としたロジックモデルとして、「インプット」、「活動」、「アウトプット」、「アウトカム」の因果関係の整理を行う。整理に必要な情報は NIES より提供することとする。整理した結果を PowerPoint スライド1枚程度にまとめる。
- (2) 評価指標および測定方法の選定とデータ収集  
（1）で整理したロジックモデルのうち、評価対象とするアウトカム候補を選定し、NIES 担当者との協議の上、これらアウトカム候補について評価指標とその測定方法（定量的、定性的）を整理する。評価指標に関する情報は NIES より提供することとする。整理した評価指標および測定方法を自治体（福島県三島町を想定）の担当者に提示し、妥当性についての確認を行う。本提示にあたっての自治体担当者との調整は NIES にて実施し、形式は対面もしくはオンラインとする。決定した評価指標および測定方法に基づき、必要なデータの収集を行う。
- (3) データの分析および社会的インパクト評価の実施  
（2）において収集したデータを用いて分析を実施する。分析手法は多変量解析を想定しているが、具体の手法については NIES 担当者と協議の上で最終決定することとし、分析に必要なソフトウェア等は請負者にて用意することとする。分析結果を用いて、奥会津地域の森林活用に関する評価を実施し、その効果や課題、阻害要因等を整理する。

上記の業務の結果を業務報告書にとりまとめること。NIES 担当者との3回程度（オンラインを想定）の打合せを行うこと。

## 6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

	品名	形式
1	業務報告書	書面・一部 DVD・一式

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達推進に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます  
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合はNIES 担当者との協議の上、基本方針(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>)を参考に適切な表示を行うこと。

## 7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てをNIESに無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作人格権(著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。)を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの(以下「既存著作物」という。)が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下URLにおいて公開している。

([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- ① 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ② 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③ 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じてNIESの行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④ 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤ 業務に用いる電算機(パソコン等)は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥ 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## 9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## 10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかにNIES 担当者との協議の上、その指示に従うものとする。

## 11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

# 仕 様 書

- 1 件 名 令和7年度プラスチック条約に関するシンポジウムの開催支援業務
- 2 業務契約期間 令和7年4月1日～令和8年2月27日
- 3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

## 4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）のプラスチック連携研究グループでは、プラスチックの海洋等への流出、化学物質影響、拡大生産者責任、廃棄物管理などに関する研究を実施している。これらがプラスチック条約策定の論点になっていることも鑑み、本業務は同連携研究グループの活動の一環として、プラスチックに関わるステークホルダー（研究者・行政・事業者）を主たる対象とし、プラスチック条約策定の課題を専門的に議論する、プラスチック条約に関するシンポジウムの開催支援を行う。

## 5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。シンポジウム企画案は別紙のとおり。今後、内容は調整される前提。なお、会場手配、配信準備、ホームページでの告知、講演者への依頼など事務的な内容はNIESで実施予定。

### (1) 事前ワークショップのファシリテート

シンポジウムの前に登壇者の事前ワークショップ（以下、「WS」という。）を開催する予定。WSの目的は登壇者がお互いに知識を教え合い、講演内容に重複や抜け落ちがないようにすること、パネルディスカッションのストーリーを作ること。請負者はWS参加者のためにプラスチック条約の交渉経過および合意内容（公表された成果文書）について解説し、WSの議事メモを作成して、パネルディスカッションの台本（案）を作成する。WSはNIES（つくば）にて対面開催の想定。

### (2) シンポジウム当日の講演

プラスチック条約の政府間交渉委員会（INC）に関する動向について詳しくない方にもわかりやすいよう、情報を整理してシンポジウムで講演する。なお、録画はするが、アーカイブ配信や資料のホームページ掲載はしない。内容について、他の登壇者との分担は以下の想定。

- ・ 請負者：2024年12月のINC-5（および2025年に次回のINCが開催される場合はそれも含む）におけるプラスチック条約に関する交渉経過および合意内容の解説
- ・ 経済産業省及び環境省：日本政府としての公式の立場・見解
- ・ 地球環境戦略研究機関：プラスチック条約のINCにおける議論内容の解説

### (3) 講演とパネルディスカッションのメモ、報告（案）の作成

シンポジウム当日の各講演とパネルディスカッションのメモを作成し、これを基に報告（案）を作成する。報告（案）はNIESホームページで公表し、各講演及びパネルディスカッションの概要と全体まとめて構成され、Word（A4）で8頁程度の想定。

## 6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物をNIES担当者へ提出するものとする。

- ・ WSの議事メモ、パネルディスカッションの台本（案）
- ・ シンポジウムの報告（案）

いずれも電子媒体 一式

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

## 7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作権者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)に関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (3) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- (6) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## 9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## 10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

## 11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

国立環境研究所シンポジウム

「プラスチック条約への対応 ～国内の産官学に求められること～（仮）」

日時： 2025年4月～9月の半日  
場所： 東京・霞が関 周辺  
主催： プラスチック資源循環 連携研究グループ  
定員： 100名程度

開催趣旨：

2022年3月に開催された第5回国連環境総会再開セッションにおいて、「プラスチック汚染を終わらせる： 法的拘束力のある国際約束に向けて」が採択されました。これに基づいて、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（プラスチック条約）の策定に向けた政府間交渉委員会（INC）の設置が決定され、同11月開催の第1回（INC-1）から2024年11月から12月開催の第5回（INC-5）まで、条約の策定作業が進められてきました。

本シンポジウムでは、国立環境研究所の「プラスチック資源循環 連携研究グループ」のメンバーに加え、プラスチック条約に関する議論に詳しい専門家をお招きして、プラスチック条約の交渉経過および合意内容（公表された成果文書）をもとに、化学物質や海洋ごみ、資源循環など様々な側面から講演いただきます。総合討論では、プラスチック条約への国内対応として求められること、それらに対して科学が果たすべき貢献について、パネリストの方々と議論します。

プログラム（仮）：

13:00-13:10	趣旨説明	連携研究グループ 長 中谷隼
13:10-13:30	プラスチック条約の交渉経過および合意内容の解説	(請負業者)
13:30-14:00	プラスチック条約への日本政府の対応	環境省 水・大気環境局 経済産業省 製造産業局
14:00-14:20	プラスチック条約への業界の対応	(業界団体：CLOMA など)
14:20-14:30	前半の発表への質疑応答	
	(休憩)	
14:40-15:00	プラスチック条約に関する国際的動向と産学に求められる対応	地球環境戦略研究機関 (IGES) 粟生木千佳 氏
15:00-15:15	プラスチックの海洋流出の実態把握	資源循環基盤技術研究室 鈴木剛 氏

15:15-15:30	発展途上国におけるプラスチック問題	(未定)
15:30-15:45	プラスチック資源循環への化学物質の影響	資源循環社会システム研究室 小口正弘 氏
15:45-16:00	プラスチック資源循環の物質フローと ランドデザイン	連携研究グループ長 中谷隼
16:00-16:10	後半の発表への質疑応答	
	(休憩)	
16:20-17:00	総合討論：プラスチック条約への国内対応と科学の貢献	
	モデレータ：中谷	
	パネリスト：(講演者)	

#### 総合討論の主旨：

プラスチック条約への国内対応としての政府や業界に求められる取組を整理した上で、それらに対して科学が果たすべき貢献や、現状で知見が足りない分野について議論して、プラスチックに関する今後の研究課題への示唆を得る。

#### 総合討論の進行：

16:20-16:25	総合討論の主旨説明，パネリスト紹介（中谷）
16:25-16:35	① プラスチック条約のポイント ～海洋流出，化学物質，資源循環～
16:35-16:55	② プラスチック条約への対応として政府や業界に求められる取組
16:45-16:55	③ プラスチック条約への対応に対して科学が果たすべき貢献
16:55-17:00	まとめ，総括（中谷）

#### 総合討論の論点：

- ①の中で、プラスチック汚染（海洋流出，化学物質）と資源循環または代替素材の関係がどのように記述されているか（資源循環や代替素材によって汚染の問題を解決できると考えられているのか）、プラスチック条約の考え方を整理する。
- ②③については、前半の講演者からプラスチック条約への国内対応として考えられる取組について挙げていただいた上で、後半の講演者から、それらの取組の実効性を示すまたは高めるために科学が貢献できることをお話いただき、産官学それぞれに求められる役割について議論する。

以上

# 仕 様 書

1. 件名 令和7年度障がい者と高校生の協働による高齢者のごみ出し支援にむけたネットワーク形成業務
2. 業務契約期間 契約締結日～令和8年3月27日
3. 業務実施場所 請負者の定める場所において行うものとする。

## 4. 目的

近年、環境省等の主導のもと、独居や要介護などの状況にある高齢者のごみ出し支援制度の運用が始まっている。高齢者のごみ出し支援は、高齢化が進行する日本社会において今後、社会的要請が高まることが予測されるが、その制度設計は緒についたばかりである。特に担い手（ごみの収集・運搬を担う者）については、自治体の廃棄物部局と福祉部局の連携をもとに、一般廃棄物収集運搬業者、町内会・自治会などの地縁的団体、シルバー人材センター等が想定されている。とはいえ、これらの資源（人材）を豊富に有する地域ばかりではない。本制度の安定的な制度運用のためには、地域に根づいて生活する障がい者・高校生が活躍する余地があり、両者（障がい者と高校生）が協働する意義が認められる。

障がい者と高校生が協働して高齢者のごみ出し支援に参画することには様々なメリットがあると考えられる。障がい者の就労先である作業所が、高齢者のごみ出し支援を事業として請け負うことで、売り上げの創出および工賃への反映につながることを期待される。また高校生にとっては、実地型の福祉学習・環境学習としての教育効果が期待されるとともに、多様な人々との協働の経験を積むことができるうえ、課外学習・ボランティア活動として位置付けられることで、キャリア（進学・就職）にも寄与しうる。

以上の背景をふまえて本業務では、福島県郡山市において、高齢者のごみ出し支援に関する活動にむけた基盤整備をおこなう。具体的には、高齢者のごみ出し支援活動に参画しうる潜在的な利害関係者（以下、ステークホルダー：SH）の活動とニーズに関する情報を収集・整理するとともに、SHのネットワーク形成を促進するための取り組みを企画・実施する。

## 5. 業務内容

4の目的を達成するため、以下の業務を実施する。請負者は、本業務の遂行に当たり、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

### （1）高齢者のごみ出し支援活動に参画しうるSHの活動・ニーズに関する情報の収集・整理

郡山市内で活動実施地区を1か所選定したうえで、当該地区において高齢者のごみ出し支援活動に参画しうるSHを特定する。そのうえで、特定したSHに対するヒアリングを実施し、高齢者のごみ出しに関するSHの活動および高齢者のごみ出しに関するSHのニーズに関する情報を収集・整理する。ヒアリングの対象となるSHは少なくとも3団体（集団）として、このうちに障がい者・高校生を必ず含めるものとする。その他の対象とするSHについては、NIES担当者と協議の上決定する。

### （2）高齢者のごみ出し支援活動の対象となる世帯のリスト作成および活動への参加依頼

（1）で設定した郡山市内の活動実施地区において、高齢者のごみ出し支援活動の対象

となる世帯のリストを作成する。リスト作成にあたって、必要に応じて、ひとり暮らし高齢者の支援、災害時の避難行動要支援者避難支援制度等を所管する郡山市各部局、地元町内会・自治会等にヒアリングを実施して、対象となる世帯の情報を取得する。さらに、リストの対象世帯に対してごみ出し支援活動の概要を説明したうえで、活動への参加依頼を行い、活動参加への協力可否を確認したうえで、活動参加への同意を取得する。

### (3) 高齢者のごみ出し支援活動に参画する SH のネットワーク形成を促進するための取り組みの企画・実施

郡山市内の活動実施地区における高齢者のごみ出し支援の課題について議論することを目的とするワークショップを企画・実施する。ワークショップの参加者は(1)でヒアリングを実施した SH として、各 SH に参加を依頼するとともに、郡山市内の活動実施地区に居住または活動する住民に対しても参加の案内を行う。ワークショップは、業務契約期間内に 2 回程度実施するものとする。

## 6. 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

	品名	期限	形式
1	(1) (2) (3) の業務結果を取りまとめた報告書および関連資料	令和 8 年 3 月 27 日	電子ファイルまたは冊子 一式

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。
---

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

## 7. 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。

提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 8. 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- ① 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時も連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ② 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③ 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④ 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤ 業務に用いる電算機(パソコン等)は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥ 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## 9. 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## 10. 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

## 11. そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

# 仕 様 書

- 1 件 名 令和 7 年度日本の国家窒素インベントリ改訂に関する窒素収支算定及びシナリオ開発業務
- 2 業務契約期間 契約締結日～令和 8 年 3 月 27 日
- 3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

## 4 目 的

2019 年及び 2022 年の第 4 回、第 5 回の国連環境総会では、持続可能な窒素に関する決議が採択され、その中で“廃棄窒素”を半減という目標の議論が行われてきた。第 5 回国連環境総会では、2030 年までの廃棄窒素削減にむけた各国の国家行動計画の情報共有が推奨され、我が国においても、持続可能な窒素管理に向けて、日本国の窒素フロー及び廃棄窒素量の評価に早期に取り組む必要がある。国内の窒素利用は農業利用のみならず、産業用途また現在ではエネルギーとしての利用も始まっている。

環境研究総合推進費 5-2301 では、国家窒素インベントリの構築を目指し、国内の窒素フロー及び環境中への廃棄窒素排出（NO<sub>x</sub>、NH<sub>3</sub>、N<sub>2</sub>O、N<sub>2</sub>、NH<sub>4</sub><sup>+</sup>、NO<sub>3</sub><sup>-</sup>、有機態窒素等）の窒素収支計算モデルの開発及び活動量、排出係数等の収集を行ってきた。本業務では、国内の廃棄窒素窒素インベントリ・窒素収支の推計の完成を目指し、開発モデルの点検及び、それを用いた集計を行う。また廃棄窒素削減にむけたシナリオ開発を行う。

## 5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、国立研究法人国立環境研究所（以下「NIES」という）担当者と十分な打ち合わせを行い、以下の(1)及び(2)の業務を実施することとする。本仕様書に記載のない細部、あるいは、業務内容に変更の必要性が生じた場合には、速やかに NIES 担当者と協議のうえ、その指示に従うものとする。

業務実施に当たり、収集文献を適切な方法で情報管理・共有し、文献調査データの管理は Microsoft Excel（または Microsoft Word, Power Point）を用いる。また、リンク機能の活用や十分なコメントを付すなどして、収集した一次データから文献調査データベースに格納する 2 次データの加工までの一連のデータ加工プロセスを Microsoft Word, Power Point 等を用いて記録に残し、再現性を十分に担保する。データベース整備の書式については、NIES 担当者と十分に協議すること。

### (1) 日本国内の窒素収支解析業務

#### (ア) 日本国内の窒素収支解析

本業務では、本推進費で開改良を進めている CHANS-JP (Coupled Human and Natural Systems in Japan) モデルを用いて、国内の活動量統計等を活用し、日本国内における窒素収支を包括的に算定します。以下の要素を含む詳細な解析を実施する。

#### 1. 窒素フロー・収支の解析

農業、畜産、産業、都市活動など、各セクター間の窒素フローの可視化及び定量化及び窒素の投入量（肥料使用量、飼料輸入量など）及び排出量（廃棄物、排水など）の解析。重要なプールに関しては、ストック変化も合わせて解析を行い、妥当性について評価する。

#### 2. 環境中への窒素排出（廃棄窒素量）の評価

大気（窒素酸化物、アンモニア等）、水系（硝酸態窒素、アンモニア態窒素）への排出量の推定。

#### (イ) 日本国内の窒素収支解析結果の再整理

欧州国連委員会（UNECE）が発行する最新版の”GUIDANCE DOCUMENT ON INTEGRATED SUSTAINABLE NITROGEN MANAGEMENT”（2025 年 1 月に発刊予定）及びその附託文書に基づき、日本の窒素収支を整理、可視化する。CHANS-JP モデルとは異なるプール及びサブプールで構成されるため、CHANS-JP で得られた収支に基づき、再集計、再計算を実施する。

#### (ウ) 窒素フローに関わる不確実性の評価算出と SFCL インベントリとの整合性評価

排出係数や活動量の不確実性を考慮して、インベントリの不確実性についても検討を行う。活動量や排出係数の不確実性の算定にあたっては、NIES が収集してきた排出係数の変動や上記 UNECE

の GUIDANCE 文書の手法に基づいて計算を行う。

## (2) 廃棄窒素削減シナリオ開発

NIES 担当者と協議しながら、現在の利用可能な窒素管理手法に基づき、国内外の廃棄窒素量の変化についての 2030 年及び 2050 年までを想定したシナリオを開発する。IPCC における SSP シナリオ等、脱炭素シナリオ等を参加しながら、特に廃棄窒素の削減ポテンシャルに着目し、新規のシナリオを作成する。

## (3) 報告書の作成

本業務の作業内容や打ち合わせの記録等をまとめた作業報告書を作成する。

## 6 必要要件等

- ・ CHANS-JP モデルを使用した経験があること。
- ・ 廃棄窒素管理について背景を熟知していること
- ・ IPCC の SSP シナリオ等を活用、また関連する緩和等シナリオ開発の経験を有すること
- ・ 国内外の信頼できるデータベースを活用し、最新の科学的知見を反映できること。
- ・ データの精度と妥当性を確保するための方法論を明確に提示すること。

## 7 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下に以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

### (1) 調査報告書 (PDF 形式及び Word 形式) 及び作成データのファイルを収録した電子媒体 1 式

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当官の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます  
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者との協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

## 8 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記 (1) 及び (2) にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 9 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- ① 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ② 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③ 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされる時又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて

NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。

- ④ 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤ 業務に用いる電算機(パソコン等)は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講じること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥ 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

#### 10 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

#### 11 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

#### 12 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

# 仕 様 書

- 1 件 名 令和7年度地域における未来資源循環施設計画の策定支援ツールの開発業務
- 2 業務契約期間 契約締結日～令和7年10月31日
- 3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

## 4 目 的

人口減少時代のなかで、効率的な廃棄物処理のサービスとシステムを維持していくには、環境省が通知を発しているように施設の集約化や広域化、民間施設の利用等、様々な方策を講じて施設整備をしていく必要がある。しかしながら、市町村の自区域を超えた検討は、当該自治体の廃棄物行政担当者には高度な専門能力が必要となり、全ての自治体で検討ができるわけではない。そこで本業務では、将来の社会状況変化や資源循環・廃棄物政策の今後の展開をふまえたうえで、市町村や都道府県の自治体担当者が長期的・広域的観点から施設整備を行えるように、未来の資源循環をふまえた施設整備計画（以下「未来資源循環施設計画」という。）にあたって求められる情報を閲覧・分析することを可能にする計画策定支援ツール（以下「計画支援ツール」という。）を開発する。

## 5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）の担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。本計画支援ツールは、NIESが公表している一般廃棄物処理実態調査のデータベース（以下「一廃DB」という。）の姉妹版として公表されることから、一廃DBのシステムや操作仕様等に準拠するものとし、ビジュアルライゼーションソフトであるTableauを用いる。請負者は業務開始時に「Tableau Creator」ライセンスを少なくとも1つ取得することとし、閲覧システムの利用者には、主に自治体の廃棄物政策担当者を想定すること。

### 1) 将来の廃棄物処理・資源化シナリオデータの閲覧ツールの開発

NIES担当者から提供される2050年までの市町村等の一般廃棄物処理・資源化データ（ごみ排出量や焼却処理量、リサイクル量、その他処理量など）を表示させるTableauを用いた図表またはダッシュボードを作成する。この際、都道府県下の市町村を任意に選択して広域ブロックを設定できるものとし、当該広域ブロックに対して、ユーザーが人口変化によるごみ減量率やリサイクル率等を変化させて、表示させるデータを変更できるものとする。さらに、現状との比較のために、当該広域ブロック内における各市町村の一般廃棄物の処理状況並びに各施設の稼働状況も表示させるダッシュボードも作成する。

### 2) 将来の施設データの閲覧ツールの開発

NIES担当者から提供される一般廃棄物処理施設のデータを用いて、2050年までの期間を想定して、期間中に施設集約できる可能性がある施設を表示させるTableauを用いた図表またはダッシュボードを作成する。この際、都道府県下の任意の市町村をユーザーが選択することで、表示・閲覧できる施設を絞り込むことができるようにする。また、1)で設定したごみ減量率やリサイクル率などの将来変化をふまえて施設の稼働率が将来的に低下・変化する様を表示する方法と施設間の距離情報を表示・視認できるようにする方法を検討し、施設の統廃合（複数の施設を同時に廃止し、新規施設でこれまでにそれらの施設で受け入れていたごみを処理する。）だけでなく、施設の併合（ある施設を廃止し、他の稼働中の施設でごみを受け入れて処理する。）を検討するにあたっても参考となる情報を示せるようなTableauを用いた図表またはダッシュボードの作成も検討する。対象施設は、焼却施設、燃料化施設、粗大ごみ処理施設、資源化施設、最終処分場とする。このうち、資源化施設については、対象物が異なる施設がデータに含まれるため、それらを精査して表示できるようにすることを検討する。

### 3) 計画支援ツールの作成

1)並びに2)で開発された閲覧ツールを組み合わせたTableauを用いたダッシュボード（以下、「計画支援ツール」という。）を作成する。この計画支援ツールにおいては、将来の複数時点における必要なごみ焼却量から求められる焼却施設容量を表示させ、かつその施設容量が対象域内の既存施設で確保できているかが分かるようにする。当該域内において施設容量が確保できていない場合には、新規施設の必要容量もしくは外部委託の必要量が分かるようにして、自治体担当者による施設整備計画を支援できるようにする。

この作業については、2025年8月頃をめぐりに初案となるダッシュボードを作成するものとし、その後、NIES担当者からのいくつかの改善要望をふまえてマイナーチェンジを行い、計画支援ツールを業務期間内に確定・完成させる。

### 4) 一廃DBの更新とデータ項目の追加

既存の一廃DBに最新年のデータとなる2023年度の一般廃棄物処理実態調査データを追加格納す

るとともに、家庭系ごみ量や一人一日当たり焼却処理量等の数程度のデータ項目を追加して、一廃DBのTableauダッシュボードを更新する。ただし、Tableauダッシュボードのデザインの更新は行わない。データはNIES担当者から提供されるものとし、追加公表するデータ項目の選定は、NIESの担当者とともにを行い、その了解を得ること。

## 6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下に以下の成果物をNIES担当者へ提出するものとする。

- ・業務成果報告書（wordファイルとPDFファイル。図表については、元のファイル形式（Excel、PowerPoint）を含む。）並びにインタラクティブなグラフページのデータ（Tableauが用いる独自のファイル形式やHTMLファイル）を収録した電子ファイル一式

上記以外のファイル形式を用いるときは、NIES担当者の了解の上で用いること。

## 7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第27条及び第28条を含む著作権の全てをNIESに無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作人格権（著作権法第18条から第20条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIESが承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下において公開している。

([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- ① 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES担当者へ書面で提出すること。
- ② 請負者は、NIESから要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③ 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じてNIESの行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④ 請負者は、NIESから提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤ 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny等のP2Pソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥ 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## 9 検 査

本業務終了後、NIES担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## 10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかにNIES担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

## 11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

# 仕 様 書

- 1 件 名 令和7年度一般廃棄物の地域資源循環システムの分析業務
- 2 業務契約期間 契約締結日～令和7年12月22日
- 3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

## 4 目 的

人口減少時代のなかで、効率的な廃棄物処理のサービスとシステムを維持していくには、環境省が通知を発しているように施設の集約化や広域化、民間施設の利用等、様々な方策を講じて施設整備をしていく必要がある。しかしながら、市町村の自区域内を超えた検討は、当該自治体の廃棄物行政担当者には高度な専門能力が必要となり、全ての自治体で検討ができるわけではない。そこで本業務では、将来の社会状況変化や資源循環・廃棄物政策の今後の展開をふまえた上で、市町村や都道府県の自治体担当者が長期的・広域的観点から施設整備を行えることが行えるように、一般廃棄物の地域資源循環システムの分析と自治体支援ツールの開発を行う。

## 5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）の担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を行う。

### (1) 広域化条件下における将来の地域資源循環システムの分析と支援ツールの開発

a) 人口減少下でごみ減量化が進みつつも、生ごみとプラスチックの資源化が進展した場合の焼却必要量と焼却施設の必要容量、資源化量と資源化施設の必要容量を特定の2つ程度の地域（複数の自治体を含む広域とする。）をもとに将来推計する。この際、焼却ごみ等の組成の情報を用いて、焼却ごみ中の特定の組成が資源化フローにシフトすることを想定した上で、焼却ごみのカロリー変化と発電量と売電収入の変化を算出するとともに、一部の自治体が他の自治体に合わせて分別収集を開始するというように分別区分の違いの扱いについても実態をふまえて複数の選択を想定する。その上で、この算出方法を一般化させた計算手順となるようにExcelによる計算ファイルを作成する。その際、発電した電気が気候変動対策における炭素固定技術に使われて売電収入が減少するシナリオも想定できるようにする。

なお、本検討は、一般化させたツール開発を目指すため、特定の地域における特徴をパラメータとして反映させつつも、分析のアルゴリズムはできるだけ共通的に利用できるように留意すること。また、産業コンビナートにおけるごみの有効利用が行われることも想定し、そのようなシナリオのパラメータ設定が反映できるようにすること。

b) 加えて、将来の施設の必要設備容量が与えられた場合に、どのように施設を組み合わせるかの検討を行いやすくするための施設整備計画の支援ツールとして、別紙図に示す内容を分析できるExcelファイルを作成する。本ファイルでは、ユーザーが都道府県下の任意の市町村を選定した後に、当該地域において現在から将来にわたって必要な施設容量と、現存の施設によって処理が確保される部分を明示させるものである。また、現存施設の延命化並びに新規施設の立地をユーザーが設定することで、少なくとも2050年までの必要な施設容量を確保できていることを視認できるようにする。また、開発したツールを2つ程度の地域に適用し、本ツールが有効に活用できる点と、不十分になる点をまとめる。

### (2) 将来の地域資源循環の施設計画に求められる情報の整理と分析アルゴリズムの開発

都道府県等が行う施設集約・広域化の計画策定から実施までのプロセスを想定し、都道府県や市町村の担当者が必要とすると考えられる情報を特定し、専門的支援が必要な情報をリスト化する。また、そのなかから、自治体担当者にとっての利用価値や優先度が高い情報を獲得するための分析・計算アルゴリズムを広域化における廃棄物の運搬に関連して1つ作成する。具体的には、フローチャートや数式等を用いて算出の手順等を明確に記述するとともに、当該アルゴリズムに入力するパラメータデータの情報源情報を可能な限り提示する。例えば、広域化によって設置・運用される施設の候補地を複数設定すると、それぞれの施設への運搬について、それぞれの道路状況をふまえて運搬ルート等の情報が提示されて、自治体担当者の判断を支援するといったアルゴリズムである。なお、自治体担当者がユーザーであることから、高度で難易度が高い作業をユーザーが行わないですむようにアルゴリズムの設計を行うとともに、データの入手困難性が高いものをパラメータとすることは避けること。

## 6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時までに以下の成果物をNIES担当者へ提出するものとする。

- ・業務報告書（Word ファイル及びそれを PDF 化したファイル）並びに図表の元ファイル一式
- ・開発された分析モジュールの電子ファイル（Excel ファイルや R 言語等のファイル）一式

上記以外のファイル形式を用いるときは、NIES 担当者の了解の上で用いること。

## 7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)に関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (3) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- (6) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## 9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## 10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

## 11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

(別紙) 仕様書 5.(1) b)に記載の図

追加施設 $\alpha$  \_\_\_\_\_年開始、施設容量 \_\_\_\_\_トン/日

追加施設 $\beta$  \_\_\_\_\_年開始、施設容量 \_\_\_\_\_トン/日

<延命させる施設>

□施設A

■施設B

□施設C

□施設D

